

鹿兒島県史料

旧記雑録附録二

題
字

鎌 鹿
田 児
要 島
人 知
事

解題

伊地知季通編纂の薩藩旧記雑録のうち、これまでに追録・前編・後編ととりあげてきたが、最後に残ったものとして附録をとりあげることにする。旧記雑録には大別して鹿児島県庁本（鹿児島県立図書館所蔵本）・内閣文庫本（国立公文書館所蔵）と島津家本（東京大学史料編纂所現蔵本）とがあり、後者が伊地知季安・季通父子自筆本で今回鹿児島史料として刊行している旧記雑録の底本となっているものである。前者は編纂がある程度進んでいたものを明治十三年政府の命によって謄写提出したものの正本（内閣文庫本）及び扣（県庁本）であり、扣はさらにその後増補されて現在の県立図書館本の体裁となったのである。後者（島津家本）についてはさらに修正増補が重ねられ、巻数も改められ最終的には季通の死没年に遠からぬ明治三十年ごろ現在の体裁になったものと考えられる。追録一八二巻は県庁本になく、季通が主として「統編島津氏世録正統系図」等によって明治十年代後半以降書写編纂したものと思われ島津家本のみ存する。また前・後編とも前者が各三六巻、三五巻となっているのに、後者は四八巻、一〇二巻となっていて後年編集が改められたことを示している。さて問題を附録に限ってみてみよう。附録は県庁本に五巻あり、内訳は年紀未考四巻、朝鮮日々記、朝鮮軍聞書一卷となっている。（なお同系統の鹿児島大学附属図書館架蔵「玉里文庫」島津久光自筆本前編巻一卷頭の目録によればさらに島津世録記一卷を加え計六巻としている。）このうちはじめの年紀未考四巻が附録本来のものであり、後のものは別個の著述の付加とみて別扱にしてよいであろう。島津家本は附録三十巻とあり、内訳は表題により巻一から巻七までが年間不詳、巻八が忠久公以降至勝久公年間不詳、巻九が久経公以降至忠昌公年間不詳、巻十が忠良公・貴久公年間不詳、巻十一から巻十三までが義久公年間不詳、巻十四から巻十六までが義弘公年間不詳、巻十七が久保公以降至家久公

(A)

I	4 5 3
II	4 1 5 2
III	1 8 9 10 4 13 16 17 24
IV	6 9 2 16

(B)

1		II	III	
2		II		IV
3	I			
4	I	II	III	
5	I	II		
6				IV
7			(季通筆)	
8			III	
9			III	IV
10			II	
11	義久		(季通筆)	
12	"		(")	
13			III	
14	義弘		(季通筆)	
15	"		(")	
16			III	IV
17			III	
18	家久		(季通筆)	
19	"		(")	
20	"		(")	
21	"		(")	
22	"		(")	
23	"		(")	
24			III	

年間不詳、卷十八から卷二十三までが家久公年間不詳、卷二十四が光久公年間不詳、卷二十五が海外書類、卷二十六以降卷三十までが古今御支族列として各島津氏支族諸氏の系図が次第不同で列挙してある。

以上列記したことからもみても県庁本と島津家本の附録とは量質ともに相当の違いがあるようにみうけられる。以下その内容について対比できそうな県庁本の巻一から巻四までと島津家本の巻一から巻二十四までとを比較してみよう。

すると県庁本附録一の内容は大むね島津家本の四・五・三の文書を含んでおり、二の内容は島津家本の四・一・五・二の文書を含んでおり、三の内容は一・八・九・二〇・四・一三・一六・一七・二四の内容を含んでおり、四の内容は六・九・二・一六の内容を含んでいることがわかる。すなわち県庁本の四巻は島津家本の一一六、八一〇、一三、一六、一七・二四巻収載の文書を収録していることを知るのである。県庁本は年紀未詳文書を集めたところがあるが、島津家本は如何であろうか。

さらにくわしくみると、県庁本附録第一巻は鹿屋氏文書、小春十日北原国兼書状ではじまり、以下山田氏文書等がつづくが、それは島津家本附録第四巻冒頭の九月二日、進藤長英書状以下十点を除く第十一号文書からはじまるのとほとんど

変りはない。すなわち島津家本附録第四巻はほぼそっくりそのまま県庁本附録第一巻の前半分に含まれているのである。

いま県庁本（I—IV）と島津家本（1—24）との関係を県庁本をもとに示せば(A)の如くになり、島津家本をもとに示せば(B)の如くなる。

次に概略の数量で対比すれば島津家本の附録収載文書数（巻一から巻三〇まで）は約二二六〇点、このうち前・後編、追録の何れかに載録のものが約六八〇点あり、差引いて約一五八〇点が附録のみあらわれる文書の概略点数となる。一方県庁本収載の文書点数は巻一から巻四まで約七四〇点であるから、おおむね島津家本附録の収載文書点数は県庁本附録の収載文書点数の二倍から三倍に増加していることがわかる。

そして県庁本収載の文書の大部分のものが島津家本にも載録されていることは明らかであり、その場合、島津家本は季安・季通自筆本とよばれる位兩人の筆になる書写文書が大半を占めているのであるが、それらはほとんどが季安の筆跡によるものと思われ、逆に島津家本のみ記載されている文書の書写の筆跡は大部分が季通のものだと判断できる。このことは季安が書写した文書を自身か又は子の季通がばらばらにして編年順にその年次のところに挿入し、年次不明のものを一括して附録に廻したかと推定される。

前述の如く年間未詳文書ということで県庁本の四巻と島津家本の二四巻とは甚しい差があるが、いつどのようにしてこのように増大したのだろうか。この経過を示す好史料がある。以前月報2「島津家本旧記雑録編纂の経過」でも紹介したが、次の島津家々令東郷氏関係史料中の明治二十四年四月の執事方宛季通届書である。まず「昔年私編集の旧記雑録七拾八冊、一昨年九月増補之儀伺済、御邸江持参仕、諸旧記文書等抄録之上、昨年四月以来古御文書五六千通追補仕候処、目下左之通相及申候」として現況を報告しているが、それには「一前編四拾四冊 御元祖様御下国以前より大中公御代

天文中迄、一後編六拾八冊 弘治中より寛陽公御代寛永中迄、一追録七冊 正保中より天和中迄、一年間不詳三拾四冊
御元祖様以来寛陽公迄御代々様取分有之、一貞享以降一冊、明和以降一冊、一弘化以降一冊、惣計百五拾六冊」とあり、
終りに「右之通相及候付御届申上候、尤先月末に御家譜取調方着手仕候、御元祖様以来重年公迄、御正統五百六拾八冊、
御支族九拾六冊有之、相応之日数経過可仕思考仕居候、是又被聞召置度奉存候、此段御届申上置候也」と結んでいる。こ
れによれば明治二十二年九月、季通はそれまでに集成した旧記雑録を磯邸に献上、さらに生命をうけて増補を進めつつあ
ったことがわかる。その時の事情は同じく明治二十二年十月季通の記した「先君掖官遺抄稿」の末尾の文でも明らかであ
る。左にそれも記そう。

「過る元治二年乙丑四月余御広敷番頭を拜命す、是に於てか納殿の官事に係る旧記を探し輯録せんと同年閏五月抄を起せ
しに終に一巻となれり、題して先君掖官遺抄と名づく、乙丑の年より指を屈するに既に星霜二十五年を経たり、今亦命を
拜して島津氏の磯邸に出頭す、旧記編集の事に與る、余か所藏の旧記類永存を慮り請て悉く献納す、数百冊に至る、此稿
も亦旧時掖官の事実を詳明す、因て献納す、概意を録する尔り、」

上記二史料のうち前者により旧記雑録の數量を比較すると、現存の島津家本の冊数に比し、前編についてはわずかにそ
れより少く、後編については半分以上、追録は二十分の一程度でまだ編集をはじめたばかりという状態を示していると思
われる。ただ年間未詳分は既に三四冊とあつて現存島津家本附録の三〇冊以上となっている。これからみれば季安が年間
未詳として家別にまとめられて記しておいたものが県庁本四巻の形となり、それが季通の手により明治十年代後半ごろか
ら歴代当主別に分類が試みられ、さらに譜や島津家文書から追補すべきものを多くとり、改編増補また分類整理が進んで
明治二十年代から三十年代にかけて現存島津家本の体裁にかわつたものと推定される。

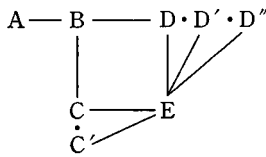
さて島津家本附録の第一巻は国分宮内沢氏文書にはじまり、藤野・樺山・本田・安楽・北郷・鎌田・新納氏文書等、第二巻は鹿屋氏文書にはじまり、執印・土持・河上・帖佐・加治木新納氏文書等、第三巻は藤野氏文書にはじまり、入来院・樺山・権執印氏文書等、第四巻は豊州家文書にはじまり、丸田・山田・諏方・入来院支族各氏文書等、第五巻は種子島氏文書にはじまり、本田・河上氏文書等所載の伊勢貞昌関係文書等、第六巻は指宿氏文書にはじまり、野辺・岸良・入来院氏文書等、七巻は趣を異にして白木御文書箱入の文書や、歴代亀鑑収載の文書、それに年中覚・通達留といった近世文書が入っている。巻八以降は各氏文書の他、島津家文書や譜からとったものが混在しており、後者は季通の筆になる写が大部分をしめている。そして本文が季安の筆になる文書でもその所在を示す記事は季通の筆によって島津家文書、譜に従って、訂正補記がなされているのである。義久・義弘代の巻十一以降はほとんど季通の筆になり島津家文書（旧御番所御文庫何番箱、国統新亀鑑、宝鑑等）・譜が大半をしめ、採録の順番も国統新亀鑑などの場合に見られるようにはほそのまの配列順で書写されている（巻十七）。

家久代の巻十八以降巻二十三まではほとんど家久譜から一括採録したものの如く筆も季通で季安のものはみられない。光久代の巻二十四にはわずかに季安筆のものが混在する。巻二十五以降巻三十までは海外書類や古今御支族列でそれまでの年間未詳文書の集成とは趣を異にしこれらはすべて季通後半の追補によるものとみられる。

巻二十五は海外書類とあり、前半は朝鮮国及び明国よりの書状等であるが、後半は「御文庫廿三番箱巻中、御文庫御添書二拾一通」とあるもので掛物等についてその由緒を記し、保管方を記録所（奉行）に示達した文書等である。これにより藩では島津家由緒の古文書等を江戸・京大坂で入手し記録所に保管させていた状況等について知りうる。記録所の文書収集、書写等に関わる功績は大きい、その一端を示す文書が巻二の末尾にみえる。すなわち元禄元年、大隅国分宮内社

家沢文書を記録所（御文書所）奉行田中五右衛門（国明）、伊地知助右衛門（重英）が借上げており、同七年には記録所筆者市後崎長左衛門、松田為右衛門が同社家文書（留守・桑幡・沢・最勝寺等）を借上げている文書がある。これらの文書は「御用相済次第」返すことを約しているが、その多くは元禄九年の鶴丸城炎上の際焼失、田中・伊地知氏ら記録所奉行は写による復元に腐心することになるのである。大隅国一宮正八幡宮の社家文書に原文書の乏しい理由はここらにあるろうが、沢文書等社家文書が写本の形で旧記録録に収載されているのはこれら記録所職員の努力によるものといわねばならぬ。次に巻二十六から巻三十までの古今御支族列とあるのは、二十六に山田氏・伊集院氏・若狭島津氏・越前島津氏・薩州家等の、二十七に新納氏の、二十八に同氏庶流・樺山氏の、二十九に同氏庶流の、巻三十に川上氏・北郷氏・豊州家・喜入氏・義岡氏・桂氏・相馬氏等の系譜並びに文書を収載したもので島津氏世録正統系図と併せて編纂された「新編島津氏世録支流系図」を基にしていることはいまでもない。したがって収載の諸家の範囲が島津氏一族に限られていることも当然といえよう。このことは既に前編の解題の際にもふれたことであるが、旧記録録編纂の意図が季安の代より島津家中心の編年文書集にあり、その傾向が季通の代に至って一層強まったものと考えられる。そして季通が編纂を具体化しさらに増補修訂を重ねるに当り、記録所が長年にわたり収集をつづけ成巻整理された「島津家文書」とこれまた歴代編纂に当たってきた「新編島津氏世録正統系図」、「統編島津氏世録正統系図」及び「新編島津氏世録支流系図」を存分に利用しえたことも島津家本旧記録録の性格をより明らかにさせたといえるであろう。

追録八巻、前編二巻、後編五巻、附録二巻と刊行をはじめから十七年、史料編さんの対象に旧記録録が選定されてから二十年近く経過した。その間編集関係者一同、解説、校閲、目録作成の過程で、旧記録録各巻各編の関係、異本や原文書との対校、編纂者伊地知季安・季通の経歴や藩記録所との関わり等について考察を深める機会をもつことができた。



その結果知り得たことの一つは旧記雑録と密接な関係をもつ「島津氏世録正統系図」並びに「島津氏世録支流系図」の存在ということであった。そして季安は当初成立していた正統系図を自力で増補している（「島津氏大系図正統増補」全十卷）が、これを基礎に別に編年文書集の集成を意図したと思われる、それが季通に引継がれ旧記雑録として集成されたのである。その関係を図示すれば次の如くなる。Aは当初の島津氏世録正統系図（旧譜とよぶ。原本の所在は未確認である。）Bはその後増補を行なったものとみられ、その形を示すと思われるものに、玉里本「新編島津氏世録正統」がある。Cは季安がそれらを基に文政十一年から天保十一年にかけての在野時代に増補した「島津家大系図正統増補」、C'は季安が併せて集成を志したとみられる編年文書集、Dは記録所職員らの手により引続き増補修訂された家久代までの「新編島津氏世録正統系図」、D'は記録奉行市来家年（政香）ら歴代の記録奉行らの手により編纂された家久代以降の「統編島津氏世録正統系図」及び「新編島津氏世録支流系図」、D''は慶安二年の古文書整備、元禄九年の大火後城内御番所に箱に入れて保存され、幕末嘉永五年には藩主斉彬により記録奉行に登庸された季安が鋭意巻装補修整備に努めた島津家伝来の文書群、「島津家文書」、そしてEがC・C'、D・D'・D''を後年広く利用して季通が集成した「旧記雑録」ということになる。

以上附録を中心に解説し乍ら旧記雑録全体の成立過程にまで言及したが、要は薩藩史料を集大成した季安・季通父子の業績を高く評価すると共に、その成果の基礎となった尨大な文書をはじめとする諸史料の収集と整理保存、譜の編纂等に尽力した記録所職員らの存在を忘れてはならぬということである。旧記雑録の刊行を通じて同書は個人の仕事にして個人の仕事に非ず、藩史局職員らの長年の労苦をよく集成した業績として重ねて評価したいと思う。（五味克夫）

例言

一 本書は、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本（伊地知委安・季通自筆原本）「附舊記雜錄」を底本とし、卷十三から卷三十までを収めて、「鹿児島県史料旧記雜錄附録二」として刊行するものである。本書に収録した文書は年間不詳である。

一 収載された文書を、原文書や影写本等によって修正または補充する場合には次のようにした。

ア 修正される箇所は「 \wedge 」で囲み、その右側に修正字句を記した。

イ 補充部分は ∇ で示し、挿入には Δ の記号を使用した。

ウ 修正や補充の典拠は次に掲げる記号で示した。

阿多文書 ㊤

入来院氏文書 ㊦

大隅加治木島津男爵家文書 ㊧

鎌田文書 ㊨

河上文書 ㊩

旧記雜錄同一文書 ㊪

霧島神宮文書 ㊫

島津家重書 ㊬

島津氏世録正統系図 ○

島津氏世録支流系図伊集院氏 ㊭

島津氏世録支流系図樺山氏 ㊮

島津氏世録支流系図迫水氏及吉満氏 ㊯・㊱

島津氏世録支流系図季久 ㊲

島津氏世録支流系図相馬氏 ㊳

島津氏世録支流系図歳久 ㊟

島津氏世録支流系図尚久 ㊠

島津氏世録支流系図新納氏 ㊡

島津氏世録支流系図平山氏 ㊢

島津氏世録支流系図北郷氏 ㊣

島津氏世録支流系図山田氏 ㊤

種子島正統系図 ㊦

伝家亀鏡 ㊧

新納家文書 ㊨

新納文書 ㊩

藤野文書 ㊪

北郷文書 ㊫

町田氏正統系譜 ㊬

一 文書・記録・記事を通じ、底本の順序に従い、通し番号を文首に付した。重出する文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文を省略した。

一 文書・記録・記事の内容が数種にわたる場合には、小番号を付した。

一 本文の後に文書目録ならびに花押一覧をかかげた。

一 刊行にあたって文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

ア 文書の所在などを示す原注は一字下げて首部におき、この原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。尚、重複・煩瑣にわたるものは、これを省略した。

イ 合点は、頭または右肩に「」(墨)、『』(朱)で示した。

ウ 文書の年月日・差出書・宛所の位置などは、底本の体裁にあわせてある程度の統一をした。

エ 書状の封じ目は、「フ」・「フ」・「フ」を用いた。

オ 文書・記録・記事には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□又は□を以て示し、墨抹等により解読困難な字は▨又は▨を以て示した。

一 見消は、その文字の左側に「く」を加えて、右側に書き改めた文字を記した。

一 頭注や行間の書きこみは、底本の体裁にあわせたが、頭注の長い場合はその位置を示し、関連箇所文末にまとめた。

一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

一 原文中の返り点や送り仮名などは原則として省略し、仮名文書に付されていた底本の原注は、一部を残して省略した。

一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 変体仮名は、現行の平仮名に改めたが江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 当時一般に使用された用字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

陳(陣) 蜜(密) 諷方(訪) 覽(鹿兒) 飛彈(驛) 太輔(大) 狼籍(藉) 百性(姓) 玄番(蕃)
愛岩(右) 覚語(悟) 案堵(安)

旧記雜録附録二 目次

解題	一
例言	八
目次	一一
卷十三 年間不詳(義久公)	一一
卷十四 年間不詳(義弘公)	三三
卷十五 年間不詳(義弘公)	七五
卷十六 年間不詳(義弘公)	一〇六
卷十七 年間不詳(久保公以降至家久公)	一五一
卷十八 年間不詳(家久公)	一八五
卷十九 年間不詳(家久公)	二二三
卷二〇 年間不詳(家久公)	二六八
卷二一 年間不詳(家久公)	三二二
卷二二 年間不詳(家久公)	三六三
卷二三 年間不詳(家久公)	三九四

卷二四	年間不詳(光久公)	四三七
卷二五	海外書類	四九六
卷二六	古今御支族列	五一四
卷二七	御支族列	五六九
卷二八	御支族列	六二五
卷二九	御支族列	六七一
卷三〇	御支族列	七一二
文書目録		七九三
花押一覽		八二七

(表紙)

義久公 年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷十三

1 「御文庫二番箱義久二卷中」

一 犬追物、少將殿へ、御家之事候間、あそハし候へと、
貴老より被仰候間、其趣にて候、雖然、公家ニ御なり
候へハ、出立のやう可有如何候哉、との事にて、我等
弓馬の方、小笠原備前守悉相傳申候間、申候やうにと
の事にて候由、大佛より、友枕以倉光主水言傳申候由

候、貴老よりの御書中ニ、何とも不承候、左様ニ候敷、
少將殿よりの被申事候哉、いまたたしかに不承候間、
友枕に可相尋と存候、公家に御成候間、かさ折ゑほし
にむらさきのかけにて候へく候、於京都、まり御見物
候、其趣のかさ折にて有へく候、かミハきぬひた、れた
るへく候、色ハ、ひハにても、柳色にても、そら色に
ても、萌黄にてもと存候、かうのかミハ、ゆるしをう
けられ候へは、國のかミなども、武家にて候へども、
きられ候、若州武田朝倉なども、かうのかミ御めんじ
て、犬追物のときハきられ候由候、むかはきハ勿論武
家同前候、細川ちやうくわんのとき、藤大納言、其時
人衆にて、かさ折ゑほしにかけをして、むかはききぬ
ひた、れにて候つると、被注之、凡鞆のときと同前と相
聞、何のみちもとなへ失候に、犬追物など御相續候事、
尤奇特候、光源院殿の時、犬追物あそハし可然候よし、
小笠原備前守申候、其使われら申候、大館伊與守など、
引牛を内とけいこ有へき、との催にて候、我等も、犬

追物射手組人數分にて候つれとも、光源院殿、いかに

も無數寄にて、何かとうち過申候キ、犬追物天下ニす

たれ候、其御國まで相殘候之事、名譽にて候、猶別紙

ニ可申候、已上、

九月廿九日

(近衛前久)

山

伯老床下

2

「御文庫二番箱義久公二卷中」

猶々上方靜謐候由相聞珍重存候、猶奉期後晉之時候、

以上、

去廿九日ニ細嶋ニ罷着候、乍去順風無御座候而、今日四

日迄細嶋在之時候、一兩日中、出船無御座候者、陸地を

成共可罷上覺悟にて御座候、將又、京都より御左右御座

候間、上方之様子、慥ニ可聞召と存時候、彌、内府、大

坂之仕置をも被申付候由候之間、貴殿様も御満足、乍恐

奉察存候、猶上方より重而可得御意候、恐惶謹言、

山口勘兵衛

十月四日

直友判(花押)

「宛ナシ」

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」九一七号文書参照)

3

「御文庫二番箱義久公二卷中」

以上

先日御兩使御下之節、以書狀申上候、然者、今度佐土原

之儀、連々御内存之趣を以、本上州申談、御取成申上候

處、御同名右馬頭殿へ、佐土原之城可被成御請取之旨、

就被仰出、「本マ」則可相渡由、庄三太へ申談、我等使者、右馬頭

殿へ相添差下申候條、無別、佐土原右馬頭殿、可有御請

取候、然ハ、又四郎殿、伏見可被成御在府旨、御錠候間、

無御由斷、早々被成御上候様ニ、被仰談御尤存候、同右

馬頭殿御息、是又關東へ可有御下之由、堅申談候間、早

速關東へ御下候様ニ、御相談專一存候、何も急度、和甚

兵差下可申候間、其節尙以可申入候、恐惶謹言、

山口勘兵衛

十月晦日

薩摩龍伯様

参人と御中

直友〔判〕^{◎(花押)}

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一八八三号文書ト同文ナリ)

「御文庫二番箱義久公二卷中」

尙と羽蟲の療治共候、書付はかりにてハ御分別まいりかね候ハんにて、しかれとも大かた申候、扱と令下國仕候て進之度候、

鶏之様子承候、さ様ニよき鷹まれなる物候、相構く無御退屈、養生肝要候、

一承候趣ハ、羽蟲たるへく候歟、但羽むしにて候ハ、羽の根ニ血朽たるまゝ候て、羽をくひきり申候歟、又羽を落申候かにて候へく候、落申候羽のくき、血朽申候ハ、羽蟲と御心得候へく候、又くひきり羽をおとし候とも、羽蟲にてあるへく候、

一羽の根、たゞはれたるやうニ候ても、羽をもおとし不申候て、いたミうつらにも、之をいつき不申候まで

にて候ハ、羽ミたれと申病にて候へく候、其療治ぬけ候へハ、毎年ニわつらひ、あけくにハ、羽をこたくくおとしくひきり、あとをも羽をとめいたし候ハて、何の用にもたゞぬものニ成申候ものにて候、

一羽むしの薬、羽ミたれの薬、二種調合候て進之候、鷹を御ふせ候て、羽のねへ、此薬をからすの羽にて御つけ候へく候、羽むしの薬ハ、ひでにてときて、此薬を羽の根、又たたれたる所につけたるかよく候、薬三日ニ一度つゝ、三度四度も五度も御つけあるへく候、つけ申候時ハ、かうかいにて、羽のねの毛をわけて、よくつけ申候へハ、直申候、

一羽ミたれと申候病ハ、羽をうつくしくえた、ミ候ハて、羽かミたれ申候て、羽のねたゞはれたるやうに成申候、羽ミたれの薬をハ、はこへのしるをこくもミ候て、これも三日ニ一度つゝ、四五度も御つけ候へく候、但「本マ、」こらえたとみへ申候ハ、六七度も二日ほどあいをを□候て、しけく御つけあるへく候、たか、へやくら

きところに、つなかれ、とはひ不申候やうにさせられ、鷹をいかにもしつめられて、をかれ候へく候、

一 かりそめニも、ほこたれに、いのむしろ御無用にて候、いのむしろとハ、た、ミのおもての事ニて候、羽蟲にも、羽亂にも、一段毒にて候、其御心得あるへく候、惣別、こたか、大たかによらず、た、ミのおもて、かりそめニもほこたれは無用にて候、羽蟲のいてき候はぬも、鷹により羽蟲つき申候事候、

一 羽ミたれハ、羽をおとし不申候て、根かた、れいたミ申候て、羽をた、ミかね候て、羽かミたれ申候、こらえ候へハ、のちハ羽をもおとし申候事も候、養生をそく候へハ、毎年ニおこり、一段くむつかしきものにて候、乍去、此薬まつくしけくつけられ御らんし候へく候、羽蟲ニ炙も候、羽のつかひのほねのかたさきにて候、もくさにて、三火御やき候て、此薬つけられ候へく候、炙所御合點まいるましく候と、繪圖ニかき候て進申候、もしく御かつてんまいらす候ハ、

まつ薬はかりつけらるへく候、



(灸所)

灸所

三火

はやくしき

しき

(灸所)

(三火)

(つ、や)

(き)

(申候)

羽蟲のつきたるかたの羽のかたさきにて候、くほみにて候、

一 今一居のはいたるうつら逸物にて、大略よりをもはつし不申候、自然とりはつしよりをもかき申候へハ、そのま、たひくニ年かへり申候よし、さてくあひらしき事候、やく議候、たまさかなる事候、鶏道ニハ古今あるましく候、一目見申度候、別而可有御秘藏事候、

百居千居の中にも、いく連の内にもあるましく候、くれ
 く見申度念願迄候、年かへる鷹ハあるものにて候へ
 共、うひくくてさやう候ハ、大切なる事とぞんし候、
 大かたにおほしめし候ましく候、けかあやまち仕候ハ
 ぬやうにと、平生の餌飼、小鳥までにて可然候、す
 め、ひはり、うつら、つくミ又ハあかしと、ひえ鳥な
 とも可然候、ひえ鳥ハ、かしらかい不申候、もすもあ
 をしと、も、かしらハかひ不申候、かしらとくにて候、
 鳴もかひ申候、乍去、山鳴ハ毒にて候、其御心得候へ
 く候、つち餌とて犬をかひ申候、こたかにハわろく候、
 毒にてたゝり申候事候、又からすなども御無用候、かめ
 も御無用候、こたかにハこのミ不申候、餘之寄持のはい
 たか、大切なる事と存候故、愚意之趣を申候、□すみ
 なども御無用候□御心をそへられ御秘藏候ハん事肝
 要候、われらハ去年よりもうき腹立故、鷹も馬も、一
 向ニ數寄不申候へとも、遠國より貴老の御そ、なハリ
 候故、下國申候て、一目見物申度心つき申候、ふと依

時宜下國可申候、乍去、病者ニ成申、座敷の中さへ、
 行歩も不自由候間、心はかりと口惜候、されとも是非
 共下向申、ゆくくと往生申度候、扱くいやなる世上
 ニ成申候、思外にて候、一咲く、乍去、われら一人
 ニかきらす候、諸人大略其覺悟之由申候、
 一りんのわのり、くハしく先書ニ申候、又、本與左ニ申
 渡候、則馬ニかけ候てミせ申候、われらハ、りんの輪
 仕たる事候ハす候故、所持不申候、人にかり候てミせ
 申候キ、はくらうのもてはやしにて候、きのかるく、
 口などのさえたるあひしらひのよき馬など「[◎]ニ」ハ努
 く御無用候、口ねはく頭おもく成可申候、口ねはく
 つよくかしらをさしはり無理なる馬ニハ可然候ハん
 歟、猶追而可申候、以外いそぎ、書中御らんしかね候
 へく候、已上、

二月十一日 山 「近衛龍山公也」

伯老

まいる

猶と双紙ハウのけならてハか、れ候ハす候、折ふし

よき卯毛持、玆敷候の筆にてかき申し

天道く此趣令迷惑候へとも、無了簡筆ゆひ卯毛ハ
又別人にて候、煩候て不成候故をそく候へハいか、
とせめてはやきを奉公に候、如此候、惣別當時うの
けの氣ニあいたる筆ゆひなく候故、かたくむつか
しく候、双紙ハはたと令停止候へ共、御老者之御意
と存候てかき進申候、いそき如何候哉、

5 「御文庫二番箱義久公三卷中」

御尊札旨令拜見候、誠先年御立願御成就、玆重存候、仍
今度法螺五ツ送給候、尤以祝着至候、隨而御祈念之卷數
并御守札進上候、彌御武運長久御領國繁昌之懇祈、可奉
抽誠精候、猶中將殿可被申上候、可得御意候、恐惶頓首、

七月十九日

賴忍◎(花押)「判」

嶋津修理大夫殿

參御尊報

6 好便之條令啓候、尤細く可申候之處、依遠路無其儀候、

遺恨此事情、仍雖左道之至候、扇進之候、心事猶重而可
申候也、狀如件、

二月朔日

(近衛種家)
(花押105)

7 「御文庫二番箱義久公三卷中」

向後者細く可申承候、猶此者可申入候、今日者定可
爲御見物候、返酬迄もあるましく候、かしく、

昨日者御立寄之段、人目實満足此事情、殊御酒寄持參候
て、是又大慶不殘候、早く以使者成共可申述候處、餘醉
無正躰故令延引候、かしく、

修理大夫殿

義性

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」九八九号文書ト同文ナリ)

8 「御文庫三番箱一卷中」

爲重陽祝儀、小袖二到來、悅被思召候、尙長谷河右兵衛
尉(細川藤孝)・玄旨可申候也、
(守知)

九月八日 (秀吉) ○ 「朱印」

嶋津修理大夫(義久)あり

〔本文書ハ「旧記雑録後編二」三七三号文書ト同文ナリ〕

9 爲歳暮之祝儀、吳服三到來之、悦思召候、猶石田治部少(三成)

輔可申候也、

極月廿八日 (秀吉) ○ 「朱印」

嶋津修理大夫(義久)入道あり

〔御譜中ニ天正十五年トアリ〕

〔本文書ハ「旧記雑録後編二」四〇九号文書ト同文ナリ〕

10 「御文庫三番箱一卷中」

大佛殿柱壹本、并其方分領百姓等、刀・脇指取集之、三萬腰到來之候、寔被入情之趣、感悦不斜候、猶石田治部(三成)少輔可申候也、

七月十日 (秀吉) (花押338)

嶋津修理大夫入道(義久)あり

11 爲端午之祝儀帷子五云、五月三日「朱印」宛同

一端午爲祝儀云、五月三日「朱印」嶋津入道あり

一爲端午祝云、五月四日「朱印」

一爲端午之祝儀云、五月二日「写置也」

〔右數通、全文略、〕

12 しつくいぬり候者、唐人・日本仁共、當國ニ在之由候間、

早と申付、可差上候、不可有由斷候、猶淺野彈正少弼(長吉長政)・

増田右衛門尉可申候也、〔別ニ写置置候事、〕

〔朱カキ〕

〔慶長三年〕

六月十日 (秀吉) ○ 「朱印」

嶋津修理大夫(義久)あり

〔本文書ハ「旧記雑録後編三」四一七号文書参照〕

13 「三番箱中」

爲年頭祝儀云、卯月十八日「家康カ」龍伯宛

爲陽春之嘉兆云、四月廿七日「全」宛嶋津修理大夫入道(義久)殿

遠路使者云、
九月晦日〔全〕 嶋津修理入道との

爲音信云、
正月十一日〔全〕 龍伯宛

遠路使者云、
卯月廿六日〔全〕 嶋津修理入道殿

爲音信云、
十二月廿九日〔全〕 龍伯宛

爲年頭之嘉慶云、
九月七日〔全〕 修理大夫入道

已上、「數通全文略」

14 「藤野家文書」

永く在陳之儀、苦勞令推察候、仍去年候哉、就當郷大工

新四郎儀、染筆候處、種々懇意之由、悅入候、依之又下

國候、可然様、被加下知候者、可爲歡悅候也、

三月廿八日〔近衛〕 (尊朝法親王ナリ)
(花押186)

嶋津修理大夫入道殿

〔封紙〕
嶋津修理大夫入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一四〇号文書ト同文ナリ)

15 「正文在文庫」

追而

於今度高來嶋原表、被得勝利候、尤珍重候、此等之儀、

爲可申達染筆候、仍新勅撰一册〔定家卿〕進之候、於御自愛者、

可爲本望候、猶稱名寺其阿可有演說候、恐々謹言、

五月廿八日〔大友〕
左兵衛督義統(花押273)

謹上 嶋津修理大夫殿〔義久〕

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一四二二号文書ト同文ナリ)

16 「正文在文庫」

寔其後無音打過候之處、御音問、祝着候、仍飫肥表干戈

未一着之段承候、必以時分無事之儀、可令助言候、猶年

寄共可申候、恐々謹言、

八月廿九日〔大友〕
左衛門督入道宗麟(花押69)

謹上 嶋津修理大夫殿〔義久〕

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二六八七号文書ト同文ナリ)

17 「案文在文庫」

謹言上

御慶千秋萬歲幸甚々、抑^{◎(關字)}御入浴之御祝儀最前可申上候

處、依分國干戈、令致遲々、非本意奉存候、仍御太刀一

腰・御馬一疋・黄金百兩進上仕候、被伺 御機嫌、執御

沙汰所仰候、猶喜入攝津介申合候、此旨以宜預御披露候、

恐惶敬白、

六月廿八日

修理大夫義久

進上 細川^(藤孝)兵部大輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一五六一号文書ト同文ナリ)

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一〇九三号文書ト同文ナリ)

19 「正文在文庫」

態令啓達候、抑去夏御使僧被指越、上意可被遂御馳走

之通、被仰上候、殊更向後之儀、輝元別而可被仰談之旨、

旁以被存本望候、此表之事、爲御入浴催、上口被及御行

之處、^(義類)大友事動廻計略候事、御歸京非無其妨候、然間一

勢指下、防長兩國之者共申付、於豐筑堺目銚楯候、貴國

之御事改候者、至日州被成御發足、切々可被相動事、併

御歸洛御供奉同前候、於御忠儀者、此節候歟、猶萬端此

僧申合之條、宜預御心得候、恐々謹言、

九月十二日

隆景^(花押286)

元春^(花押278)

18 「正文在文庫」

日向巢若鷹御所望之旨候、仍被成^{◎(關字)}御内書、御小袖御拜

領候、尙得其意可申入由候、尤御面目之至珍重存候、此

旨可得御意候、恐惶謹言、

六月十六日

兵部大輔藤孝^(花押350)

謹上 修理大夫殿

伊集院^(忠棟)右衛門大夫殿

喜入^(季久)攝津守殿 御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一四四九号文書ト同文ナリ)

將亦逍遙院歌書、榮雅詩歌、只今不尋得候之間、以

後便可進候、かやうニ申候へ共、逍遙院・榮雅短尺

まつ進申候、

久不能音問、御床敷思給候處、芳札本望候、御分國亂劇

之由、驚人候、雖然、屬無事◎之候條、珍重候、殊内々令

申候儀、無等閑之間、一段祝着候、來春急度御馳走可爲

喜悅候、抑世上之風波不靜之條、在京難叶候、併頼芳助

計候、兼又、唐木机、同硯箱、近比之見事驚目、秘藏無

極候、仍雖比興候、一帖進申候、猶々申合使僧候之間、令

省略候也、狀如件、

十一月廿八日 「尚浦花押」

嶋津修理大夫殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六九六号文書・「旧記雜錄附録一」七五七号文書ト同文ナリ)

方を心かけ候へ共、さらニすき御さなきニより、いたつ
らニ冬日暮事、口惜存候、謹言、

神無月三日

義久(花押162)

又六郎殿

義久

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」八九六号文書ト同文ナリ)

22 從◎關字、御家門様被成下 御書候、謹頂戴仕候、抑今度被召

加御一門、御紋并裏書等御宥許之段、寔以自今以後之面

目、難堪感荷奉存候、殊御太刀一腰・御馬一疋、忝令拜

領候、仍爲御祝儀、御太刀一腰持、御馬一疋鹿毛、印片輪車致進

上候、此旨宜被達貴聞候、恐々謹言、

六月三日

義久(花押162)

伊勢因幡守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二七〇八号文書ト同文ナリ)

『入来院氏文書』

不可過祝着之候、御浦山敷哉と存計候、比ハ一色おもて

23 就 勅詔染筆候、仍關東不殘奥州果迄被任 倫命、天下

靜謐處、九州事于今銚楯儀、不可然候條、國郡境目相論

互存分之儀被聞召届、追而可被 仰出候、先敵味方共双

方可相止弓箭旨、 叡慮候、可被得其意儀尤候、自然不

被專此旨候者、急度可被成御成敗候之間、此返答、各爲

ニ者一大事之儀候、有分別可有言上候也、

拾月二日 (秀吉) (花押 338)

嶋津修理大夫殿 (義久)

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」九一号文書ト同文ナリ)

24 「正文在文庫」

就大佛材木之儀、對伊集院右衛門大夫入道、嶋津圖書入

道、被成下御書候、存其趣、堅可被申付候、次巢鷹事、

御自愛之段、在洛中淵底存知之儀候之條、雖不可有緩候、

走廻當年者出來候様、彌被入精事簡要候、猶長岡兵部大

輔入道・石田治部少輔可申候也、

正月廿日 (秀吉) (御朱印)

嶋津修理大夫入道

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五六八号文書ト同文ナリ)

25 「正文在文庫」

書狀被見候、仍而其方藏入分之儀、幽齋相談、能く被申

付趣、被聞召届、尤思召候、代官前法度已下、如上方可

然候、委細幽齋へ被仰遣候、船木之事、是又同前候、猶

長東大藏大輔、石田木工頭可申候也、 (正家) (秀吉)

十二月二日 (天正廿年) (御朱印)

嶋津修理大夫入道

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一〇〇一号文書ト同文ナリ)

26 至鹿兒嶋下着由、尤思召候、隨而段子貳十卷并醒く皮囊

一到來候、遠路旁懇情悦入候、猶石田治部少輔可申候也、 (三成)

十二月十八日 (秀吉) (花押 338)

嶋津修理大夫

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五五六号文書ト同文ナリ)

27 今春御慶重疊目出候、仍此比鹿兒島へ參上由聞へ候、尤

可然候、自其加世田へも參候哉、我等存旨衆、先と奥州

様之御分別ヲキ、合せ候へかし、自然この月あひの比も、

此方へ御立、御替などもや候すらん、さも候ハ、加世

田へハ同心を以參上申度候、いかさま談合いたすへき子

細有さうニ令存候、御同前ニ候ハ、廿日比ニかこしま

へ御參きあハせ候へかしとこそ存候へ、このころの御立、

とかく候ハすハ、すくニ加世田のやうニ御參候するも、

其方之御分別次第たるへく候、餘之事ニ、此旨令申候、

恐く謹言、

二月十八日

義久花押

兵庫頭殿

修理大夫義久

28

尙く六日と廿二日之間、あまりく遠く候、いか、

ニ存候へ共、如此ゑらはれ吉日之由候間、此分之御

鬪と存候、次ニいつみの小かちにあつらへ候、別而

作候とて、田中さへもん次郎かくれ候、ちとふとう

候へ共、ほとくもなさせ候する間、進之候、い、も

りの事ハ、いか、候哉、ゆかしく申計候、

態令申候、仍今度之働之事ハ、今月中ニハ成かたく存候、

さては來月之吉日、六日・廿二日・廿四日にて候、此三

日ヲ、霧嶋山にて御鬪と存候、其方もしかと御同心ニ候

ハ、やかて御くし可申候、御得心ならハ、はんにや寺

の別當大明神ニ可爲被遣候ハん、明日廿四日戌、當所ま

て被來候へと、仰付候へく候、般若寺へハ、是よりすく

ニ申渡し候、返禮ニ、御分別之趣、委可承候、かしく、

貳月廿三日

義久花押

兵庫頭殿

29

誠今春御慶、重疊萬幸と、仍喜入殿番立之刻、一ヶ條傳

言申候ツ、相届候之由、御一筆承候、委細得其心候、隨

而其方至堺め、被得勝利候之由、是又千秋萬歲候、恐く

謹言、

三月三日

義久花押

兵庫頭殿

30 今度條々申出候之處、被令納得候之由、喜悅候、殊更、

向後被伺下知、可爲無二之忠勸之段、具誓紙到來、尤神

妙候、從是永々不可有違變候、恐々謹言、

十二月十三日

義久(花押315)

兵庫頭殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一五五号文書・「旧記雜錄附録一」一〇〇六号文書ト同文ナリ)

31 今春御慶重疊候、仍只今戌時、大屋形様より蒙仰候、此

度つ、きの事諸所江申付候、兵庫頭殿ハ、むしけしかく

なく候間、御まへより御と、め候、きてハ諸軍兵のおほ

へにて候、又六郎殿之事ハ、つゝきにて可然候由候、其御

分別肝要候、頼入候、我々もかならず、明後日中途まで

打立可申候、次若宮之御たく共候哉、千秋萬歳目出度萬

吉々、恐々謹言、

二月廿五日

義久御判

又六郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」八九四号文書ト同文ナリ)

32 寔今春之御吉慶、重疊雖申事舊候、尙以不可有盡期、多

幸々、抑應嘉例五明二本、眞羽一尻、杉原十帖珍重候、從

是同令進之候、倍永日中萬悅可申加候、賀事、恐々謹言、

正月十一日

修理大夫入道龍伯御判

謹上 新納四郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四〇六号文書ト同文ナリ)

33 歳暮之御慶、重疊、雖申事舊候、猶更不可有休期候、珍

重不易々、抑爲此等之祝詞、恆例之用佳札候、明春者、

自他之諸吉祥、最前可申承候、嘉事、恐々謹言、

拾二月十七日

修理大夫義久御判

謹上 新納近江守殿

34 『』態染筆候、仍去月廿三日夜、禰寢方數十艘相卒兵船、

〔本マ、〕

指宿指濱江寄來候之砌、寄持衆續合、自身碎手合戰之

次第、其聞得無比類候、殊更敵多々被討捕、各之名譽

之働、高名之儀、偏御一人之所成武勇之、是則平生被

挿忠義候故、尤以神妙覺候、彌可被抽軍忠之處、憑存

之外無他事候、恐々謹言、

六月十四日

義久御判

穎娃山城守殿

35 『』口事篇出來候而、其表江御越之由、笑止候、此間不

承付、無音心外候、仍就彼儀、殊外被成腹立、退屈不

由、其聞得候、左様之刻者、思案不定物ニ候之間、五

日者能々可有思唯候、被仰候之處條々尤存候、併ケ様

之儀者不輕事候之條、必自身致越着、吳見可申承候、自

然隙入儀候條、尔々以使節可致熟談候、五日延引之處、

無沙汰之趣、被思間敷候、從幼少朋友之儀候間、不殘
心底如此候、恐々謹言、

八月二日

義久〔花押163〕

大乘院

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」一八〇六号文書ト同文ナリ〕

36 『』なおく年のはしめの御よろこひ、愛なかに申かさ

ねへく候、おや子のたねニハ、御身一人のやうに候、

今年ちかくとる候事、まれのやうニ候處に、ふさ

たはいならず申まいらせ候、又七も重々心かけとこ

そ聞へ候へ、しかれ共、中書へいせいの大さけニハ

ちかい候て、見やかたかしこく聞え候、せつかん候

らんとこそ申候へ、としよりの口おしきハ、けんさ

いきとはらに、我々ハしほみといふ海はたニ打をか

れ候て、つるニ山よりあなたとハひかしかきたかと、

たつねたる計にてくらし候、おかしくこそ申候へ、

かさねてく、

37 『、仲陽之御慶重疊珍重、幸甚、仍至飯野年越之處、

あら玉の御よろこひ、いつよりもすくれめてたくこそ
申まいらせ候へ、ことに兵部太夫おやこ、さかじめへ
相つめらるれ、一しほ、ふんこハ雪ふかく候へく候、
なにしんちうすハし申候、是よりハふさたのミにこそ
過し候へ、又申へく候、身かをとむもしも、代とのそ
て次にて、またものかく事しかくならず候、しかれ
共、あもしふたりにはまし候するあと見え候、あら玉
の文一つ、おなしく返事、又年の暮の文一ツ、返事、
以上四、なかくとかき候て給候へかし、とらせたく
候、いはること葉はかりにて候間、し上候てのほと
ハ、かくへき事も存ハてするきにくきものにて候など
あそバし付給候ハ、御うれしく候こそ御るわい、計候、
あふきけさんに入候、又くもしまいらせ候、御しやう
くハん候ハ、めてたくこそ、かしく、

たれにても

申給へ

よし久

39

「正文在土持孫兵衛」

『、謹今春之御佳兆千祥不易、猶更萬幸、抑爲此等

寒中之辛勞不及申候、此等之趣、干今令無言候、就而
者、近日境目へ可爲出張候、軍衆之事、被加催促、人
數勢と與候之様、可爲肝要候、巨細之日限等者、從老
者中可申候、恐と謹言、
式月二日
佐多又太郎殿
義久御判
〔忠告（久政）〕
〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」二五七号文書ト同文ナリ〕
38 『、就太神宮造營之儀、御祓并使書被下珍重候、抑隣邦
之防戰累歲無休息被携、弥以先□之條、心緒更雖非疎
懷、乍微塵銀子千兩餘屬奉加早、猶永と無怠慢武運安
全之勲行本悅候、巨細年寄共可達之候、恐と謹言、
五月六日
義久御判
御炊大夫殿

之祝儀、使書并太刀・馬到來、慰勸之至候、倍永日中

諸吉可申加候、恐々謹言、

二月五日

修理大夫義久御判

謹上 土持彈正忠殿

「上包」
謹上 土持彈正忠殿

修理大夫義久

40 「全」

誠今歲之御慶千祥不易、猶更幸甚々、抑爲此等之
至祝、佳札并太刀、馬到來、珍重候、倍永日中諸吉可
申承候、仍太刀一腰、段子壹端進之候、聊表祝意計候、
恐々謹言、

二月八日

修理大夫義久御判

謹上 土持彈正忠殿

「上包」
謹上 土持彈正忠殿

修理大夫義久御判

41 「正文土持孫兵衛」

誠改歲之御佳兆千喜萬祥、猶更多幸々、抑爲此等
之祝言、被任恆例、慶書并太刀・馬到來、欣悅珍重候、
倍永日中諸吉可申承候、嘉事、恐々謹言、

正月十四日

修理大夫義久御判

謹上 土持彈正忠殿

謹上 土持彈正忠殿

修理大夫義久

爲見廻、態飛脚被差越候、及遠路眞實之芳情、不可
申盡候、別而令祝着候、此表當分無吳儀候、猶伊勢弥
八可申候、謹言、

十一月十八日

義弘御判

土持彈正忠殿

43 「正文在土持孫兵衛」

就眞幸塚勝利之儀、芳札并脇刀一腰、御懇意祝着候、

仍於爲防戰一途者、倍甚深之儀所希候、然者到豫州表、
兵舟渡海候歟、尤肝要候、次手火箭一丁進之候、餘者
伊集院右衛門大夫可申候、恐々謹言、

九月十三日

義久

土持右馬頭入道殿

44 『』今度就芦北表發向、一陳大將之儀頼候、別而被添御

心候、謂輒屬安利候、欣悅此事情、右之旨頓可申通處、

到和泉依滞留、延引非本懷之條、用壹行候、恐々謹言、

「慶六款」

十月廿八日

義久「判」
⑤(花押)

椀山兵部太輔殿

45 天正十四高知尾ニ而甲斐長門入道宗拱へ
從御前御感状被下

△ 『』從方角之廻文、即被達露顯儀、眞實之心底、珍重々

と、倍於被遂忠勤者、別而可屬感憚事、聊不可有渝變

者也、仍狀如件、

八月三日

①(ナシ)
「義久」

▽ ①
甲斐左近將監殿 △
甲斐長門入道殿

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一七二号文書ト同文ナリ)

46

『入來院氏文書』

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

47 一百姓をあはれひ、憲法たるへき事、民の「◎きかん」をお

もひ、苦惱貧富をしるへし、

一屋作を「◎けっこう」する事、「古」の賢王ふかく是を「◎きん」す、

一治罰をうすからしめて、勸賞を「◎あつ」くすへき事、

一民のかうさくのいとまを「◎ま」もつて「◎めしつかふへき」事、

一「◎君」民の利を本として、私の利をたしなむへからさる事、

一民の利をさきとして、「◎のれ」の利を次「◎に」すへき事、

一ほしいまゝに民の物を取へからす、民まつしき時は君

財なし、たとへは枯たる木の本のこと「◎く」し、民は君の

財「◎なり」も、忽緒すへからさる「◎事」、

一人の心をやしなふを「以」て情とす、眷屬をかへりミるへき事、

一威勢「を以て」人を竟時、其身をしたかゆ「る」共、心「は」したかはず、正直を「以て」民を随ゆる時ハ、身命をころんして、心をそむく事有へからざるなり、

一下「膺」のとかを「云」へからず、下膺の無禮をいふへからず、

一「讒言」と讒訴「を用へ」からず、虚、中言を信用すへからざる事、

一我あひする「もの」なりといふ「共」、科あらは罰すへし、我「悪」む者なりといふ共、君に忠有は賞を行「う」へき也、

一家を「治」るほどの者ハ國を治「め」、「只」民を憐む「も」の「を」「以て」君の器となすへき也、

一人ハ罵詈誹謗するともうけとりて、「是」をとかむへからず、

一隠密して「恥か敷」事、是を成すへからず、人の眼天に

かゝる事、

一獨言なりといふ「共」、比興の言葉はつかふへからず、

人の耳は壁につく事、

一利口を言へからざる事、

一「古」きほう「イ」よむへからず、人の文を置せ取て是を

「みる」へからず、

一「悪」き若「と」う是をつか「ふ」へからざる事、

一あしき友「に」ましはるへからざる事、

「以」上甘ケ條、此「事」を守て殊ニ人を成敗人「なり」、

（本文書へ「旧記雜録後編」一八五七号文書ト同文ナリ）

覺

一内府様へ参候事、十一月拾日、使ハ流干と申仁にて承

候、度々斟酌申候へ共、しいて被仰候間、柏原殿へた

つね申参候、別條之儀、曾不申入、又不承候事、

一大納言殿へ参候事、十月廿八日、是ハ治少様はかたへ

「正文在文庫」

御下向前(伊集院忠棟)、幸侃を以得御意ヲ參候事、

一家康私宅へ入御之事、最前流干を以、度と承候、雖斟

酌申候、其後十二月朔日(近衛信尹)、御家門様、道阿(山岡景文)ミ御兩所

にて、又と被仰候間、不及力、十二月六日ニ入御候事、

付德善院(玄以)・増田殿(長盛)・長束殿(正家)へ御案内申候、ました殿・

長束殿よりハ、前之日ニ御音信ニ預候事、

一たねかしまてつほう御所望之事、又こゝもとにて鐵放(砲)

御あつらへ候事、此儀ニ付度と御使給候事、

一血判を以誓紙上置候條、于今少モ別心無之候、此上者

是非ニ御糺明、大望ニ存候事、

正月三日

龍伯(花押162)

(家久)
又八郎殿

(義弘)
兵庫頭殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」六四四号文書ト同文ナリ〕

先日者被成越着、以神載被顯心底候、近來神妙之至候、

『在伊地知郷兵衛家』

從此方茂向後別儀有間敷候、尤翻法印表雖可申候、還而

等閑之様ニ候之條、先々如斯候、恐と謹言、

(文祿三年)

十一月二日

龍伯(花押163)

(家久)
又八郎殿

「正文在文庫」

連々依相守 秀頼様御奉公、去々年隨御奉行衆之御下知、

既至濃州大柿、當家茂令出陣、然處、師相破、散々成立

無是非、其以降、日夜朝暮不堪休息、雖及迷惑、貴方拋

身命、去秋被遂上京、剩亙調 公儀、頓下向之儀、偏是

其方之御才賢、豈不爲國家繁榮之基乎、誠感懐々、家

景萬人之歡喜何事如之、仍爲謝此意、一筆如斯、恐と謹

言、

(慶長八年)

二月十九日

龍伯(花押163)

(家久)
少將殿

『此書立之城と即令下城之、上使衆、任存分』

へき事肝要候、仍如斯、

九月廿九日

龍伯(花押162)

所と城持中

鹿兒さつま 永吉 日置 百次 宮里 山崎 比志嶋

川田 東俣 郡山 藺牟田 高城川辺 ミヤ 山田

高橋

『入來院氏文書』

陸奥守殿、其宅へ被成入御候哉、定何かと馳走之志

推察候、近比、乍輕微、上酒兩樽、損候て無尔との由

候へとも、令進之候、補空書計候、恐と謹言、

十月廿三日

龍伯(墨印)
(御判)

入來院石見守殿

▽ ⊗

／

龍伯

入來院石見守殿

△

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」四〇二号文書ト同文ナリ)

『加世田士愛徳氏藏』

其後無音罷過心外之至候、然者上方不慮之亂劇付、

爲祈念、今度小百味十座分指上候、當家安全之儀、於

神前、可被遂懇祈事、憑入存候、恐と謹言、

八月廿日

龍伯(花押162)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二一五八号文書ト同文ナリ)

『本田氏家藏』

飢肥之事、伊民へ可去渡之段、度と申下候之處、于今堪

忍候之哉、就夫幽齋、石治少以之外御氣色惡候、然處又

ハ於飢肥喧嘩出合候由候之故、長門父子可及迷惑、被聞

召付之様、雖相聞候、雜說候之歟、其後菟角之儀無之候、

儒者、片時茂急可相渡事、肝要候、自然、尙と於難溢者、

即當家之爲ニ成間敷候之條、聊不可有油斷旨、長門入道

へ可被仰越者也、

五月廿一日

龍伯御判

鹿之

老中へ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三二五号文書ト同文ナリ)

55

『、』箭入之矢こしらへ様之儀ニ付、相尋子細候キ、其様子細と言上令祝着候、將又其元普請最中候哉、尤肝心之儀候、弥入魂専用候、恐と謹言、

七月十七日

龍伯御判

本田六右衛門尉殿

56

猶と御狀他見有間敷存候、

『、』先度より申候キ、ゑんにやく寺祈念之事、いか、哉、いそか敷存候、こゝ元木之躰見せ候か、八てう敷計のうつほ木にて候、見てもおどろき入計の木のよし申候、又上人之氣分、一段よきやうニコそ見え候へ、是に付てもいそかしく候、兼又、又五郎へ、もくせいのちい

57

さく候する一二本、のそまじき由申度候、又御材木引ニ付、おのくしんらう申事なく候、かしく、

八月拾九日

龍伯御判

(本田正親)

義久

本六右

猶と自身染筆候、此ころ手跡あかり候、京にて手本共書候、よくよめ候する、すもし此上武庫へも御便り申上候て可然候する、(圖書)(抱節)(紀伊)(出書)圖・抱・紀・雲などへハ同前たるへく候、

『、』永と辛勞無申事候、仍神文一段神妙候、行末相替候ハぬやうニ尤ニ候、此方モ可爲同前候、八月廿七日・八日伏見にて治少老へ參會申候、抱節・鎌雲か事、別儀有仁かとたつねられ候、少モ別義なき者共にて候由、こさい所くハしく申分候、とくしんと見え候キ、そなた、紀伊なとか事ハ、不合出候間、此方より申出せは、かへりていか、と存、令遠慮候、此度治少之口から、ぢきに聞候者、此程あひにてうけ給候にハ、はたとち

かい候、直ニ被仰にて候歟、ふしんニ候、た、何事も
しやくしゆうわたりたり候かと思え候、大事までニ
て候、猶モ更のひいきハ、くちせぬ聞候、され共一ヶ
條聞之候、子細者武猪へ申きかせ候、たつね候へく、
兼又、大峯の祈念、中原坊たやすく成就候、又周談候
て、般若院ハ九月上旬之比くたし候、來年モ又入峯と
申候、此旨比紀へ申度候、謹言、

十月拾日

龍伯御判

本田六右衛門尉殿

58

猶と長崎あたりヲモ、可心及所ハ心かけ候へと、仰
聞候へく、又高麗立之事、油断有之間敷候、

、辛便之條、染筆候、仍先度以染源諸所たつねさせ候、
二官四官か事、若、平戸・名子屋あたりにもや居候ら
ん、本半兵江心かけ候へと、様子くハしいひ聞候て遣
候、可有之候、恐く謹言、

十二月拾日

龍伯御判

本田六右衛門尉との

59

、先日以喜入大炊助、古今之抄物預候、近比玆敷一書
到來之儀、誠祝着不少候、尤早く此等之禮節可致啓達
候之處、于今遅延之到心外候、因茲、先く以一行如斯
候、^(ナシ)、^(ニ)候、恐く謹言、

七月三日

龍伯(花押162)

(權山善久)
玄佐

60

猶と早速返禮預へく候、

、昨日申出候子細、聊他言有間敷候、又兩人雜談之儀、
八幡茂御照覽、努と不可致露顯候、仍早く染筆者也、
恐く謹言、

八月六日

竜伯(花押163)

(季久)
喜入式部太輔殿

(善久)
椀山安藝入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三九九号文書ト同文ナリ)

61

猶々朝鮮京跡之上墨繪圖差越候、彼圖之こどく候す
る墨、心懸候て所持仕、進上有へく候、惡墨ハ、彼
圖之こどく候共、無望候、爲心得候、

累年之在陳辛勞之至候、然者半右衛門事、一節名代
憑度之由、今度言上候、可然存事候、彼仁此中召仕候、
別儀有ましき様ニ御心得候間、分別次第ニ候、兼又、
御歌會・花見など之詠歌書付差越候、一覽有へく候、
仍樽壹荷、進之候、可有賞翫候也、恐々謹言、

五月廿日

竜伯(花押163)

(伊集院久也)
抱節

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五二〇号文書ト同文ナリ)

62

勢田掃部入道殿、可有上國之旨、被仰出候、然者、
道之傳馬人足ニ念ヲ入、馳走可仕事肝要候也、謹言、

正月九日

龍伯公御判

鹿兒島・帖佐・富隈

留主居中

63

猶申候、彼若衆只今參候、かさも無之見事さハ、い
まもならずも、日本大小神祇非偽御油斷ハ沙汰のか
きりたるへし、但御宿ハ此方ニ於無御出てハ、意室
兩人申談、盃可給候間、向後不可有御恨、無御返事、
有ハ、八幡の盃のミ不申候、相待申候、早々御返事
可承候、此者一度ニ早々御出、

追而令申候、仍昨日御物語申候かきかの若衆、只今到
來候、かさも無之、こどくくをり申候、弥若衆あか
り申候、盃きこしめし度候ハ、只今時刻を不移、早馬
にめし候て、小者壹人の躰にて、早々可御出候、念者の
ある若衆にて候間、承候ハ、如何候之條、不取沙汰被懸
御意候、爲其令啓候、以使者可申候處、路次おそく候而
ハと、乍聊余以飛脚申候、恐々謹言、

「目下刻」
正月廿一日

東入道

(手問カ)
在判

意室

經也在判

龍伯老

參

『上洛以後ハ無音之至候、仍其地作事方ニ付、一段辛勞之通相聞得候、彌以被入精、急度造畢候様ニ、分別肝要候、任見來、段子一卷令進之候、猶期後音之時候、恐々謹言、

九月十六日

龍伯御判

成正院

『在高山瑞光寺』

『先年依京儀、寺領悉致勘落、瑞光寺事茂久無緣之儀候之間、少分之地附候早、右目錄在別幅、將又此度於門派大切之一活相傳之儀、近來感悅之到候也、恐々謹言、

七月廿五日

龍伯御判

瑞光寺

尙々入唐之事者、當國實々儀候間、別而可致馳走覺悟候得共、一向當時之諸當不如意候爲躰ニ而、存分ニ

有間敷事心外候、將亦拙者渡唐之儀、尤候得共、老躰と申、亦船之儀一圓不叶之進退候、何共心遣迄ニ候、可有推察候、兼又五藤廣乘父子ニ心得頼入候、乍重言今年者病氣節々出合迷惑之至ニ而、早竟妄許醫師など無之ゆへニ而かと存候、

『任辛便染筆候、仍入唐儀ニ付、名護屋御普請事、并尻入道江被仰合罷下候處、於中途病氣ニ而慮外之至候、

其親類之者漸條書等持參候間、意趣不相雇別候、然者

義弘九月十九日下着候、其刻巨細承究、頓与普請場爲

可請取、少々指登候、追付某事茂去月始之比船本江罷

出、順風待居候處、最前者肱中氣「本ノマ、」ニ者種々養生仕候上、

又虫出合散々式候、依夫俄兵庫頭引候、ケ様之替合等

々遲延之式共何篇迷惑不過之自然候、貴邊ニ而知音之

方江者取合候儀頼存候、兼又休甫適下向候得共、京儀

彼是取紛結句、細々面會さへも無之様ニ、御無沙汰之

儀、中々難申謝候、此等之趣相達所庶幾候、依急便書

躰如在候儀共ニ候、旁期後音之時候、恐惶謹言、

十一月七日

龍伯御判

道正庵宗固老

候、恐、謹言、

八月五日

龍伯御判

金藏坊

机下

67 『真本在河上二郎左衛門』

『一昨夜、自高麗御左右御坐候由申候、定而治少老へ

委御到來可有之候、兵庫頭父子在陳仕候間、様子承度

候、被聞食^⑩候^⑪可示預事所仰候、恐、謹言、

九月九日

龍伯

(安宅秀安)
安三州

69 『真本左近允氏藏』

猶、爲御禮以參雖可申候、聊持病從夜前再發候條、

先如此候、又御隙之節來臨可爲本望候、旁追而可申

述候、かしく、

昨日者爲御使被差越道意、御懇承候、定今度者彼兩人之

事、乍卒尔申候處、被召出、外聞實儀令祝着候、仍乍輕

少一折進之候、猶此者可申候、恐、謹言、

八月六日 (花押104)

龍伯 龍山

68 『写時任氏藏』

、其后者無音打過所存之外候、仍此度上洛之儀、相催

候之處、切、持病出合、弥致老屈候處、不能其儀殘多

候、將又先度者矢入看經之儀申候處、其次第細、書記

預候^(マテ)謀祝着之至候、幸當國江鵜飼七郎左衛門尉逗留候

條、遂談合候、貴所一流候之間本望存候、一入精進正候

而、大儀之事共候、次乍輕少沈香一斤進之候、顯寸志計

70

尙以、伊東事、最前者到高橋、自以前雖取出候、比
者高橋を差捨、當方へきひしく仕懸候、然共、當時

者京儀を補候故、令用捨一行をも不相催候、如此候條、上洛難成と申上候、次ニ者當方之者折角之節、御家門様被成御許容、種々被加御懇慮候事、誠忝次第候、御次之刻可然様取合頼入候、

〽、西之洞院殿江一書并子細候而、銀子百卅目差上從貴所前可被相屆事頼入候、將又以先書如申、當國者共不慮之儀付、身躰及迷惑候之處、別而被添心之由、誠從此以前之懇意不相易事令感悅候、并美代九右衛門事、昨日、此地江致下着候、彼者之口柄ニ茂、貴所入魂之通、細々承届弥満足之儀ニ候、我等事、從井伊侍從殿、可致上洛之由、承候得共、當時伊東殿詰ニ而有之儀候間、此矢をはつし可罷上様無之由申登せ候、其後上方之物沙汰如何と存計候、猶新儀共候ハ、可示預候、恐惶謹言、

二月十三日

龍伯御在判

道正宗固

71、其後者菟角不承候、頃者求門持修行候之哉、炎天之辛勞存計候、仍爰元之晴蓑はか所へ參候へハ、位牌ニ心岳晴蓑大禪伯と候、晴蓑ハ入道名にて候、相違之由申候へハ、如此高野より書付參候由被仰候、さてハ此地之位牌も心岳良空大禪伯と書なをし候、其元之も如此書なをし可有様ニ、貴所分別有へく候、爲存寄候、恐々謹言、

六月廿三日

龍伯御判

成正院

72、上洛之刻者、養生氣之由、承心遣存候處、快氣之由其聞得候、大慶此事ニ候、殊更年頃之護摩被成修行之由承、令祝着候、御祈念頼存候、仍任見來仁王經壹部進之候、猶期後音候、恐々謹言、

五月十五日

龍伯(花押163)

大乘院

床下

73 爲禱尔之儀、一入可被致懇祈之趣、今度被指出 神載候

之事、尤祝着候、從爰許◎茂も弥以自今已後、不可有別心

之條、可被抽丹精之段、誠所庶幾候、恐々謹言、

七月十九日

龍伯◎花押御判

花林寺

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」八五六号文書ト同文ナリ)

74 一昨日町田ぬいヲもて申候、齋藤源助か事、油斷不

可有之候、自然名字名などのまかひもかと存、一筆如

此候、かしく、

二月三日

龍伯◎花押

利安

八代方

▽○「上包」濱之市にて

△

利安

八代方

▽○「上包」濱之市にて

封

封

△

△

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」九七〇号文書ト同文ナリ)

75 「穆佐山本長左衛門文書」

御出船之儀、何分候哉、其後御左右無之候間、爲可

承用飛札候、然ハ東山へ御用之儀候而、書狀進上候、

御持せ有へく候、同者鎌田左京亮前にも、御用候而可

致祇候之由、申付候條、彼者へ持せられ候而可然候す

る、次先日 公方様御上着之由風聞候間、其通申越候

キ、然處◎頃罷下候者之申者、三月十五日上方罷出候、

其「本マ」まて者無御上着候、定頃者御光着候らんと申候、先

申越候者虚説ニ候、此段爲可申分如斯候、恐々謹言、

(慶長九年) 卯月五日

龍伯◎花押163

(島津家久) 少將殿 参

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」九三五号文書ト同文ナリ)

76

猶々御息女之事、◎具々可御心安候、◎拙者請取申候、
不可有御氣遣候、次ニ雖輕少之至候、扇十本進之候、

誠御音信之驗迄候、又御歸國之刻ハ、めつらしき御
兒御同道之由、かくれなく候、于今御寵愛無別儀候
哉、一咲く、

三月十八日之芳札、六月三日令披見候、誠久不申承、御
床敷存候、唐入ニ付御肝煎尤候、就夫義弘・久保渡唐、
去二月廿六日之由、遙々蒼海陳勞令察候、就中御息女被
差上之候之由、條々承候、毛頭之不可存疎意候、乍懼可
被任置候、隨分馳走可申候、此方之儀不可御氣遣候、至
京都御上候者、新造をも節々御息女之御伽ニ申付可越置
候、可御心安候、無油斷趣、友枕齋可申下候、至大坂爲
御見廻、則差越使節、御意之趣無如在由申候、
◎新造も同前
程令祝
着候、并彼領知方之儀、義弘以口入先可成御勝手間之事
ニ御音信申候、將又金子廿日給候由、御懸末之
ハ、五町之分毎年金子一枚可有御上之旨、御懇望ニ付、
堪忍之躰候、相積未進之儀者、數年御難澁、餘之歎ケ敷
次第云云、當時隱遁不肖之身上、淵底御存之前候間、以
連々御佗言可申与申事候キ、然者只今旦御上候躰、少
分之内ヲ又被寄事左右不足、殊更外聞人口可申様無之候、

此段事外之御せんさくにて手間入、御同心之事にて、先
相究候事ニ候條、せめて義弘之口入之筋目、無相違之様
可被仰付候、か様之立入たる比興、併下々所行被存候、
堅被仰出、今度之不足之分、當年分、右之趣無御違反御
のほせ待入候、如此書◎中付候、誠々憚千萬、更非可申題
目候◎ともへ〔共〕、別而御心安申承候、
◎故不願令申候、書中御披見之後、
則火中所仰候、
恐々謹言、

六月九日

〔御判〕

龍伯

御返事

竜

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」八九七号文書参照〕

77 『入來院氏文書』

〔本文書ハ五二号文書ト同文ニツキ省略ス〕

78 『、』珠札本望候、京都未靜謐候條、迷惑過推察候、抑彼
間之事懇承候、一段祝着候、弥可然様頼入候、兼又各

手^(朱)環進之巨細猶筑後守可申候、每事期後音候也、狀如件、

十月十九日(近衛信尹)
(花押109)

嶋津修理太夫殿

79 〃、〃、余來不申通候、其國之儀、弥被屬本意之由珍重候、

抑今度京都依不慮之錯亂、家領等令相違候、殊更前相
國御逼塞之段、恐怖此事情、雖虛名當時之爲躰不及力
候、彼是在路難相續趣候間、此節以憐察於預助成者、
偏家門可爲再興候、將又色紙三十六枚、親王御筆次・
板物二端・引合十帖進之候、猶進藤筑後守可申候也、
恐く謹言、

十一月廿六日(近衛信尹)
(花押109)

修理太夫殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録」一〇三九号文書ト同文ナリ)

80 雖無指儀候、的便之間染筆候、其元弥無吳儀由珍重候、

仍去年差下進藤筑後守候處、諸事預馳走旨其聞候、喜悅

之到候、爰許無外方躰候間、萬端引立頼入計候、猶頼娃
左馬助可申之間、不能巨細候、恐く謹言、

八月十四日(近衛信尹)
(花押109)

修理太夫殿

81 〃、〃、就在京之儀、祈禱之卷數并別而黃金二兩餘到着、寔

御懇切之段候、然者以伊勘被仰登候條と、今度對^⑩察^⑪藏
主具申達候、兼又關東表悉被屬平均、頓而可納御馬樣
子必定候、當者、我々下國茂今年中可相濟候哉、旁以
面可申談候、仍任見來、縮一端令進之候、心緒計候、
恐く謹言、

(天正十八年)
七月廿五日 龍伯(花押163)

福昌寺

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一六七八号文書ト同文ナリ)

82 (本文書ハ六一号文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ六二号文書ト同文ニツキ省略ス)

84 今度防戦之大利、寔々千秋萬歳、書面不得申候、殊更自身ニ手を被碎候御高名、爰元之褒美無比類候、就夫御老中并御奉行衆方御感状候、即令進入候、此度勝之時勝利時分柄分柄与申、各御満足之由候、然者戰場江御稻荷御出現現之様子承、奇特神妙候、每度左様之共雖有之、如此如此度度於於戰場野狐疵付死候事者、前代未聞候、餘殊勝ニ存候間、かこしま、富之隈・京都御稻荷へ御禮申、種々致祈念候、能く御禮申候へハの儀ニ候、將亦其表よき仕合候間、任御下知、早速可引取事尤ニ候、猶以期後音候、恐々謹言、

拾一月六日

龍伯判 花押

羽兵庫頭殿

又八郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五五六号文書ト同文ナリ)

86 天正十三年二月十三日、義昭公之上使下向柳澤新右衛門元政當國、賜于義久公以太刀片傍彫不動尊形、片傍彫梵字、及治工青江康次銘者以康次二字、及鞍一口作、御書左ニ記ス、

「右康次之御太刀ハ御代々御讓物ニ有之候、鞍者、梧桐山雀之金具之紋有之由候、延實實年年中本所之珠作也与云々、右上使下向之節者、入來院之宅江一宿之由候、此節毛利等之使僧五戒坊上使指南として當國ニ來也、」

87 歸路路之之儀、從被召被召言上趣、委細相合、柳澤新右衛門尉重而差越之候、此節一廉馳走可頼入、仍太刀一腰康次・鞍一口作、遣之、猶昭光・昭秀可申候也、

九月四日

義昭公判 花押

嶋津修理大夫殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」一四三九号文書参照)

88 近衛殿、歸京前にて、濱之市へ御入之筈候、御能有之筈

候、我等も土ニ立候、もの、板を踏候事、稀成事故、随分精を出し二三番相勤申候、あはれ見せ度候、幸侃内方へ赤キ小袖借ニ遣候得共無之由候、一向宗之者ハかさゝるものか、むもし御前へ赤キ小袖有之候ハ、御借シ有度候、尺短候而も不苦候、近衛殿へきせ奉へく候、かし

月日

龍伯

むもし

誰ニても

御申給へ

天神
法樂 當座

「野元源左衛門藏たんざく」

初冬 冬きぬとしくるゝ空ハ秋に似て

時雨 のこるもみちに日影さす也 龍伯

「藥丸長左衛門藏」

鶴有遐齡 ゆくすゑもさそなかさねん和歌のうらに

龍伯 むれつつあさる鶴の毛ころも

「非短尺ニ
草葉ナルヘシ」 松か枝のかけにそなるゝもろ鶴の

こゑハ千年をふへきとそおもふ

「國分五兵衛藏たん尺」

あさからぬこと葉の色をしらま弓

引わかれゆくたひをしそ思ふ 御名

「相良權太夫藏、たん尺」

庭の面軒はをかけてをく霜や

ミヤまおろしにさゑまさるらん 御名

「平田民部左衛門、同」

春の日の出たる空ハしつかにて 御名

「同、たん尺」

ゆふ立の雨に水草もかくろひて

池のつゝミをこゆるしら浪 御名

「新納太右衛門藏、同」

花くゝをわけにし野への歸るさや

た折もてきてかめにさすらん 御名

「山口友興、同」

るりのつほ薬の袋ならへてハ

老せぬ身をおもいやらるゝ

「右龍伯公御詠」

90 「見于二階堂氏文書」

御狀之趣、委細令被覽候、誠今度者不存奇逢參會申承候、
本望候、仍度々光臨、殊重寶拜受旁以祝着候、爲表御禮
先度參申候處、既御下向堺由候間申置候了、定被傳申候
哉、抑御先祖之儀、吾妻鏡以下舊記明鏡之次第、依御所
望、寫進之候間、得其便獻瓦礫候處、金玉送給候、殊勝
催其興候、於向後者以便宜必可申承候、相應之御用更不
可有疎略候、恐々謹言、

季春三日
行(二階堂)
(花押343)

鳴津修理亮入道殿

91 (本文書ハ五三号文書ト同文ニツキ省略ス)

(表紙)

義弘公
年間不詳

附錄
舊記雜錄
卷十四

92 「雜抄」

猶以其以後便者無案內故、無音背本意存計候、
去秋御下國以來者不遂書信、相似疎意、非所存候、十日
之中御下着之趣、從坊津相聞候、奇妙之儀共候、將又於
大峯御祈禱、(柴)採燈護摩卷數進之候、御頂戴可爲歡悅候、
委曲從友枕齋可被申述候間、不能巨細候、我等事、去月

廿一日、到大佛移徒(徒)、於此地、弥御祈禱之儀不可存油斷
候、薰御調合候哉、去秋如御調合候者、不可有比類候、
定年内者、御上之儀可爲御延引候哉、京都御館之儀者、
大閣被成御殿之由、併御面目と申儀共候、猶重而可得芳
意候也、

十月十四日

(照高院道邊)
(花押 198)

嶋津兵庫頭殿
如雪

93 「全上四十九番箱中」

就南蠻長老之儀、遮而預御狀候、然者先日御尋之時、我
等存分申談候處、重而始末之儀承候、委得其心候、恐々
謹言、

八月廿二日

龍伯(花押)
(御判)

兵庫入道殿
參

差上使者言上之趣、被聞召屈候、至肥後境目在陳之由候、
雖然、彼國靜謐之上者、可有歸陳候、日州知行分出入
之由申越候、罷上候節、是又可被仰付候、猶石田治部少三成
輔可申候也、

二月十一日 (豊臣秀吉)
御自判

嶋津兵庫頭の

「此文書ハ御譜中の写置也」

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四二三号文書ト同文ナリ)

猶々鷹之儀 □入候、迎之事ニ、無疵候ヲ所望存候、
乍便 □馳筆候、□州之儀、如存分成行候由、珍重々、
於拙者大慶候、尤差下使者、祝義可申之處、信長江一味
申ニ付、敵地一圓ニ無合期之間、無其儀候、更非如在候、
可然之様取成、可爲本望候、拙者事、信長別而無疎意入
魂共、不混自余様躰候、併施面目子細共候條、於時宜可

御心安候、自然此邊相應之事、不可有疎意候、將亦又、
雖不被思寄儀候、日州手ニ入上者、大鷹定而可在之候、

先年所望申候鷹、難去事候而、拙者殘多存候間、此節一
居望候、於同心者、和泉郡義虎かたまで、早々被差越候
(山心)
者、可爲感悅候、義虎態可被差上之由申合候間、此刻馳
走一入可爲喜悅候、猶委曲貞知可申越候也、
(伊勢)

卯月七日 (近衛前久)
(花押102)

嶋津兵庫頭の

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」九六九号文書ト同文ナリ)

嶋津兵庫頭殿 信輔
至堺着津之由、珍重々、爲見舞差越進藤筑後守候、相應
之儀不可有疎意候、隨而帷子三進之候、猶相合口狀候間、
不能詳候也、謹言、
(天正十六年)
閏五月廿五日 (花押107)
「近衛信輔公

御判」

嶋津兵庫頭殿

97 「御文庫三番箱宝鑑中」

好便令祝着馳筆候、抑家門事、對其國、由緒吳于他、子細不始于今候、尙以無疎意候様、對修理大夫執成肝要候、仍色紙雖其憚候、染禿筆候也、かしく、

六月廿七日 (花押105) (近衛種家)

嶋津又四郎殿

▽◎ 嶋津又四郎殿 (花押)

△ 「本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六七九号文書ト同文ナリ」

98 「御文庫四拾九番箱三卷中」

連と雖承單候、未得御意候、仍到 屋形様、乍鹿草諸境目之立柄申伸候之條、旁以令啓達候、隨而織物貳端令進入候、表祝意計候、於自今以後者、別而可申談候、御同意可爲本望候、恐と謹言、

八月十六日

◎ (秋月) 種實 (判)

嶋津兵庫頭殿

參御宿所

「本文書ハ「旧記雜錄後編」二二二六号文書ト同文ナリ」

99 依未申通、最前從是不得賢意候之處、遮而能芳翰、欣然

之到候、仍銀子參拾兩送給之候、尤悅入候、祈念之事、友枕齋就傳語不存疎意候、如此之儀者相應之子細候之處、慇懃之芳染、却而令迷惑候、近日可爲御上由候間、事々期其節、不能詳候、猶從友枕齋可有演說候也、謹言、

六月九日

「花押198」 照高院如雪 御判

嶋津兵庫頭殿

100 「御文庫三番箱宝鑑中」

於祝儀者雖事舊候、逐日不可有際限候、仍年頭祈念之卷數守并縮羅二端進之候、誠補嘉祥候、穴賢と、

七月十八日

「花押198」 照高院如雪 御判

(上書)
羽柴兵庫頭殿 如雪

101 「御文庫三番箱宝鑑中」

猶々今日者御出京候由、只今承候、不懸御目御殘多
候、御隙之透ニハ、爰元へも御出、待存候、

態令申候、仍幸侃事、何と哉らん承候、無御心元存、差
越倉光主水佑候、今朝鞍[□]參詣申、只今及極晚令歸宅、
雖夜闇令申候、猶申含口狀候、恐々謹言、

三月九日

◎〔花押〕
〔判〕龍山公

兵庫頭殿

102 「御文書藏三番箱宝鑑中」

猶以注進之趣、珍重候、使者口上之趣等追而承度候、
以上、

從薩州注進之趣、早々知給候、尤欣悅至極候、伊集院源
次郎事茂^{シレス}望ニ付而、身上無別儀之由、猶以御手柄と存
計候、御満足推量申候、定羽林頓可爲御上候哉、於愚身

式安堵此事候、猶自是可申述候、かしく、

三月十五日

◎〔花押〕
〔判〕照高院如雪御判

羽柴兵庫入道殿

103 「御文庫三番箱宝鑑中」

其後不申承候、仍從輝元先日預使者、音信共候而、御暇
給候間、及歸國候由候キ、又昨夕人之申候ハ、西國衆悉
下國之沙汰承候由候、貴所之儀者伏見之城御預之由候キ、
弥其趣候歟、承度候、何篇ニ此比御透次第光臨候者、可
爲祝着候、拙者も内々以參可申と存、何ヶ度打過、相似
疎意所存之外候、家康^ハ十六日至其地被^越候事、治定
候哉、延引候哉、是又承度候、今明之中ニ、石田弥介當
所へ可給候、申度事共候、猶期其節候、恐々謹言、

六月十三日

◎〔花押〕
〔御判〕龍山公

入道殿

104 「御文庫三番箱宝鑑中」

105

「御文庫三番箱宝鑑中」

就山門再興之儀、堂社造營之事御入魂候者、別而可
候、猶仁秀合口門候也、

五月廿八日

判
「最胤カ」
「尊嶺親王御判」
「スリキル所アリ」

◎為報恩

於大峯探燈護摩之事堅申付之候、依而、結願之卷數差下

之候、御頂戴尤候、將又、今度於佐渡國、金地之袈裟令

着用候山伏、三寶院殿被許候袈裟を剝取候故、被遂訴訟

候ニ付而、去十二日、將軍直本山・當山之先達之申分御

裁許之處、此方之理運ニ罷成候而、外聞實儀大慶候、可

御心易候、來春者、少將殿可爲御在京候、間、猶以可爲

賢意候、去春預芳惠候葉茶壺、一段能持候間、別而秘藏

申候、比志嶋可爲湖底候、於祈念之儀者、聊以不存油断

候、此中者、右之公事ニ取紛、書狀等俄認候間、書中不能巨

細候、期後便計候、穴賢々、

十月十八日

（照高院道邊）
（花押198）

羽柴兵庫入道殿

嶋津兵庫頭殿

「此一書ヲ初トシテ數十通ノ年間不知ヲ義弘公御譜中ノ卷末一冊トスル、如左」

106

「義弘公御譜中」卷尾一冊

此末數之書者、不知何之年間、故不得定次序、如左、後人考之於細密、以爲此譜之全者、是幸也、

107

「正文在文庫」

義字事遣之訖、得其意、忠功肝要、委細輝元可申越、猶兩人可申候也、

十一月十八日

（足利義昭）
（花押C）

嶋津兵庫頭々

嶋津兵庫頭々

（本文書ハ「旧記雜錄後編」二〇四号文書ト同文ナリ）

文字之事令赦免早、猶昭光・昭秀可申候也、

十一月晦日

(足利義昭)
(花押6)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六九七号文書ト同文ナリ)

爲音信、段子十端・象牙并南蠻鐵炮到來、悅思食候也、

十二月廿六日

○「家康藥印」

嶋津兵庫入道

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」六五五号文書ト同文ナリ)

其表大明人并番船罷出候由候間、藤堂佐渡守被差渡候、敵於在陣仕者、在番衆之船手各被逐相談、可成程可被及行候、其方一左右次第ニ、九州表へ被遣置候船手之衆、其外何も御人數急度可被差渡候、敵於退散者、最前徳永法印・宮木長次ニ如被仰合候、諸城早々釜山浦へ被引取、

從其可有歸朝候、萬端藤堂ニ被相合間、佐渡次第可有覺

悟事專一候、恐々謹言、

十一月廿五日

輝元判
(花押)

景勝判
(花押)

秀家判
(花押)

利家判
(花押)

家康判
(花押)

羽柴薩摩侍從殿

嶋津又八郎殿
(家入)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五九四号文書ト同文ナリ)

態令申候、相守時分柄、自然下とばはんニ罷渡族可有之候之間、堅可被停止候、若背御法度、罷越候儀重而聞付候者、其身之事者不及申、一類悉可被加御成敗候、其上御手前可爲御越度候、恐々謹言、

四月朔日

利長判
(花押)

「正文在文庫」

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」二二三八号文書ト同文ナリ)

態被仰出候、朝鮮人捕置候内細工仕者、并ぬいくわん、
手のき、候女、於在之者、可有進上候、可被召仕御用候、
家中相改可相越候也、

十一月廿九日

(秀吉)

○

「朱印」

薩摩侍従ら

「御文庫三番箱中」

羽柴薩摩宰相殿
羽柴薩摩少輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」七一四号文書ト同文ナリ)

輝元(花押)判
景勝(花押)判
秀家(花押)判
家康(花押)判

「正文在文庫」

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」四五四号文書ト同文ナリ)

其表爲見廻、徳永式部卿法印・宮木長次兩人被差遣候、
長と在番辛勞之至候、仍道服袷被遣之候、猶奉行衆、年
寄共方より可申候也、

八月廿五日

(秀吉)

○

「御朱印」

羽柴(義弘)薩摩侍従ら

態被仰遣候、

一當年動之儀、可被仰付候と思召候處、寺澤志摩守參上
仕、先當年之動無用之由、各言上之通、被聞召届候事、
一來年關白殿有出馬、諸勢渡海之儀被仰付、城と并傳之
城迄、此方御人數被入置、各動之儀、丈夫ニ可被仰付
候條、成其意、可令用意候事、
一兵糧之儀、最前被遣候分、何も入替置之由、尤被思食
候、猶以、只今三萬石余被遣候之條、各令割符、釜山
浦ニ藏を造、可入置候、動之時兵糧ニ可被下候事、

一從大明侘言之筋目、兼而より實儀とハ不被思召候之條、

城と丈夫ニ爲被仰付儀ニ候、然者、朝鮮之儀、九州同

前ニ思召候間、行とハ何も内輪替ニ被仰付、面とも歸

朝仕、致御目見候てより、可被遣候、此通下にも申

聞、無退屈之様ニ、可令覺悟候、關東・北國・出羽・

奥州果迄、不殘令在京、普請等被仰付候、其ニたくら

へ候へ者、各在陣不數候事、

一城廻田島令開作、弥有付可申候、猶寺澤志摩守ニ被仰

含候、并御目付として重而別人可被遣候也、

正月十六日

○「御朱印」

羽柴薩摩侍從(義弘)あ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」二二五八号文書ト同文ナリ)

115

「正文在文庫」

一將又、帷子ニ・道服一被遣之候也、

今度渡海之儀、炎天之時分、辛勞思食候、赤國動事、最

前如被仰付候、先と見計入精、弥以無由斷可申付候、尙

松井藤介・竹中貞右衛門尉可申候也、

(慶長二年)

七月十日

○「御朱印」

薩摩侍從(義弘)あ

116

「正文在文庫」

日向巢鷹儀付而、差越落合新八候、案内者相添、尋出到

來、可悅思食候、次落合其元逗留、宿以下可馳走候也、

二月八日

○「御朱印」

羽柴薩摩侍從留守居

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一〇五六号文書ト同文ナリ)

117

「正文在文庫」

於日州鷹巢奉行事、被仰付之條、慥成者付置、可相守段

肝要候、猶石田治部少輔可申候也、

九月廿五日

○「御朱印」

鳴津兵庫頭あ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」三七九号文書ト同文ナリ)

118 「正文在文庫」

今度關白不相屈子細在之ニ付而、高野山へ被遣候、其外無別條候之間、不可有機遣候、猶民部卿法印・石田治部少輔・増田右衛門尉・長束大藏太輔可申候也、

七月十日

○「御朱印」

羽柴薩摩侍從

人數

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五六三号文書ト同文ナリ)

119 「正文在文庫」

長々在陣辛勞、不被及是非候、仍帷二被遣之候、令着、弥可入精候、就其御仕置等之儀、以御一書被仰遣候、猶熊谷半次・水野久右衛門尉可申候也、

五月朔日

○「御朱印」

羽柴薩摩侍從

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一一二一号文書ト同文ナリ)

120 「御文庫二番箱義弘公二卷中

薩州和泉并肥後水俣之不寄侍・百姓、男女共ニ薩州・大隅・日向其外隣國へ買取相越由、被聞召候、任御法度旨、早々右返、如先々還任可申付候、若違背之族於在之者、急度言上可仕候、右之趣堅申觸、可召返候也、

八月廿九日

御朱印

寺澤志摩守

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五〇八号文書ト同文ナリ)

121 「御文庫廿二番箱十二卷中写也」

永々在陣辛勞候、此時候之間、尙以可抽粉骨事肝要候、隨而御馬一疋鹿毛被遣之候、猶石田・大谷・増田可申候也、

六月二日

御朱印

羽柴薩摩侍從

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三一六号文書ト同文ナリ)

覺

一御檢地以後薩・隅・諸縣知行割符之◎(關字)御朱印二ツ、

一隅州御給之◎(關字)御朱印之寫一ツ、

一諸縣郡御給之◎(關字)御朱印之寫一ツ、

一高麗へ之 御朱印數十六、

一出水御給之 御朱印之事、

一奥州様へ之 御朱印一ツ、

一澤原野駒之御禮之事、

一青山野駒然々無御座候事、

一唐犬之事、

已上

卯月十四日

「末紙」
御朱印入日記

(各点ハ島津家重書ニヨリ補フ)

以上

輝元より之御使者、送りこし被成候、自此方も送り可申
付候、恐惶謹言、

二月十二日

宇佐(花押 365)

羽兵様

實報

「正文有之」

心ありてめくる嶋ねのしくれかな

君かふなてにはる、けしきハ 義弘

鐘響く陰(本ママ)ハくらまの山さくら

木すゑの色は暮々ともなし 義弘

「正文在入佐勝左衛門」

昨日者早々御使札忝候、従是可申入處ニ、御返事ニ罷成
候、兩人所へ御見舞可被成候由、時分ニ自是可申入候間、

可被成御待候、尙使者可申上候、恐惶謹言、

正月廿八日

行長判花押

羽兵様

人々御中

「義弘公御譜年間不知中」

「正文」

尙々、委曲鈴二藏方可申上候、將又、爰元御用之儀、

可被仰付候、かしく、

其後以書狀成共御音信不申上候、仍御長陣御祈禱之儀、

日本へ申遣候處ニ、此比御札并牛玉參候間、則進上候、

何様、近日ニ以參御見舞可申上候、恐惶謹言、

三月五日

堀内安房守

氏吉判

「宛ナシ」

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五六一号文書ト同文ナリ)

127

「義弘公御譜年間不知中」

「正文在入佐勝左衛門」

猶々、自然唐人罷出、合戰ニ及候ハ、其城打にけ

候て成共、此方へ御越候て可然様候、乍去自然之儀

も不申候ハ、まへかと其覺語候て、たれく留主

居御定ニて、明日ニも御越候様、御沙汰尤存候、從

爰許御左右可申入候、

乍便宜一筆令啓達候、先度者種々御馳走段、本望至極候、

然者拙者儀、其元へ可罷越之由、各ハ申候へ共、參間敷

通達申候、先々爰許逗留之躰候、自然此表爲何儀も御座

候ハ、早く御左右可申入候條、其儀ニ手あて被成候而、

早策御越被成候様、御覺語專用存候、貴所様をも、此方

へ御呼候様、本マ、申事候、内儀其御覺語尤存候、委曲追而

可申達候條、不能子細候、恐惶謹言、

二月廿四日本マ、

吉成判花押

毛利壹岐守

羽 庫様

參人々御中

吉成

「義弘公御譜年間不知中」

「正文在平松衆黒田善左衛門」

歲暮之御祝儀珍重之候、明春者早々御慶可申承候、先々
用書中計候、猶使者可得御意候、恐惶謹言、

極月廿三日

吉川藏人○(花押)
廣家〔判〕

嶋津兵庫頭殿

人々御中

「公上」

雖無差儀久絶音問候條、令啓達候、此比其元爲御見廻可
罷越覺悟候處、御上使衆御越、彼是取紛、不始于今無沙
汰、更非本意候、其邊珍敷儀候者、可蒙仰候、何篇御上
使衆歸朝候以後、必以參謁積爵可申承候條、令省略候、
恐惶謹言、

卯月五日

加主計◎(花押)
清正〔判〕

羽兵庫様

まいる人々御中

「義弘公御譜年間不知中」

「正文在入佐勝左衛門」

昨日者參上仕候處、御懇共忝令存候、其許御隙明候者、
些可被成御尋候、程近候間、御用等可被仰付候、然者、
たねか嶋殿江鐵炮習申度候間、被仰付、休意を被成御副、
此船ニ免し候て、是迄御越候様ニ頼入存候、是非共々、
御越候様被仰付候而、可被下候、我等其方へ參候て申入
度候へとも、御普請ニ在之儀候間、申入候、是非共々、
御越候程奉頼候、恐々謹言、

八月九日

戸田民部少輔○(花押)
勝隆〔判〕

羽兵様

人々御中

「義弘公御譜卷末年間不知中」

「正文在平松衆黒田善左衛門」

將又鴨六令進入候、少分至ニ候へ共、鷹入爲得ニ如此
候、已上、

態令啓候、歲暮之御禮尤以不可申入候へ共、早無余日儀
候間、無其儀候、來春者早々御ふる舞〔本マ、レ〕可申入候、猶此使

者可得御意候間、不能巨細候、恐と謹言、

十二月十四日

毛壹岐守
貞成○(花押)

羽兵庫様

人と御中

132 「上」

爲歳暮之儀被仰越、御丁寧畏入候、明春早と御慶可得御意候、恐と謹言、

極月廿三日

羽木兵庫頭殿

御返報

吉川藏人

廣家○(花押)

133 「義弘公御譜年間不知中」
「案文在加治木兼江浪勤之助」

猶と、雖輕微之到候、せてん貳端令進覽之候、誠御

音信之驗計候、

御札令拜見候、仍御祈禱之御札并御本尊像贈給候、即致頂戴候、弥於○(關字)御神前可被抽丹精事、所仰候、然者、梶

原十帖・からしま一端、被懸○(關字)御意候、畏存候、猶御使

僧可有演說之條、不能詳候、恐惶謹言、

二月廿日

惟新

愛岩山

長床坊

御報

134 「義弘公御譜年間不知中」

「寫」

右

壹萬人

加藤主計頭

五千人

黒田甲斐守

壹萬貳千人

鍋嶋加賀守

七千貳百人蜂須賀阿波守

三萬人

安藝宰相殿

貳千四百人加藤左馬助

合六萬六千六百人

左うみに付而

壹萬四千七百人小西攝津守

五千人

毛利壹岐守

壹萬人

薩摩侍從

三千人

羽柴土佐侍從

貳千八百人池田伊与守

壹萬人

備前中納言殿

千五百人 中川修理大夫

貳千七百人生駒讚岐守

合四萬九千七百八

船手合四千八百人內

貳千八百人藤堂佐渡守

千貳百人 協坂中務少輔

六百人 來嶋出雲守

貳百人 菅平右衛門尉

135

「義弘公御譜卷末年間不知中」

答琉球國王書

名護爲遣使上國、審聞 國王之操履輕安、甚以爲快矣、

且復去歲小春初六、華翰至於今歲暮春之初、落予手矣、

○即 開緘拜閱者再三宛如拜

尊顏、特闕春溫之笑語耳、 貴國政事無小無大、因革之、

損益之而隨時之宜、是皆長久無事之基也、至幸至幸、國

上卿爲參謀遙赴中華之地、未審福建布政司有一顧、否念

茲在茲想、是國王溫和之氣、誰敢色厲乎、兩國之和睦可

計日而待矣、倭國東西無事人民之所盤礴也、今復件件珍

睨一一拜受餘借名護三寸者也、尊昭不宣、

惟新

拜復 中山國王 閣下

136

「義弘公御譜年間不知中」

與仙岳房書

去歲所慧之一翰再三閱之、我雖未能解文字、頗知子之文

辭至於其極矣、玆重玆重子今生大法、下衰之時、學真言最

上之教、我聞之也、知而學焉聖人也、學而知焉衆士也、

聖人猶由於學、而況衆士乎、我雖未知子之才、人僉謂之、

以爲自然智、然則大出於衆士之上者乎、出於衆士之上、

以勉其學者必至於吐盧頂上之關也、不亦難矣、今我年踰

於子者五十餘、是故寄言於子、子其久屈、不屈何以伸其

身乎、子不聞古人之言乎、流於既溢之餘、而發於持滿之

未、他日以子爲迷途之指南、爲教門之木鐸者必矣、白銀

十兩聊補空筒而已、不宣、

仙岳房 床下

惟新

藤氏義弘

137

「全上」

奇呂宋國船主書

一別之後、已閱三霜、思慕之心、未嘗頃刻有忘之也、先
 年吾子在我一島之日、俄有狂風而破其船、災厄之所及非
 人之所得而測也、豈可遜乎、所送之(通)一船、大洋無事達
 於貴國、甚慰所望不勝忻抃、去秋使一船主復來於我陋邦、
 想是舊盟不渝者乎、且復一封之書、我雖未解貴國文字、
 開緘頗覺其情之厚、忻幸忻幸、我聞商之爲言商也、商其
 遠近通四方之物以聚之、伏希吾子使貴國商船年年商陋邦
 之所無通貴國之所有者何幸如之、我之所來在茲而已、己
 禮道體康健人之仰其德者、風行草偃吾子、其察之、今吾
 子并婦人所投贈者、皆難得之貨也、一一拜受焉、我今呈
 吾子、以金屏風一雙寄婦人、以酒肴之一器、雖不腆之物、
 物以遠至爲珍、伏乞併以笑納、恐懼不宣、

138

「御文庫四拾九番箱中」

態令啓達候、昨晚者被召寄種々、御懇之儀共誠此中候、
 散窮屈忝奉存候、以外大御酒を被下、于今ふせり在之事
 候、今朝者早々預御使者、過分至極ニ存候、自是も早速
 可申上處、沈醉故御報意ニ罷成恐入候、先爲御禮企一札
 候、尙追々可得御意候、恐惶謹言、

七月廿九日

白頭

(大谷吉繼印)

139

「御文庫二番箱義弘公四卷中」

羽兵入様

人々御中

白頭

大刑少

◎人

猶々、先度示之儀被[□]仰付候て可被下候者、蒙仰
^{◎者}
 忝存候、左様ニ候〔ハ、〕、御示[□]被仰付、早
 々御送奉頼[□]、以上、

拙者儀、自加徳、唯今罷戻候、仍彼者^{◎共}之^判事、加主所迄

遣度候、左様ニ候へハ、舟之^判被仰付候て可被下候、

奉頼候、馬などの様成物ハ、重而可遣候間、先かるく

船はやく候様ニ、被仰付被遣候而、可被下候、委寒

河市介可申上候、恐惶謹言、

三月十二日

羽兵様

参人と御中

「義弘公御譜末卷年間不知中ニ在之」

(生駒一正)

生讃[◎](花押)

判

140

「御文庫二番箱義弘公四卷中」

御使札畏入候、仍御朱印持せ被下候、慥請取申候、先刻

者早と御尋、過分至極候、自是延引所存之外候、何茂爰

許隙を明、遂参上可申入候、委曲、御使へ申達候、恐く

謹言、

五月三日

羽兵様

まいる御報

福左太

正則[◎](花押)

判

141

「御文庫二番箱義弘公四卷中」

御札拜見申候、伯耆次郎三郎北退候之處、被入御精故、

被討果候而、則首得給候、^判彼手之者悉被討捨之由、尤存

候、連く對天下無御疎略通相見候、此段頓而可達 上聞

申候、恐惶謹言、

五月廿一日

加藤主計頭

清正[◎](花押)

福嶋左衛門大夫[◎](花押)

正則[◎](花押)

淺野彈正少弼[◎](花押)

長吉[◎](花押)

鳴津兵庫頭殿

御返報

142

「御文庫二番箱義弘公四卷中」

釜山浦之侍從殿^判陣取御越之由、早く御知せ忝存候、

我等も今晚跡ニ^判かり、福左ま^判可参かと存候、將亦

今日大明よりの^判罷越候様子、書中ニ難申候間、今夕

從四國陳其元以参可申入候、先以珍敷儀も無御座候、恐

惶謹言、

七月廿四日

羽兵様

御報

小攝
行長〔判〕^{〔花押〕}

143 「御文庫二番箱義弘公四卷中」

御狀忝存候、如仰、昨日者種嶋殿被成御越候様子、申入候之處ニ、御聞之由、弥御由斷被成ましく候、將〔又〕明〔亦〕日天氣能候ハ、與州迄舟を遣申候、此便ニ御遣候ハ、明日船を其へまわさせ可申候、又十日ほとも過候ハ、與州まで之便舟可有御座候、次御腹中氣と承候、いか、御座候哉、折角可被成御養生候、又昨日者の大分被下候、〔箋之〕「本マ、」

七月廿九日

羽兵様

御報

福左太
正則〔判〕^{〔花押〕}

144 「御文庫二番箱義弘公四卷中」

昨日瀧七右衛門ニ被仰越口上、得其意申候、近日又日本

へ人を被遣之由蒙仰候、其ニ付而申上度子細御座候ニ付而、七右衛門進入申候、將亦御とらへなされ候さる之様子、相尋申候、別ニ相替儀も不申□通進入申候、何も近日以貴面可申候、可得御意候、恐惶謹言、

八月十一日

羽兵様

人々御中

小攝守
行長〔判〕^{〔花押〕}

145

追而此書狀御兩人様へ御届申候、可被下候、以上、重而申入候、今朝申入儀御同心被成、則御判形被成候之尤存候、次ニ伊民・嶋又七殿、其許へ御着之由承候、御てい主ふりすもし申候、さてハ彼御兩人さま、此こゝもと御立寄候之様ニ御申頼申候、左様ニ御座候ハ、貴殿様も御遊山ながら御出かましく候哉、委細御報ニ待申候く、恐惶謹言、

八月十四日

羽兵様

まいる御陣所

福左太
正則〔判〕^{〔花押〕}

尙以其元御有付被成候哉、
御普請も大方調申
躰候、已上、

其以來者、無音ニ罷過候節、以書狀成共可申入之處ニ、
遠路故無其儀候、昨日御奉行衆爲御見廻、こもかいまで
罷越候、尤參候て可得御意と存候處ニ、此中相煩候、又
再發仕、散々之至候條、先飛脚を以申入候、少能御座候
者、必以參御見舞可申入候、猶期面上之時候、閣筆候、
恐々謹言、

九月二日

羽兵様

御陳所

伊民太

祐兵◎(花押)
判

「義弘公御譜未卷年間不知中ニ在リ」

御手前之御城米、我等參候て可渡申奉存候へ共、志摩守
於釜山浦ニ用所申付候間、代之者一人遣候、御奉行被仰
付、急被成御請取候て可被下候、官人道具のせて日本へ

戻候間、舟急申候、其分被仰付候て可被下候、増田右衛
門尉殿・早川主馬殿はんの舢舢を以、前かきニ可渡と申付

候、恐惶謹言、

七月二日

進上 羽柴薩摩侍從様

淺見半右衛門尉◎(花押)
吉判

尙々、爰許相應之御用、不置御心可承候、

昨晚當嶋へ御渡被成ニカ、早々預御使札候、一圓不存候
て御報ニ罷成、無念ニ存候、尤參御見廻可申候へ共、今
朝こもかいへ御越之由候間、御戻之時ハかならず參御見
廻可申候、四州衆替之儀、いまたたしかなる儀も無御座
候、委細ハ御使者へ申入候、恐惶謹言、

七月廿二日

福左太

正則◎(花押)
判

羽柴兵庫頭殿

嶋
▽◎まいる御報△

「御文庫二番箱義弘公四卷中」

くれ御(請)うけのひつけの事、十月廿八日の◎に御二きた候て可給候、以上、「本マ、」

わさと申入候、御てまへ御せうまい、しんまいに入かへ候へと、さんせん御しゆいんなされ候、かの御うけ、たゝいまくたさるへく候、御うけのひつけハ、十月廿八日のに御二きた候て可給候、「本マ、」はや明日にほんゑわたし申候、將(毛利高政)亦もりミんも明日つしまへあいもとられ候、かしく、

十一月五日

羽兵様

まいる人と御中

福左太

正則◎(花押)

「御文庫二番箱義弘公四卷中」

態申入候、今度者更ニ御見舞、殊ニ毎日之御使札、忝存候、尤參御札可申入候へ共、釜山浦御城米分府仕懸候之間、只今彼地へ參候、臆而罷戻、萬事今度之御禮可申入候、委細此旨口上ニ申含候、恐惶謹言、

十月十四日

福左太

正則◎(花押)

羽兵様

參

151 御使札忝拜見仕候、仍而 御朱印之御請、慥ニ請取申候、

將又毛利民太只今御戻候、何も懸御目、萬々可申入候、恐惶謹言、

十一月六日

「宛ナシ」

福左太

正則◎(花押)

「御文庫二番箱義弘公三卷中」

態申入候、次ニ毛民太、昨日到釜山浦ニ着津之由、申來候間、則我等儀、明日彼地へ罷越候、左様ニ候へハ、御兵糧渡可申候間、慥成る奉行一人、◎至「到」釜山浦可給候、爲其如此候、將亦蜂須賀阿波守殿家中之者并我等者、鹿打ニ此中遣申候之處ニ、はや一兩人山之内にてころされ申候、貴殿御家中之衆、あまた山々ニ鹿うちニ有之由、◎候少承子細御座候間、これ以後堅御家中の衆被仰付尤候、何様懸御目、具可得貴意候、恐惶謹言、

九月十六日

正則〔判〕〔花押〕

羽兵様
まいる御陣所

羽兵

参

福左太

刀

お

153 「御文庫二番箱義弘公二卷中」

先度内々御約束申候兩條、只今相調進入之候、早々可申入處、此間以外相煩、平臥之仕合ニ付延引申候、非本意候、未爰元逗留申候間、御用等之儀〔候〕者可被仰越候、不可存疎意候、猶期後音不能詳候、恐々謹言、

三月廿二日

貞和〔判〕〔花押〕

嶋津兵庫頭殿

参御宿所

伊勢因幡守

嶋津兵庫頭殿

参御宿所

貞知

154 「御文庫二番箱義弘公二卷中」

求摩一郡安堵之儀、被仰出候、忝存候、從最前別而被添御心候、御芳情之段、不及申候、此等之爲御祝禮、御太刀一腰・馬一疋毛青黒令進獻候、於弥萬端御入魂所希候、委悉猶南立坊可相達候、可得御意候、恐々謹言、

三月廿日

忠房〔花押290〕

嶋津兵庫頭殿

御宿所

〔本文書ハ「旧雜記録後編」二二六九号文書ト同文ナリ〕

155 「御文庫二番箱義弘公二卷中」

先度者委細之御懇報畏入候、仍中納言殿御供申、一兩日以前致下着候、遠路乍御造作、御一人被差出、御入國之御祝儀、被仰上候て可然存候、何篇、御心安可申談之通、治少内證候間、得御意候、來月中旬ニハ、中納言殿も、先以可爲御上洛候、山口玄番頭御供候、爲御心得候、恐惶謹言、

九月十八日

小左衛門
隆景〔判〕〔花押〕

「御文庫二番箱義弘公二卷中」 「義弘公御譜年間不知中」

嶋兵様

人と御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五二八号文書ト同文ナリ)

「御文庫二番箱義弘公二卷中」

猶々遮而御音信、忝存候、將亦於上邊御用等御座候者、可被仰越候、何様蒙貴面可申入候、

早々御使札長存候、殊御太刀一腰、御馬一疋青毛被懸御意候、玆悅之至令存候、拙者も、爲御上使致下國候、近日佐敷邊まで可罷越候條、其刻以使者可申達候、次去年當國一揆蜂起ニ付而、^{◎至}〔到〕國堺御働之由、御辛勞奉察候、然共、被任御朱印之旨、御人數被打之由、尤ニ存候、委細御使僧へ申入候、不能愚筆候、恐々謹言、

三月廿二日

福嶋左衛門太輔

正則^{◎花押345}

嶋津兵庫頭殿

御報

羽兵庫様

參人々御中

吉成□

毛利壹岐守

二月廿四日

吉成^{◎花押}

追而申遣候、^{「申上候、其元御譜ニアリ」}拙者家來者相煩候而在之由、申越候、可爲諸事不如意候條、奉頼候、兵糧・馬・大豆等無之候ハ、御無心申上候へ共、申遣候條奉頼候、將又爰許陣取事外見苦御座候而、迷惑申候、乍御無心其元ニて、なわなと御なわせ被成候て可被下候、御合力可請奉頼候、

數物・たてく一圓無之、不辨の躰可被成御推量候、貴所様我等一所ニ在之様ニと、各御奉行へ申候へ共、早御さ付候を又引拂、此方へ呼申事も如何敷候間、先々其元其分ニ^{◎今度}被仰候間、可爲其分候、自然唐人罷出合戰及候ハ、早々其方へ御左右可申入存候、御越覺語專用候、委曲以貴面可申達候條、不及懇書候、恐惶謹言、

「御文庫二番箱義弘公二卷中」

尙以働之儀被差急尤候、駒井市よりも、如此内狀候、

爲御心得迄如斯候、明日方三日ハ市も可然之由申候、

彼山當城方西ニ當候、以上、

安三兵・駒孫市兩人方書狀、早々乍聊尔、先爰元にて披

見申候、如此申來候、然者御人數急度被遣尤存候、左様

候へ者、彼山之様躰内々見及申候へたと存知候、忍ひ

にてミせ申度候へ共、夜中ニハ見及かたく候、又夜明候

へ者唐人兩中にて候條、少人數にてハ如何候、左様候ハ

、打まいり候て、仕程有差寄見及はせ申度候間、御人

數五六百程、明日方被差越、其人數にて、見及次第、翌

日相働申度候、替御分別共候ハ、手限ニ可示預候、と

かく御働候へたと存事候條、急度被差寄候て可然候ハ

んかと存事候、但御分別ニハ不可過候、爲御心得候、恐

く謹言、

二月五日

羽兵様

參人々御中

伊民太◎祐兵（花押）

〔判〕

「御文庫二番箱義弘公二卷中」

先度者可有御立寄之由候處、石治少被任内意、早々其地

御越候段、尤可然存候、普請以下定然と不可有之存候、

爰元程近之儀候間、相應之御用等被仰越、不可存疎意候、

猶追と可申述候、恐々謹言、

正月廿二日

備前宰相

（字書）秀家（花押270）

嶋兵

御陣所

「義弘公御譜卷尾年間不知一冊中ニ在リ、正文在平松飛黒田善左衛門
トアリ」

「御文庫二番箱義弘公」「義弘公御譜末卷年間不知中ニ在リ」

尙以、節々以書狀成共、御見舞可申入之處、海上之

儀候へ者、乍存知無音罷過、所存之外候、何様不圖

致參上、萬々可得貴意候、已上、

其後者無音罷過候、仍先度走者之儀申入候處、御分別畏

入存知候、物別御法度之儀と申、其上別而致御入魂儀候

間、御領分我等領内之事、無吳儀互相返申度候、先年走候者を者差捨、高麗渡海已來之走者之事、致繋穿、相返候様ニ仕度候、於御同心者、御留主居の方へ被仰越候者、我等も國元へ可申遣候、如此申合候通、今度御墨付可被下候、猶口上申合候間、不能詳候、恐惶謹言、

三月十七日

伊東民部太輔
祐兵(花押265)

羽兵様

參人御中

161 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

猶く其許御やき物、何ニ而も一種出來仕候者、被懸御意候者可忝候、以上、

好便之條一書申上候、其以來者、以書狀不申上候、無音背本意迷惑仕候、今度者、奥州様御上洛被成候所ニ、御茶申上度存と申上候へ共、方江〔御指合御座候て、御茶不申上候、御目かけられ候旨、申上候間、御次出御座候者、御取成奉頼存候、隨而茶碗壹ツ、香箱壹ツ進上申候、古織部目聞被仕候間、進上申候、仍而今度御座敷仕

候ニ罷下喜介と申大工、我等目をかけ申候者にて御座候間、御用被仰付候て可被下奉頼存候、當年余日無御座候、來春罷下、一服被下度念望存候、恐惶謹言、

極月十一日

歸齋判(花押)

羽兵庫守様

人御中

「義弘公御譜中末卷年間不知中ニ在リ、正文在入佐勝左衛門トアリ」

162 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

尙以久々江戸ニ罷在故、以愚札も不申入、乍存背本

意存申候、以上、

去月三日之貴札、忝拜見仕候、先以、貴老様御息災被成御座候由、何奇以目出度存候、隨而今度陸奥守殿早速被成御登、兩御所様御前之御仕合、殘所無御座、殊大御所様御馬など、數々御拜領之由承、誠以天下之御外聞、貴老様御満足之程察存候、拙者式迄、か様之目出度御事無御座候、將又此表相易儀無御座、御息女様御孫子様、弥御無事ニ被成御座候、三原諸右衛門殿・上井

次郎左衛門殿、萬事被入御精、御屋敷御番火之用心等、無油斷躰ニ御座候間、是◎亦「又」御心易可被思召候、何も御暇被下於罷上者、國本より可得御意候、恐惶謹言、

閏六月十二日

羽柴兵庫頭様

貴報

羽柴左衛門大夫◎(花押)
正則〔判〕

▽
羽柴兵庫頭様

羽柴左衛門大夫

△
△

163

「御文庫二番箱義弘公五卷中」

返々上方物能下向可仕候之條、悴進退之儀以來共奉

頼候、新不及申上候、已上、

任幸便奉遂言上候、然者拙子儀茂可致上京と存候折節、相良殿山之衆以同心被召懸候、案外之仕合候、併拙子事、對 天下様、無緩怠儀候之間、可御心安候砌、御分國を心懸申候へ共、更々不屈雜說共御座候ニ付、先肥後表之様ニ罷出、堪忍仕候時分、大雪故雪燒ニ付、上京之儀茂

164

「御文庫二番箱義弘公五卷中」

以上

將又慥成幸便ニ御座候間、御數寄屋之面六帖之内床

壹帖進入申候、以上、

内々得御意度折節、幸便御座候間、一書申入候、一陸奥守殿、今度於關東ニ、兩 御所様御前御仕合、無殘所御上り、於我等珍重ニ存候、貴老様御満足之程、察存候、

不罷成候處ニ、御内那須主膳罷登候之事、忝候、先ニ以御書物申上候筋目、今以少も無別心候、拙子儀も 本上州様△、罷登直ニ申上可然之由、御意候間、可罷登覺悟候、上方仕合能相調、下向之時分、具ニ可申上候、恐惶謹言、

八月廿七日

鳴津兵庫守様

參人と御中

那須久太郎◎(花押)
〔判〕

(本文書ハ、「旧記雜錄後編四」一四五六号文書ト同文ナリ)

一此度陸奥守殿へ可懸御目ニと存、少、上方ニ滞留仕候

へ共、やう田へ被成御參宮、遅く御上候、其内ニ我等

從大坂、少相煩歸國仕ニ付而、此度中途へも罷出、懸

御目儀不罷成候、併我等煩、御機遣被成間敷候、

一此已前、井上五郎兵衛儀、被仰下ニおゐて、則同心仕

候處、從去年、賀藤左馬助方、度々被相届候、今度於

大坂、小林民部殿へ、我等を申入候ハ、彼五郎兵衛儀、

左馬助方かまわれ候間、其方何とぞ左馬助方へ、御

理も罷成間敷候哉と、申候處、小民部才覺罷成間敷候

由、被申候、此之上者、我等如在ニても無御座候、何

茂來春、從是可得貴意候、恐惶謹言、

十月廿八日

羽柴左衛門大夫◎(花押)
正則判

羽兵庫入様

參人々御中

▽
羽兵庫入様

羽柴左衛門大夫



165 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

猶以舊冬者御音問、過分之至存候、以上、

改年之吉慶、猶更不可有休期候、爲御祝儀、御太刀一腰・

御馬一疋并丹後袖十端、進覽候、幾久可得御意驗計候、

委曲正源院西郡大炊助ニ申含、具ニ別紙ニ申候、恐惶謹

言、

正月十五日

羽柴越中守◎(花押)
判

鳴津兵庫頭入道殿

人々御中

166 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

尙以御國程近ニ罷居候間、以使者可申入候處ニ、去

年のいちまきゆへ、公儀をはかり、存知なから延

引、致迷惑候、併右之分ニ御座候間、思召分られ候

て可給候、以上、

去月四日之尊書、具ニ拜見、忝存候、殊ニむりやう五端

被懸御意、過分之至候、隨而去年之様子、以條子被仰聞、

一と得◎其貴意申候、貴老御心底之程、高麗以來能存知候

「御文庫二番箱義弘公五卷中」

間、更ニ御僞在之間敷ト存候、然者井兵部殿、山勘兵^方、御家之儀御馳走可有之旨、以使者被申入通、珍重存候、當春御使者へ如申渡候、何様共、井兵部殿次第ニ被成、可然存候、於大坂、井兵部殿、貴老様之御噂を、被申出候間、我等も御家之連々御律儀之通、懇ニ申候處、是非共、御家之儀、井兵部殿御馳走可申旨、被申候條、弥井兵殿御頼候て、尤ニ存候、將又、上方へ御使者など御上せ候て、金銀之入申儀御座候ハ、不被置御心可承候、八木之儀をも、入次第御馳走可申候、委細ハ御使者へ懇ニ申渡候、恐惶謹言、

七月十二日

羽兵庫様

御報

羽左衛門大夫[◎](花押)

正則〔判〕

猶以、貴老様今程弥御息災之由、珍重之儀共ニ候、くり返し來春少將殿御上洛被成候共、上方相應之御馳走、油斷を存間敷候間、可御心安候、將又、於伏

見、御屋敷出可申候條、急度御譜請など御沙汰候て、可然候、金銀入申候者、何ほと成共、御馳走可仕候、以上、

少將殿より、預御使者ニ付而、御狀被下、并迦羅拾兩被懸御意、忝存候、如御書中、拙者も以使札御見廻可申入處、久々ニ罷下候へ者、彼是手前取亂、乍存罷過候、隨而少將殿、當年者御上洛御無用と 將軍様方被仰出、弥以御仕合我等一人と大慶ニ存候、隨而、少將殿春御上洛之儀、將軍様伏見へ御着を被聞候てより、少將殿其元を御立候て、可然候哉、兎角前かとニ、山勘兵衛殿へ被成御尋尤存候、我等などハ 將軍様御上洛を承候而方、可罷上覺悟ニ候、上方相應之御用、無御隔心可承候、何も、來春ハ自是可得責意候間、早く御報申入候、恐惶謹言、

十二月四日

羽兵庫入様

御報

羽左衛門大夫[◎](花押)

正則〔判〕

「在御文庫二番箱他家文書卷中」

置候間、城主取仕候者、可爲曲事旨、堅可申渡候、
 一此度式萬四千石被成御割府候て、於博多可相渡旨、被
 仰付候條、可成其意候、書立別紙ニ有之面と、手舟に
 て可取越由被 仰出候、百石ニ付而四石宛ニ水夫飯米
 被下候、
 一先年被遣候大筒玉藥、是又半分釜山浦ニ殘置、殘半分
 城へ令割〔府〕^{〇符}可相渡候、何も請取を取候て上可申候、
 猶増田右衛門尉・徳善院・長束大藏大輔可申候也、

三月十八日

「写故御朱印ナシ」

寺澤志摩守の

「在御文庫二番箱他家文書卷中」

最前雖被仰付候、猶以爲可入念ニ被仰下候、

一先年より被遣候置兵糧事、半分釜山浦ニ殘置、殘半分
 通、何之城へも應人數、高頭割付仕、可相渡候、則
 藏を念を入立させ可入置候、自然之時之爲、用所被入
 置候間、城主取仕候者、可爲曲事旨、堅可申渡候、

謹而奉致言上候、
 一當表之儀、去年赤國御働之間ニ、井邑と申所にて各相
 談仕、多分ニ付て御仕置之城所并御普請人數割等、大
 方相究、其旨申上候キ、併御城所之儀者、其以後城主
 共何も先と罷出、所柄弥見計相究、御普請被懸相調申
 候、然者、今度蔚山表へ、大明・朝鮮之人數罷出、其
 働見及申ニ付て、各人數之者共相談仕、多分ニ付而、
 已來之御仕置、如此相究申度存趣之事、

一蔚山之儀、最前御左右次第ニ可相定と雖致言上候、能
 く吟味仕候へハ、所柄出過難所川越にて、以來迄無心
 元所にて御座候間、如先く西生浦を先く加藤主計頭在
 番仕候ニ相究申、安藝宰相人數之内五千人殘置、普請
 申付候事、

一小西居城順天之儀、大河をへたて、路次筋難所にて手
 苦候て、船付遠干瀉に候へハ、自然之時海陸共ニ加勢
 難成所にて御座候之間、川東只今嶋津城泗川へ小西罷
 移、嶋津者固城へ被移候へと申渡候、南海嶋之儀、順

天被取入上者、海陸共ニ被入所と各存知、(巨濟島)から嶋瀬戸

口之城計丈夫ニ對馬守被相殘、尤之由申遣候、雖然攝

津守・對馬守不致同心候、嶋津儀者先年次第ニ可仕候

由候、此上者御説次第ニ相究可申候事、

一順天・蔚山重而御普請之儀、右如申上候、兩城共ニ逆

も不入所柄ニ御座候間、如此言上之上ニて、御下知可

有之内者、御普請差置、備前之中納言・藤堂佐渡守事

固城之普請申付候事、

一梁山之儀、是又第一城所惡、釜山浦之間別而節所之間、

自然之時人數之出入難成所柄ニ御座候間、如先とかと

かひへ仕替、彼地之儀ハ、當表東西之諸勢ミちすちと

申、殊大河渡口ニ候間、一城御座候而者、不相叶ニ付

て、右之分ニ相定、安藝宰相普請申付、黒田甲斐守在

番申渡候事、

一毛利壹岐守事、固城在番候へ之由申渡候、何も爲御心

持と存、繪圖ニ仕上申候、能く被成御覽、御下知奉待

候、其間之儀相究、城之御普請弥と丈夫ニ申付候、殊

ニ今度蔚山之城杯之様跡見及候て、猶以御普請肝要ニ
存候、然間、城持共半役分ハ御普請相勤尤之由、是又

申渡候、此等之趣宜預御披露候、恐く謹言、

(慶長三年)

正月廿六日

備前中納言

安藝宰相

蜂須加阿波守

生駒讀岐守

藤堂佐渡守

脇坂中務大夫

菅三郎兵衛尉

松嶋彦右衛門尉

菅右衛門八

山口玄番頭

中河修理大夫

池田伊與守

長宗我部侍從

石田治部少輔殿

長東大藏大夫殿

増田右衛門尉殿

德善院

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」三六七号文書ト同文ナリ)

170 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

追而鴈五令進覽候、表御音信計候、以上、

於改年之御慶者申事舊候、猶以珍重存候、隨而拙者事、早々可罷上覺悟候處、最前以來如申談候、伊集院儀、彼表一左右次第可致出陣旨、從内府様も被仰付候、私ニも隨分御馳走申度覺悟候、然者寺志摩、重而得御意、子細有之由候て、上洛候之間、彼一左右承、何れの道ニも其覺悟可仕と存承合、在國申事候、其元被仰談様子、可示預事可忝候、山勘兵頃下向候て、人御扱之由候、難相調やうに、又八郎殿を被仰越候、いか、可有之候哉、切々申談候、替儀候ハ、可申入候、委細猶此者口上ニ申合候、恐惶謹言、

正月十一日

羽左近
(立花宗茂) (花押)
親成(判)

「宛スリキレ」

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇〇八号文書ト同文ナリ)

171 「二番箱五卷中」

已上

從古織肩衝之儀付而、一人被指下之由候て、預御狀、委細令拜見候、然者數十卷御上セ被成候肩衝、何も不可然之由候て可被返由候之間、定而可爲參着候、其内を拙子方へも壹ツ可被下之由候へ共、右之通候條、無是非和久甚兵衛指下申候間、具書中認申候、萬端被届聞召尤ニ存候、此方御用之儀御座候者、可被仰越候、猶後音之時可申伸候、恐惶謹言、

十月十一日

山駿河守
直友(判) (花押)

「宛スリ切ル、」

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」九六〇号文書ト同文ナリ)

「御文庫二番箱義弘公五卷中」

猶々御馬之つめ打つち壺ツ進上仕候、 不存奇迄

ニ如此御座候、爰元御用等御座候者、可被仰 、

以上、

其以來者不得御意候、切々可申上處、何角御無沙汰ニ罷

成候、隨而、奥州様、來春御上洛可被成御遠慮之由、 被

仰出付而、態以使 申入候、其元可爲御満足と奉存候、

駿河守も、今月廿日ニ、駿府へ被 、拙子儀、伏見ニ

御用も御座候はんかと、御申被召置候條、若御用之儀御

座候者、御國へ成共被召寄、御用 仰付候由、被申候

條、 御隔心、何時成共、可被仰聞候、何共來春者罷下、

彼是可得尊意候、恐惶謹言、

十月十四日

「宛スリキレ」

和久甚兵衛 判

(本文書ハ、「旧記雜錄後編四」九六一号文書ト同文ナリ)

「御文庫二番箱中」

進呈

一眞南番香 貳拾斤

一北絹 貳拾端

一線織物 三拾端

一蘇枋 千斤

一鉛子 貳百斤

一表紙 貳帖

一唐燒酒 壹壇

一唐老酒 壹壇

已上

「年間ナシ」

藤氏嶋津殿

台閣下

琉球國

「朱イン」

「御文庫二番箱義弘公二卷中」

猶以、自然此方御用候者、可被仰付候、以上、

其後以貴面不得御意候條、尤罷上何篇可申入處、私之普請と申なから、早々出來候様ニと、治部少堅申付故、自

分ニ罷上儀不成ニ付而、乍御造作、本源右江越下候様ニ
と申入候處、早速被仰付候、則申談、拙者存寄通、大形
申上候、可被得御意候條、書面不具候、可得御意候、恐
惶謹言、

五月七日

安宅三河守(秀安)
〔判〕(花押)

「宛ナシ」

(本文書ハ「旧記雜録後編二」七五七号文書ト同文ナリ)

〔麻脱カ〕
「御文廿二番箱四卷中」

田石衛門助

土田民部少輔

田石衛門助

鹿嶋豊後守

かた桐市正

はつとり采女正

加藤左馬助

新庄駿河守

かた桐市正

中川右衛門次夫

藤部土佐守

つげの左馬助

別所豊後守

戸田助十郎

あを木紀伊守

小野木縫殿助

木下宮内少輔

松浦甚五郎

長東大藏大輔

かす屋内膳正

黒田甲斐守

山崎右京進

蒔田こんのすけ

富田信濃守

福原右馬助

長谷川右兵衛尉

中河式部大夫

山崎宮内少輔

寺西筑後守

黒田甲斐守

桑山修理進

羽田長門守

朽木河内守

波多三河守

池田いよのかミ

多賀出雲守

まの藏人正

佐藤隠岐守

古田兵部少輔

福嶋左衛門大夫

堀田つしよ

岡本下野守

猪子たくミ

蜂屋大膳大夫

渡部ひたのかみ

三浦兵庫頭

直江山城守

さかの右兵衛大夫

林肥前守

かた田兵部少輔

ちさか對馬守

をくたいら

おかの豊前守

おさ舟越中守

あかし右近

明石掃部

うきた左京

富川ひたのかみ

花ふさ志摩守

福原式部少輔

たにの出羽守

牧村兵部太輔

奥山佐渡守

松浦さぬきの守

伊藤丹後守

戸田武藏守

小出幡摩守

蔭田さかみの守

いちはし下總守

池田備中守

くき大隅守

松岡右京進

藤かけ三川守

竹中丹後守

水野和泉守

稲葉兵庫頭

宮部兵部少輔 なんてうはうきの守 伊藤長門守
かめ井武藏守

石川肥後守 河しり肥前守
なへしま加賀守 生駒さぬきの守

石田隠岐守 生駒とのも 生駒修理亮
薄田若狹守

ひらの大炊助 山口玄番頭 高田豊後守
石川備後守

生駒雅樂助

はちすか阿波守

前野但馬守

野村肥後守すいじん

加藤遠江守

富田左近將監

木村常陸守

速水甲斐守すいしん

早川主馬首

木下備中守

溝口はうきの守

伊藤加賀守

寺澤越中守

池田備後守

むらかみ周防守

石川伊賀守

御車ぞひ 忍ほしき

なづしき

ほうい

御車

忍ほしき

御かきもち

備前宰相殿

御車ぞひ 忍ほしき

なづしき

ほうい

同

木下左京

ほうい

石田左頭

御ぎょうしき御なきなた持

御引かへのうし

同

中しま左兵衛

ほうい

小出信濃守

御ぎょうしき御なきなた持

羽柴筑前守殿
かゝの宰相殿

金五侍(從)後殿

大納言様御息
大和侍從殿

織田城介殿御息
二一郎侍從殿

馬ぞひの雑色
ゑほしき衆

ゑほしき衆

かさ持

長尾殿
越後宰相殿

もり殿
安藝宰相殿

馬ぞひの雑色

ゑほしき衆

信長様御子息
三吉侍從殿

にハの五郎左衛門殿
松任侍從殿

いなのは右京亮
ぐ上の侍從殿

筒井殿
伊賀侍從殿

家やすの御息
ゑどの侍從殿

織田上野介殿
津少將殿

長岡越中守殿
丹後少將殿

長谷川藤五郎殿
東郷侍從殿

さつまの侍從殿

民部卿法印息
小源侍從殿

橘殿
やな川侍從殿

吉川侍從殿

大伴殿
豊後侍從殿

森右近將監殿
かな山の侍從殿

京極殿
大ミその侍從殿

杉原大藏殿
館野侍從殿

くるめの侍従殿

堀久太郎殿
北庄侍従殿

佐竹殿
私たちの侍従殿
山かた出羽守殿
もかミの侍従殿

〔表紙〕

義弘公

年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 十 五

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔國統新龜鑑中〕

爲大坂表落（去）之祝儀、紅絲廿斤并銀子五十枚到來、悅

思召候、猶本多佐渡守（正信）可申候也、

（慶長廿年）

七月二日

○（秀忠） 〔墨印〕

嶋津兵庫入道殿（義弘）

〔本文書ハ「旧記雜録後編四」二二八七号文書ト同文ナリ〕

〔袈裟菊丸常久譜中〕

袈裟菊家中より宇多與右衛門と申者罷上、安宅三河守殿へ申狀を出候哉、其狀之寫、肱枕所より差越候、就夫、尊書趣も念比に承届候事、

一去々年七月、國元支配之儀ニ付而罷下候刻、袈裟菊知之儀共 龍伯様へ以御談合治少へ申入、安三州御存知にて相究下國候處、宇多與右衛門令上洛、袈裟菊知之儀、到安三州懇望仕候由申候間、則袈裟菊祖母へ我等申候、其意趣者、袈裟菊進退之事、公儀難計、治少茂被思食候間、晴蓑跡としてハ難成候、密くにてハ知行をも遣し候て可然候由、治少以御入魂相究罷下候、然處袈裟菊祖母所より且者、女儀といひ且者京儀無案内にて直訴之企不可然候、惣別國中より直訴可仕者可致停止之旨、以安三州治少より承候間、於自今已後者、構へく直訴之企にて、京都へ使者などのほせら

るへき儀者有間敷事に候、袈裟菊進退之儀者、龍伯へ先とまかせをき候て可然候、後日之ために候之條、けさ菊祖母へも能く申聞せ、又阿多大炊助・本田掃部入道其外袈裟菊家中老名敷者共、承置候へと可申旨、相良五郎左衛門尉へ申付候、定此段可申と存候、此外ニ銀子五百目・三佰目にて野心たくミ候なるましきなど、申たる由候哉、我等者曾以不寄存儀候事、

一 袈裟菊家中之者共ニ支配之事、けさ菊年少之故、下と氣まかせのミにて、何事茂不調候間、袈裟菊祖母所より、我等校量を以申付候へと、度々たのまれ候間、難默止候て、三千六百石之内千六百石程ハ、袈裟菊藏入ニ召置候て、其餘を支配仕候へと、阿多大炊助へ談合申候、され共、袈さ菊家中之者共、連々奉公之仕立、我等ハ無案内候之條、惣別知行賦之分量、阿多大炊助分別仕候て、書立候へと申付候、其分ニ大炊助書立候間、おもてむき我等申付る跡にて、悉皆大炊助に申付、日置之者共ニ支配させ申候事、

一 阿多大炊助事者、惣別無口ニ候て、はかくしくも見え候ハね共、りちきなる者にて候、其上幸侃親類にて候間、役人ニなしたき由、けさ菊祖母申され候間、尤ニ存、我等袈裟菊祖母へ令談合、當時役人ニ相定候條、是ハ我等差圖仕候て、今程相抱候知行分遣し候へと、袈裟菊祖母所へ申遣候、此外惣人數之支配、殊殊習なとの知行沙汰、我等者不存候事、

一 宇多與右衛門親子ニ腹をきらせ候へと、袈裟菊母へ我等以書狀申越候由、與右衛門尉申候ときこえ候、さやうの儀者書狀ニても、使者にても我等ハ不申候、され共我等墨付在之由、宇多申之由候、我等判形共たしかに在之事に候哉、不審深重に候、彼與右衛門父長門入道之事者、最前より袈裟菊祖母へ我等談合申候て、袈裟菊藏入代官ニ相定、于今其分にて候、與右衛門事ハ日置内檢地を仕候故、配當衆ニなり候、我等として、宇多與右親子ニ腹をきらせ可申と存寄儀無之始末にて候つる、能く御思唯も被成候て御覽し候へ、彼與右衛

門尉とをりの者ニ腹をきらせ候へて、不叶儀候者、今迄者誰人ニ憚りさしをき可申候哉、沙汰之外候、但我等墨付三通迄在之由候間、日置へ相尋、重而申のほせへく候事、

一字多與右衛門尉知行とられ候事、去年以來高麗立之儀、百石ニ付貳人役之事被仰付候間、國中皆同申渡候處、袈さ菊家中者共、とかく仕候て、令延引不罷立候間、曲事之由、度々日置へ申遣候、然処、彼宇多與右衛門尉知行六十石より夫丸壹人、高麗へ立候へと申付候へ共、不致承引、立間敷之由、ふつと申きり候、如此候條、袈婆菊家中ハ、諸事難調之由、日置より帖佐へ二月十八九日之比ニ、兩使を以申越候、我等承候て申やうハ、なにたる子細ニ而公役を仕間敷と申候哉とたつね候へハ、阿多大炊助ニ存分候間、夫丸を出し候ましきと申候由候、然間我等申分ハ、縦大炊助ニ存分候共、今度夫丸を高麗へ立候へて、つもり以下不事成候へハ、御軍役者相關迄ニ候、傍輩ニ對し意趣遺恨在之とて、

當日公役を不仕候段、不可然候、憲法之夫丸出さる儀、於事實者、早と知行をひつたくり、高麗へ罷立と可申者ニ遣し候て、肝要に候、きやうに候ても、與右衛門事ハ袈婆菊家中をはなし候ましき旨、日置へ返事申越候、如此之始末にて、宇多知行はなれ候事にて候、去々年京都へ罷上たるいきとをりにて、ゆめく無之候、去々年宇多上洛ニ付而、袈婆菊祖母へ申きかせ候一儀者、自今以後國中之置目ニ申たる事にてこそ候へ、已宇多與右衛門親長門入道ハ、けさ菊藏入之代官ニなり候て、于今罷居候、今度高麗立ニ付而、公役罷成間敷と申候者之知行召上候儀者、彼宇多一人ニ不限、惣國之置目にて候間、不及是非候、安三州へ被聞分候やうに、被仰達候て可被下候、

一袈婆菊知行案堵之御禮儀、治少并安三州などへ可申入敷之由、阿多大炊助前より尋候キ、我等申候ハ、當時けさ菊知行之事ハ密とにて、龍伯様被遣たる儀にて候條、袈婆菊として直治少などへ御禮儀可申事、無用

にて候、如何様龍伯様御上洛之刻、使者相付候者、龍伯様御前より御取合有へき條、袈裟菊氣遣ニ及間敷之旨、阿多大炊助へ返事申候、此段者不紛事にて候、さやうに候て、龍伯様御上洛之刻、高麗立ニ取紛、けさ菊前より使者を付候て、知行案堵之御禮可申入候處、はたと令失念申後候、此儀者我等越度たるへく候哉、不及了簡候事、

一先年、幽齋より袈裟菊へ爲給候「本マ、」三百石知行支配之儀、彼宇多與右衛門取嘜たる由、龍伯へ我等申上候由候、拙者おほえ申さす候、其節ハ拙者在高麗之留守之事にて候間、惣別幽齋より預候三百石之知行沙汰、我等者不存候、もしく今度日置之支配を、彼宇多與右か仕候事ニまきれ申候哉と存事候、

一去三月、我等くミ崎出船之刻、阿多大炊助前より、以書狀くミ崎へ申越様子者、入來院又六日置へ被越候て、彼宇多與右衛門可召直之由、阿多大炊助へいひきかせられ候、大炊助存分ハ、彼宇多知行めし上候儀者、今

度高麗立之置目ニ付而、義弘承たる儀に候、然處義弘へ一ヶ條と、け候ハて、宇多めしなをすへき事、不及別候、乍去又六日置へ相越、夫婦以談合承儀に候間、いかやうにも又六分別次第にて候と、大炊助手前返事申候、され共最前之首尾にて候條、其届申之由、大炊助くミ崎まで申越候、就夫我等申様ハ、さてく又六不届仕立に候、高麗へいそぎく渡海候へと、たひく使者にても申、書狀ニても申盡候へ共、濱之市御譜請、山田利安よりきひしく申付ニより、高麗渡海延引候なと、申補ひ、内々日置邊まで遊山候て、結句國中之置目をそむきたる宇多與右か進退之取嘜、又六不似合儀にて候、袈裟菊家中向後之法度ニもなるへきやうに、分別せられ候へと、袈裟菊祖母へ申聞、宇多知行めし上られ候之處、我等ニ一言たつね候ハて、むさと宇多可被食直儀、不届儀ニ候、如此候者、袈裟菊進退之儀者、自今以後ハ又六可被存迄ニ候、我等者いろひをやめ候へき由、大炊助へ返事申候へと、相良五郎左衛門

尉へ申付候、然者我等身上ニ付而ハ、種々申掠人も可有候間、惣别有様を糺明被成候て可給候、一方をきかせられ、御遺恨有ましき旨、安三州へ連々申置候之處、いかやうの子細候之哉、無糺明以前ニ御腹立之由、無心元存計候事、

右條と日置より種々尋られ候儀を、それ／＼に返事申たる事までに候、我等としてことをたくミ出し、いろひ申たる儀無之候、能ときこしめしおかれ候て可被下候、尙條と段々此使ニ相合候間、可被聞食候、恐惶敬白、

十一月十三日

義弘

龍伯尊老様

足下

「此御書ハ慶長二年八月廿二日、帖佐彦左衛門外二人ノ川上四郎兵衛・柁山權左衛門宛之書候、参照スヘシ」

「袈裟菊丸常久譜中」

晴蓑の石たう玉屋などハ、けつこうニ作たて候、又當

年申ことく、坊主の分別にて、位はい作たてられ候、晴蓑ノともいたし候者共の家名、實名之事申候ツ、一ニ書付上候、こゝもとへ候ツルミな替候間、石たうヲけつり候て、書なをし、けつこうさせ候、殊ニ銀子六十兩わたし候間、玉屋まで別而作候するといわれ候、しやうとく、此坊主きとくなる僧にて候、晴蓑の位はいなども、我くらうにて、けつこうニ作たてられ候、また二十ニきのミこえましき人にて候、きとくになるとこそ申候へ、じやうど宗にて御入候、

「此一通本ノマ、名前月日ナシ」

「袈裟菊丸常久譜中」

なを／＼かたひらをくりあつかり候、き候てかいふんわかやくへく候、はたまたやうのことくも候て、われらにふミつかハされ候ハ、ぶこさままいるとかきつけられへく候、あてどころかきハ見ちかへ候て、人のひらくこともあるへく候間、こゝろへのた

めに申候、

たよりうれしく候て申つかハし候、けさ菊とのいよく
せいしん候らんと存はかりに候、よつてわれらこそまま
りのほり候折ふし、(阿多大)あたお、いそのほかとしよりと
しよせ候て申きかせ候おもむきハ、よく候するちきやう
をえらひ、けさきくとのくらしいにつかまつり候て、ゆ
く末御(華谷)ふうくうと、のをり候するやうにと、しかく申
ふくめ候、さためてそのふんにつかまつり候つらん、さ
りなからわれらめしつかひ候ものさへ、ゆたんいたし候
へハ、ゆるかせの事のミおほく候、けさきくどのかせも
のども、きまかせに有へく候あひた、まかりのほり候跡
にハ、申をきつることもいたつらに成候つらんと存候、
まかりくたり候ハ、きうめいいいたすへく候、かねてハ
又、そのはうへもかうらいの御ばんおほせつけられ候や、
ぎよいたしたいにて、しゆたて候てしかるへく候、かうら
いにてばんふしん、そのほか何事もけんこに(前見)とちめ候す
るやうに、おほせつけられへく候、いハひはかさねく

申ふり候、(晴義)せいさきまかせに御入候て、世上のおそろし
き事をも御せんしなきゆへ、かやうになりゆきなされ候、
それにつき候ても、下く心まかせに候てハ、けさ菊殿
ためになるましく候、一大事の世の中に候間、よくく
おほせつけられ候て、かんように候、此ふミをあたお、
(阿多大)いそのほかとしよりとに見せられ候て、しかるへく候、
いづれもまたく申くたすへく候、かしく、

七月三日
よし弘

けさきく殿うはこ
よし弘

まいる

180 「正文新納十郎藏」

其許長と辛勞之至、無是非候、弥以諸船共走候ハぬ様ニ
才覺專一候、仍從國元立添之人數、定而可爲着岸候、其
人數舟元にて一日も不休、即刻此方へ可參(ナシ)之様ニ、然
と可申届候、不可有油斷候、恐と謹言、

十二月十三日

義弘(花押)
御判

新納狩野介殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」六二〇号文書ト同文ナリ)

181 (本文書ハ一二九〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

182 「正文新納十郎藏」

京儀調之事ニ付て、國(分)^{⑧本}御置目等、弥可相續御談合可
在之時節ニ候之條、鎌田出雲守差下候、於様躰者口上ニ
相合候間、遂熟談、各入魂肝要候、諸地頭衆へ銘々可申
候へ共、急候而無其儀候、爲兩人相心得、不洩可申渡候、
猶出雲守可申候也、謹言、

二月廿日

義弘(花押)^⑨〔御判〕

伊地知伯耆入道殿

新納越後入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五八一号文書ト同文ナリ)

183 (本文書ハ一二八九号文書ト同文ニツキ省略ス)

184 「御文庫二番箱義弘公二卷中」

雖未申通候、令啓上候、仍當國爲御靜謐被成御出張、誠
千勝萬勢候、此等之御祝儀爲可申、段子一端進入候、然
者親爲事、

義久様可奉守御下知、地盤無別儀候、倍御丁寧可被仰聞
事可目出候、於向後弥忠心之覺悟不淺候、猶重々可得貴
意候、恐々謹言、

正月七日

宣頓(花押)^⑩〔御判〕

忠平

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」一二六〇号文書ト同文ナリ)

185 「藤野氏藏」

猶々御息出家として御堪忍候、心を添可申候由承候、
不可存疎略候、

自舊冬於其御山御堪忍由、雖承及候、不知案内之條、御
無沙汰罷過候處、珎翰之趣大慶之至候、仍御代(之)^⑪親御
所持候哉、被懸御意候、尤雖可致頂戴候、依無嗜未相傳

候、其上彼儀者不輕令存候間、先々令進獻之候、御芳志

之段不可謝盡候、兼又御上洛被相定候哉、御心遣之段奉

察候、然者御用物之事得其意候、無御隔心被仰遣候御事

と、一入満足存候、猶委者彼使僧可被申候、恐惶謹言、

六月八日

忠平御花押

修理入道殿

貴報

兵庫頭

修理入道殿

貴報

忠平

(本文書ハ「旧記雜録後編」九八〇号文書ト同文ナリ)

「北郷氏庶流紀伊忠徳譜中」

「忠平公賜御書有正文左記之」

其後者不申承候、心外之至候、仍先度預候馬、暫可申詔

之由申候處、不圖櫛間御祭禮江爲御代參申せ之由、御意

候、彼馬櫛間江御遺頼入候、引手之事者金吾江頼申候、

委曲期後音候、恐々謹言、

九月十六日

忠平①(花押)
御判

北郷紀伊守殿

御宿所

「御文庫二番箱義弘公四卷中」

態以兩使申上候、仍其面之儀付、貴所様へ被成 御朱印

候、即持せ進入候、委細御書中ニ相見申候條、様子不及

申上候、又此御請共拙者方へ請取可致進上旨、御意候間、

此者可被下候、次上方別條無御座旨候、其地相替玆敷儀

於御座候者、可被仰上儀尤候、猶使者可得御意候、恐惶

謹言、

六月十四日

毛利民部太輔②(花押)
御判

薩摩侍從様

参人ト「御中」御譜ニアリ

「義弘公御譜卷末年間不知中ニ在リ」

「御文庫二番箱義弘公四卷中」

返々御使へ愚意申上候、 省略候、以上、

如尊書不慮之山居、年齢似相申遁世候處、關山風難堪候

時分、縮板物三端拜領、忝奉存候、心底御使へ申理候、歸京候者猶可致面謁候、近日御下國之由候、方く御在陣之旨、御造作之中被寄思、如此御憐愍不及是非候由、御取成所仰候、恐惶頓首、

九月十六日

從三井寺邊

帖佐侍從殿尊前

御番衆中

「義弘公御譜卷末年間不知中ニ在リ」

「御文庫二番箱義弘三卷中」

今度以[◎]御朱印如被[◎]仰出候、自然大明人朝鮮之都を過、

五月六日路此方へ罷出、於居陳者、各も對陳候て、被懸

留、可有御注進候、其次第二御人數者、跡く方追く可罷

越旨被[◎]仰付、先御自身廿騎三十騎にて被成御渡海、可

被討果之[◎]間、御詫候、御留守等之儀も、如[◎]御朱印被

仰付候、然者、名護屋迄之間、浦く御泊くニも早舟・次

馬等被爲立置候條、則時ニ可爲[◎]御着座旨候、何も[◎]御朱



印之面、日本神・富士・白山・愛岩も御照覽、少も非御偽候條、不可有御油斷候、恐惶謹言、

八月十日

長東大藏 正家[◎]判[◎]花押

増田右衛門尉[◎]長盛[◎]判[◎]花押

羽柴下總守[◎]雄利[◎]判[◎]花押

淺野彈正 長政[◎]判[◎]花押

薩摩侍從殿

嶋津又八郎殿

人々御中

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」二八七号文書ト同文ナリ〕

190 「御文庫四拾八番箱中」

態奉啓上候、仍御鷹之毛仕かね候由、度く被仰聞候、我

等鷹も一圓ニ毛を不仕候、然者先年高麗ニ而、曾毛を不

仕、鷹ニ夕顔之ミをかい申候而、[◎]次日より毛を仕候、

然間被下候鷹ニ、去六日此薬をかい申候へハ、七日八日

「御文庫四拾八番箱中」

ニ續而す、付をニツ落申候、はやつは三羽残り申候、御鷹ニも彼夕顔之ミのしろき所をこさき、大豆ほどに丸メ、五朝ほど御かわせ被成候而者、如何可有御座候哉、先我等鷹ニかい申候而之様子を申上候、猶可得尊意候、恐惶敬白、

七月十日

龍伯尊老様

參人々御中

兵庫入道

惟新◎(花押)「御判」

猶とひうち袋一ツ者返進申候、仍先刻本源右ニ而申入候一儀、能く被入御念相調候やうニ、御才覺あるへく候、我等も折角氣遣可申候、兎角由斷あるへき時分ニ而者◎在「有」之間敷と存候、返く御越まぢ入計候、本田源右衛門尉かたへの御捻、細く令得其意候、一出水への使之儀、尤之御心つかひニて候、さきへ可相届書を不取覺候間、今少承合明日面ニ而談合申、可相極と存候事、

「御文庫四拾九番箱三卷中」

一段見事成唐之火打袋ニまてもたせ給候、當分事關候砌、本望無極次第ニて候事、

一明日者此方へ可有御越之由候、爲何風情も有間敷候へ共、於御來儀者、可爲本悅候、猶期面候、かしく、

神無月九日

維新◎(花押)「御判」

先日以一哥再三被仰聞候一儀、其後様々思安ヲめくらし候へ共、指分別出來不申候、然共とりく吟味申候中ニ存當ル儀共候者、於上方有方議肆被申調たる此度之知行方之儀ハ不及是非、列く以前之知行之始末迄、從上方御指圖之事ハ安◎外之至候、然者上方にていかやうニ加被申調候つらん、更ニ不能分別ニ候間、兎角彼口柄を能く被聞召届とても、到上方御内存共被仰立、少た◎上「つ」へき様子にて候ハ、中々に少茂悪者思召候ハぬやうに、おもてむきを御あいしらひ候て、上方ニ言上あるへき御地躰を、ひそかに鹿兒嶋へ御談合可被成置事、肝要ニ候、然

193

「御文庫三番箱三卷中」「家久公御譜年間不知ニ在リ」

遙久絶音門候處、預芳書再三披閱、本望存候、仍寶性院
就被成逝去、早々御使僧被差下、被御書置到來、令細誦
候、然者蓮嚴院住持職之儀、永々代々、於不義不學之人

者佐土原之事ハ不及是非、御家ニ御拜領之地を格護有な
から、直之可有御奉公之事ハ、案外之儀候條、於様子者
明春少將殿上洛之刻、懇に本上州へ被申入候ハて不叶儀
と、我等ハ存候、就其茂此方之御地組を大方推量に成共、
見及被聞及候ハ、治定年内にも早使などニて、品々之
引物をはへられ才覺候ハ、妨に可罷成と存候、何共能
く御かくし被成候ハてハの儀と存候ま、少將殿へも此
趣申遣候、誠ニ心遣之あまりニ存寄所を申上候、御内存
之通被仰聞候ハ、其上にて吟味申度候、恐惶謹言、

極月八日 兵庫入道 惟新◎(花押)御判

進上

龍伯尊老様

194

「御文庫三番箱中」

從◎(關字)大御所様(徳川家康)、就我等身躰、上意無殘所被 仰出之由、
誠以身餘忝奉存候、仍段子十端・象牙一・南蠻鐵◎(砲)二
挺致進上之候、可然様可預御披露候、恐々謹言、

九月十五日

惟新◎(花押)御判

本多上野介殿(正純)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」六二九号文書ト同文ナリ)

者、不可有相續之旨、誠御宗門之切磋、感入候、殊貴僧
可有任持之由、遺書明白候條、無御辭退御入寺可致満足
候、猶委曲御使僧讓演説、不能詳候、恐々謹言、

七月廿五日

嶋津陸奥守 家久判ナシ

嶋津兵庫入道◎(花押) 惟新◎(御判)

俊長坊

玉床下

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」六二四号文書ト同文ナリ)

「御文庫三番箱中」

猶々乍輕少段子一卷進入之候、聊補書信計候、

舊冬者御懇札、殊一萬度之御被太麻被懸御意、則令頂戴
忝存事候、并長匏一折・鯉一折・白粉三十箱送給、御念
比之至、一入畏存候、先以新太郎殿舊冬以來遠國へ被成
下向、偶御逗留候處、誠極田舍故、爲何風情も無御座、
殘多存事候、併每事無隔心中談候間、本望至極候、仍太
神宮へ千日參之儀、無御懈怠御精誠之由承、一段満足不
過之候、然者右之千日參御成就候て方、又々乍御大儀千
日參可頼入と存、今度銀子三百目差上申候、倍於 御神
前被勤御懇祈、當家無恙致連續、弥以陸奥守東國之仕合
能、并愚老も一世中外聞可然様、御祈念偏所仰候、將又
江戸へも被成御下、娘へ別而御懇情之由、爰元へ細々申
下候、是又於我等祝着不少候、猶新太郎殿可有演說之條、
不能詳候、恐惶謹言、

三月廿日 鳴津兵庫入道 惟新

中河大炊助殿

「右御案文ニ而御判無之」

「御文庫二番箱義弘公五卷中」

態令啓上候、爲歲暮之御祝儀、御小袖一重進入申候、誠
御祝詞之驗迄ニ御座候、次爰元珍儀も無御座候、 公方
様も此比御とまり鷹野ニ被成[◎]、御座候、薩州御屋敷一段
御無事ニ御座候、御門も立申候かつかう以下一段見事ニ
出來申候、將又拙者娘縁篇之儀も、水谷伊勢守と申者之
所へ被[◎]仰出、近々祝言仕候様ニとの御事ニ御座候、屋
敷も田町にて程ちかく御座候、何茂重而可得御意候、恐
惶謹言、

霜月三日

寺志摩守

廣高[◎]〔花押〕

惟新様

人々御中

▽[◎] 惟新様

參

廣高

寺志摩守



197 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

爲改年之御祝儀御使札、殊更御太刀一腰・沈香二斤被贈下候、幾久珍重之至候、隨而陸奥守殿路次中無何事御歸國之由、於此地大慶不斜候、將亦 大御所様三月十七日ニ被成御入洛、於于今御逗留ニ御座候、一段御機嫌能御靜謐候條、御心易可被思食候、猶期後晋之時候條、不克備翰候、恐惶謹言、

卯月十二日

惟新様
貴報

松平河内守◎〔花押〕
〔判〕

198 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

「口切ル、カ」

もちれう有御座之由被申候て、事之外しうしんにて御座候、我等もふわろく候て、よきを持不申候間、是非とも幸便數多御上せ候て被下候者、可忝候、將又當春主計殿へ申上候義、本田源右衛門殿江被仰付候由、忝存候、加様之砌ニ御座候ニ、何より以御扶持にて候間、

忝候、其かわりも東隼人殿へ相わたし申候、委細者御

使者隼人殿◎〔江〕へ懇ニ申入候、隨而今度御上セ被成候御

道具 申候分、

一御花入 四ツ

一水さし 貳ツ

一御茶入 三ツ

此分返上申候、猶奉期後信候、恐惶謹言、

卯月廿八日

惟新様
尊答

太飛入◎〔花押〕
宗善〔判〕

199 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

以上

今日當津出舟仕候、先度者御使者誠御懇情之段、辱奉存候、上方早々仕廻申候而、下國之刻萬端可申上之條、不能一二候、恐惶謹言、

卯月十五日

惟新老様
人々御中

相良左兵衛佐◎〔花押〕
頼〔判〕

「義弘公御譜卷末年間不知中ニ在リ」

200 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

如貴札先日者遂祇候處、爲御禮早々御使者、誠ニ御慰懃之至、過分至極奉存候、乍早晚今度者種々御懇志之段、不淺次第候、自是茂御禮爲可申上、用使書候、猶御使江申入候條、不能一二候、恐惶謹言、

卯月十八日

惟新様
貴報

相良左兵衛佐◎(花押)
賴判

201 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

猶々御息災ニ御座候而、切々御鷹野被成之由、何より以御慰と珍重存候、拙者事も晝夜鷹をなかめ候て暮申候儀ニ御座候、去夏從奥州様之御使者へ、以書狀申入候、定而可爲參着候、其以後遙久不得御意、乍恐御床敷存候刻、伊兵御下向之條、令啓達候、弥御息災ニ御座候由承、目出度存候、

拙者事も于今堅固ニ在之條、今一度懸御目、相積儀得貴意度念願迄ニ御座候、

一 江戸駿府之儀、伊兵可被仰入候、爰元相替儀無御座◎(ナシ)候、秀頼様一段御息災御氣嫌能御座候條、御心安

可被思食候、

一 御鷹共漸鳥屋出可申候間、切々御慰致推量候、彼玦敷御鷹鳥屋仕候而も、苻替不申候哉、承度存候、其以後玦敷御鷹出來無之候哉、程近御座候者罷下、御鷹野致御伴、可得御意物與念存迄ニ而暮申候、

一 拙者事當年八十一歳ニ罷成候へ共、到今日御城御番等不相懸勤申候、鷹をも于今不相捨所持仕候、先書ニも如申入候、從 大御所様毎年巢兒鷹鶴拜領仕候、殊當春大鷹拜領仕、誠老後之面目忝次第、御推量可被成候、爲其御禮、四月中旬到駿府罷下候處、種々忝◎(闕字)上意、殊御紋之付候御服并銀子、過分拜領仕罷上候、弥老後之絶面目候事、諸人之羨御推察之外御座候、誠冥加無御座仕合與存事候、恐惶謹言、

202

「御文庫二番箱義弘公五卷中」

九月廿七日

惟新様

參人、御中

小林民部少輔〔花押〕

家孝〔判〕

重而委敷可申上候哉、又折節今日取寄申候間、せとのさかなはち壹ツ進上候、

今度就子孫苗相續之儀、家久公預御兩使并尊書、令拜見欣悅多幸、〔關字〕酒應尊命令致其祝儀、百司萬民致安堵、不可爲國家長久之基乎、至幸々不可過賢察、次佐鋪早速〔ナシ〕致歸國事御芳情之至、不知所謝、必以使可盡謝語者也、將又雖輕微之至、唐盆拾枚令進獻之、聊補音問迄候、誠恐誠惶不宣、

林鐘十五日

中山王〔判〕〔花押〕

進上

惟新尊前

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」一五二九号文書ト同文ナリ〕

203

「御文庫二番箱義弘公五卷中」

猶々道甫罷下候處ニ、種々被添御心、忝次第、從拙者御禮申上候様ニと被申越候、於拙者忝奉存候、尙

正月三日之尊翰奉拜見候、隨而紅梅之孺子卷端被贈下候、被思召寄每度之芳惠、誠以忝奉拜受候、如御意今度者少將様被成御上洛候處ニ、折節賀州へ罷下、久々致逗留候故、御馳走申上儀も無御座候而、御殘多迷惑仕候、併無所殘御仕合にて、早速被成御歸國、御満足奉察候、御下向之御跡にて、御在洛中之始末上下各感被申候而、於拙者式大慶奉存候、將又松岡・川崎・道甫・茶屋被相構申候由、扱々珍敷數寄者數多御ほり出しなされ候事、御手柄共ニ御座候、今一度罷下一服被下、我等之草庵も相構、一會仕度念望意□、爰元珍敷數寄之様子も無御座候、拙者も何かと不得寸暇、切々數寄ニも會不申候、珍敷儀御座候者、追而可申上候、恐惶敬白、

二月廿三日

亨徳院

正純〔判〕〔花押〕

拜答

惟新様

人々御中

「御文庫四拾九番箱三卷中」

態啓上候、今日眞幸表罷通候、伺公を以可得貴意處ニ、
路次草臥故、直ニ歸山申候、上方弥御靜謐候、爲御存知
候、先以申上候、去月廿八日之御返書於中途拜見候、益
々御達者之由承、大慶至極奉存候、恐惶謹言、

八月三日

相良左兵衛佑

頼⑩房〔花押291〕

惟新様

人々御中

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」九二六号文書ト同文ナリ〕

「御文庫四拾九番箱中」

捧壹翰候、仍赤國之始末未見分躰候、 不可有程之
由、其意候、然者 尊老様御渡海事被及遅候、當國御
靜謐已後被成御渡海候てハ、御外聞旁御分別不可然候
とても、於被成御渡海者、急度可被思食立候、
一乘馬度之事、去年相良新右・白坂七右にて申上候へ共、
無其首尾候、不及是非候、ことに今度跡立之人衆、馬
に乗へき程の者、其用意も無之候、曲事迄に候、毛利

壹州など家中ハ、五十石・六十石取候者も、馬にハ乘
候と見え候、可被食列御供衆、各馬ニ乗候へき用意專
一候、無御由斷可被仰付候、

一馬乗乘さし物之事、先度も如申上候、可被仰付候、惣
別馬ニ乗候程の者、さし物さし候ハぬハ無之候、但右
之條、各用意候など、申ニ付、御渡海御延引なされて
ハ笑止ニ候、とかく萬事をさしをかれ、御渡海之儀者、
不可有御由斷候、恐惶敬白、

六月廿日

兵庫頭

義弘◎〔花押〕
御判

龍伯様

參人々御中

「御文庫四拾九番箱中」

以上

此中以參御見廻可申入之處、爰許御普請ニ手前取紛、御
無音之到心外候、此等之旨爲可申述、企使節候、兼又御
城米之儀、御入魂頼存候、委細彼使ニ申合候間、不及書
載候、仍雖輕微候銀子廿兩令進覽候、聊御音信計候、恐

惶謹言、

八月十日

増田右衛門尉殿

人々御中

羽兵

義弘（花押）
〔御判〕

207 「御文庫三番箱中」

貴書令拜讀候早、（依今）度之一儀不及是、（非様）然者、至厥土御

荷擔可申之由、尤雖無余儀候、先年石治少之廻智略之時、（石田三成）

其節（圖）於伊吹山麓合戰之砌、敗北之刻、以手

柄遁其場、令漸歸國候之訖、其後者定不忠之者與被仰出、

本領二ヶ國をも可被召上と存候處ニ、無（不）心二ヶ國被下、

殊更於此砌者、國役等被成御赦免候事、忝次第（不）可勝

計候、其上賈人至于今江戸睨召置候條、至御所様不忠

之儀、努（不）不可存候條、以茲御分別眼前候、隨而拜領仕

候御釵黄金百枚、員數之儘返上仕候、是又聊非緩疎候、

近比雖楚忽之申上事候、長物卷大物（首）者領（手）而申候之哉、

一龜二鷹之御分別、返（不）も專要候、我鎚一本之侍爲仁

廣言申候共、御爲差事有間敷候、爲物馴功者、分別（督）知

者之工夫次第ニ任運天道、御思唯之外無他候、尙可得（實）御意候、

嶋津兵庫

義弘

秀頼様

「右御案文敷、月日御判なし」

208 「御文庫四拾九番箱中」

猶々彼黒毛不及調法候て、自余之馬一かと候ハんを

涯分可立聞之由申付候方へ、拾人ニ申付候、兎角一

かとの馬稀なるものにて候、扱々彼黒毛無念此事候、

先可申候ヲ置延候、又八郎殿高麗ニまつ御逗留候や

うニとの事被仰候由、扱々吟止千萬、又八郎殿退屈

可參候（不）とのミ存計候、石治（不）御取成ハ被成事

候哉、（不）路次（不）可有御上候、又跡へ被立歸候ハ

、氣力もつき可申と、くれ（不）吟止千萬ニ存候、

又天氣晴候ハ、ちとかる（不）と御出立候て、御物

語候へく候、こ（不）もと御なくさミある（不）事もなく

「御文庫四拾九番箱三卷中」

態捧慶書候、仍於此表御在國中度々得貴意候、外聞實儀

候へ共、せめて御心安を御なくさミにと思召、必く御出候へく候、御出候ハんと思召候ハ、一兩日以前ニ御左右可[□]ちとく我等[□]他行候へハ、いか、[□]

御使殊迎船之儀、從石治被申出、明日御下之由、本望之至此事候、書札共相認進之候、先度之狀共と一度ニ慥御届所仰候、次ニ彼馬之儀、如仰他所へ參候事、無念殘多次第候、彼馬之行衛ヲ承候て、及調法ニも可令才覺と、態一昨日令出京候而相尋申候處ニ、青地與右衛門入道他出候間、呼ニ遣候、今明中ニ可歸宅之由申候間、參次第ニ可相尋候、無由斷候、かしく、

「月日シレス」

武庫

山「龍山公也」

「正文在文庫」

追而令啓達候、

珍重候、就中奉對 御家、爲阿蘇家從前々無緩疎之旨、御老中江申入、准一致候、一入本望候、爲右之御祝儀令啓上候條、腋刀一腰^{奉行}金熨付令進獻候、表御禮計候、恐惶謹言、

三月廿四日

(甲斐) ◎「花押」

宗運「判」

武庫公

參人と御中

追而、鞍橋一口^{時繪}令進獻候、表御祝儀計候と、

(本文書ハ、「旧記雜錄後編」一三二九号文書ト同文ナリ)

「御文庫三番箱宝鑑中」

從昨日至于今、其^{◎許}物念之様躰、同篇之執沙汰候、可有如何事候哉、爲見廻以使札申候、かしく、

閏三月八日(花押¹⁰⁸)

「信尹公カ」

嶋武庫入道殿

(義弘)

一出水之事被對御兩所、被成^{◎(關字)}御朱印候、薩州へ同前候、

大方副狀ニ雖令申候、猶以巨細顯紙面候、御陳御普請、

如前と一手ニ可被仰付之由、御意候、其通堅可被仰觸

候、猶兩人罷下候間、於其地引合可申候、其御心得專

一候、

一琉球之事、是又被成御朱印候、先年對龜井^(茲短)被仰付候段、

雖連綿候、御斷之儀達上聞、龜井ニ替地被仰付、如前

と可爲御與力之由、被仰出候、如此之儀^{◎者}候、且御取

次之故、且琉球國御禮被申入候筋目候、此上御入唐之

刻疎略之躰候ハ、可有吳御沙汰之由、被仰出候間、

右之通、急度被仰遣、別而馳走被申候様ニ、御入魂肝

要候、先度内と被仰上候綾舟之儀も、于今遲滯候、此

度急與被指上候様ニ、御入眼可爲珍重候、

一御着陳迄者、義久在名護屋にて、待付被申可然候、義弘

之儀も九州之面と人數をさきくへ相立、於名護屋被

相待^{◎(關字)}御出馬候ハ、其次ニ御分別可然候歟、早竟惣

並無相違様可被相計事專一候、猶追と可申候間、先令

省略候、恐惶謹言、

正月廿一日

幽齋

玄旨

石治少

三成

匠作入^(義久)

羽武庫人^(義弘)

御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」八一五号文書ト同文ナリ)

212 「御文庫二番箱義弘公五卷中」

以上

□守方より以使者申入之由候間、令相達候、去年正源院
御見舞被申刻、以書狀申入之由候、我等儀月□故、

其節無音仕候、御國程近義候間、不相替、先と似合候御
用等被仰越候者、可爲本望候、猶越中守可申入候間、不

能巨細候、萬事期來信□一二候、恐と謹言、

正月晦日

武庫

玉吟下

幽齋

玄旨^{◎(花押)}判

「古御文書三番箱中」

猶と條書を以申候つる知行沙汰之儀、これも此度相極候て可然存候、とても被遣知行を、早く御遣候て、諸人之御すゝめ候する事、肝心ニて候、又今度之御弓箭者、能と諸人の心を合せ候はんハと存候間、歴との人衆ふかくと血判をいたされ、其上以下之者ともまて、其所の大社く〔うち〕、神水を御のませ申て可然存候、かたく御心得ため存よる分如此候、

維新〔御判〕
〔花押〕

かうやくの事申候處に、殊に過分に給候、祝着之至候、一此度之御談合之中に、諸事後迄之御用之儀共、御極候而被召置候ハてハ、時にいたり御いきあたりあるへきと存候事、

▽①先に申候やうに、立花殿へ先はやうちをいそぎ被遣候而、尤に存候事、

一毛利殿への使者、此度竹内などに御付候而、可被指遣

候事、

一今度日向表御動〔候〕付而、龍伯様可被成御座所之儀我等存候者、坂より下に御おり候する事者、いかゝに候間、紙屋邊にも御座候而、可然候はんかと存候、但今度之御談合に、是又能と相究候はんハと存候事、一堺目くの城御もちあるへき御覺悟、并人数すゝめなとの類、無御由斷被仰付、御談合中〔三〕相極候て可然候はん事、肝心に存候、かしく、

十月七日
〔慶長五年〕

「末紙ナシ」

▽②少將殿

まいる

維新

214 「御文庫廿二番箱十一卷中」

起請 案文

一云爲當家之、云爲 龍伯様并我等身上、久保事、毛頭疎意存間敷事、

一又八郎并長満事、當時側ニ召置候、勿論久保身上ニ存

替ましき事、付自然有惡逆無道之者、親子兄弟之間構

讒言之時者、内外共堅(致カ)到糺明、任是非歷然之可有沙汰

事、

一就久保進退、自然分別入へき儀共、或見及或承付事候者、愚存之通無用捨可致吳見候、就夫貴所存分共於在之者、有様承候者、◎五二心腹を殘さず、可遂熟談事、

215 「御文庫廿二番箱十一卷中」

御普請之次第

名護屋か

一石牆横貳百七間但七尺間此内高所四丈五尺

一地ならしニ大石崩所横六間・長さ三十四間、此内高所之石

八尺餘有之、并谷ミテ之分四方廿六尋此内ふかき所九ひろ

一小屋敷 參百八間 但三間 六間之家

二間 五間之家

二間 三間之家

已上

216 「御文庫拾六番箱六卷中」

御札令拜見、忝致頂戴候、如尊意 米菊殿様御祈念之儀、

度々蒙仰候、連々其心懸雖無油斷候、依遠方、毎月之御

卷數不令進上、乍聊尔、以好便申入様ハ、慮外之至候、

併弥以可抽懇祈候、殊春以來無沙汰申上候事、誠々背本

意計候、如何様致參上、拜尊顔御禮可申上候、恐惶謹言、

「名スリキル」

217 「御文庫拾六番箱六卷中」

一人之墨付 銀子壹貫目借用 就夫幸侃

京都御借用之銀之割 算用無之事、

一麟齋申分之事、

一湯尾地頭代可被仰付哉之事、

一栗野御倉入諸出物究日記、去年當年分持參候様子、鹿

嶋右衛門尉へ申置候事、

一白鳥・霧嶋燈明田、高原へ有之知行、于今無相違候事、

一般若寺御知行之儀ニ付而、町之事、

一在國衆之立置候馬、借候て、先高麗へ差渡申、來春駒をとり候て、返馬可遣敷の事、

「年号ナシ」

「御文庫拾六番箱八卷中」

覺

一長く御在陳御辛勞之儀、自是奉察候事、
一高麗替衆之事、治少様を被成御留候之事、付、武庫様御書之寫、

一若殿様御藏入二三ヶ所浮置申候、若御心付之御代官茂候之哉と如此候、右之御返事急速可被仰聞候之事、

一於御歸朝者、御代官役誰人成共、京都[◎]、差上可申由、御意にて候條、福崎新兵衛尉ニ申付、京上候、其後暫御在番之由、聞得候條、無是非候事、

一拾貳萬石之浮地、四萬石程ハ加増ニ罷成候、此四萬石之内ニ、奥方之御知行ニ罷成候分、凡壹萬六千石程之由、配當衆申候、然時者、給人衆貳萬四千石程持留候

之敷、殘浮地八萬石程御座候事、
「年月日ナシ文祿中敷」

「御文庫廿三番箱十五卷中」

急度申入候、仍今日 龍伯様於吉野御鷹つかひ被成、從其加治木まで可被成御越之由、御意候キ、然處、今日ハ雨降天氣惡候而、御打立いか、御座候哉、爲我等御番所迄可得御意之由、惟新被仰候間、用飛札候、委曲御報ニ細く可示給候、恐惶謹言、

霜月十六日

(本田親尚) 本源

謙田左京亮殿

阿多甚左衛門尉殿

人と御中

「御文庫拾六番箱六卷中」

返く嶋津家御調達故、無二被[◎]御忠義無比類候、此頃細く可申入候之處、[◎]こし候やうに存候ま、[□]罷過候、非由斷候、倍被任上意御奉公專一

候、かたく用口上候、可得御意候、

任上意啓一行候、仍二三ヶ年嶋津家御當方不慮之御弓箭
出來候處、内外以御調達被成御和睦候、剩御縁重被仰結
候□悉皆貴所御才覺故候、三郡之治鎮千秋萬歲候、然者
方角御使等御斟酌「シレス」之由被御申上候歟、子細者無余儀候へ
共、當時左様ニ候てハ、從嶋津家御當方を萬事可爲御疑
心候歟、於其分者最前以來之御辛勞□も如何候、御祝
儀成就之砌□て、此間のことく御奉公可然存候、委細
犬童藏人佑方を以、直「□可」仰候間、不能一二、可得御意
候、恐々謹言、

文月十八日

頼貞「判」◎（花押）

頼重「判」◎（花押）

長能「判」◎（花押）

蓑田平馬「シレス」□

東山城之亮「シレス」□

高橋中務少輔

勝軍坊

221 「御文庫拾六番箱六卷中」

尙々其元番舟之儀、千萬無心元奉存候、猶期後音時
候、以上、

好便之條、一書令啓上候、仍其已後者以書狀さへ不申上、
無音所存外候、然者其表番船出候由承候、是又如何候、
無心許奉存候、乍去爲差儀御座有間敷と存候、懇可申上
候へ共、此便宜俄之儀候間、此等之趣可然様御取成所仰
候、恐々謹言、

三月八日

小谷又右衛門

「判」◎（花押）

川上四郎兵衛殿

222 「御文庫拾六番箱八卷中」

猶以本治兵殿、正月十一日ニ着津候、其後一艘も不
參候、爲御存候、如此人先ニ御外聞惡候する事を被
思食寄、若殿様數ヶ度雖被仰越候、終ニ御せうゐ
んなく、爰元御氣遣爲被成、御案中ニ罷成候、笑止

之至難盡紙面候、次御陳所無何事候、日々の普請御

人衆別而身勞被申候、◎(關字)武庫様自然御着船候者、御

陳所ニもやと候て、御假屋も普請凡事成分ニ候、

遙久敷申隔候、御歸朝已來一圓無到來候、海上不輒故與

存候へ共、從日本他陳へ船々往還細之事ニ候、此地兵

糧拂底之事者、御存之御前ニ候、然處ニ頃番船浮出候、

唐嶋を持切、當嶋之自用など不罷成躰ニ候、然者去拾日

ニ、百艘計安骨浦爰元へ押寄候へ共、無指事候、子細者手

切にて者無之候、釜山浦へ可申理儀候之と申、如彼表之

差通候、早竟諸陳爲可見究歟與令存候、唐人と者乍申、

人衆を僅於致一手立者、當陳之御格護之通難及候、人衆

兵糧無御座、從諸陳前ニ御國御外聞を可被失事、口惜次

第候、千言萬言今更不入申事ニ候、只御國元之御扱、上

下在陳衆奉恨外無他候、余者期後音之時候、恐惶謹言、

二月十二日

伊下入

◎(花押)
抱節判

圖書頭殿

參人々御中

(本文書へ「日記雜錄後編三」一八三号文書ト同文ナリ)

223 「御文庫拾六番箱八卷中」

猶以 龍伯様諸篇御指南被成、忝事候、便宜次第御

禮御申可被成候、忠恒様・御かミ様切々御申請候、

宰相殿も折々御參候へと御座候而御參候、内外御仕

合無殘所候、以上、

五月廿三日之御書、七月四日◎(ナシ)於伏見拜見、忝奉存候、

先々貴殿様無吳儀高麗へ御◎(參)陳、千秋萬歲候、宰相殿も

五月廿七日大坂へ御着、爰元御仕合一段よく相調候、此

巨細者數根忠兵衛尉便ニ、以細書申候、定可相届候、石

治少様方も切々御音信候、安宅三州方も使者にて御見廻

共候、公儀之御つころひも事濟申候、乍去◎(關字)北之御政所

様へ御禮儀被申候而者、いか、可有御座哉之由、安宅殿

へ尋申候へハ、左様之子細者、◎(關字)治少様可被成御存知事

候之間、時分可被仰儀も可有之由候、御内儀無御座候

間者、心遣不可申之由、三州被仰候條、任御指南候、其

224

外 義弘様被仰合候御攝家・聖門様其外連々、御見廻申候、京衆就中馳走仕候衆などへも、相應ニ一禮仕候、爰元無油斷申調候、聖門様々ハ一段御馳走之御音信共候、御使ハ向庵ニて御座候、爲御心得候、兼又爰元御供衆御書めい、く拜見仕候、上意之旨後日まで奉存、其旨之由候、各今迄者何様貞心之覺悟、無其紛候、萬一不屈子細候者、不寄誰無用捨可申地躰候、此儀無首尾候ハ、後日可聞召事ニ候之間、不及是非候、猶追々可申上候、此由宜預御披露候、恐惶謹言、

七月十一日

川上三河入道^(忠智)
 肱杖^(判)^(花押)

「宛切ル、」

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」二五七号文書ト同文ナリ〕

〔御文庫拾六番箱八卷中〕

天罰起請文事、

去秋七月、於加徳嶋、宿もとへふせり居申候處ニ、めし使

225

被下候つるを、目さめかね候て、遅參仕候故、一節^(關字)御意ニちかひ申候、誠々慮外至極候事、不申得候、乍去いさゝか別なる子細共にて無御座候、もしく他宿など仕候と思召候て者、永く迷惑ニ可存候、曾以別所へふせり不申候つる、此旨もし僞於申者

〔神文略〕

▽[◎]奉始上梵天帝釋、下堅牢地神、惣日本國中六十餘州大小神祇、別薩州鎮守、新田八幡大菩薩・開聞正一位、鷹嶋擁護諏訪上下大明神 稻荷 戸柱 若宮 春日諸大明神、隅州鎮守、正八幡大菩薩 霧嶋山・白鳥山兩六所權現 愛宕山大權現 大小天狗 天滿大自在天神 御部類眷屬等神罰冥罰於身上可罷蒙者也、仍起請如件、

極月初二日

宅萬與八左衛門尉殿

新納貳右衛門^(判)^(花押)

忠貞^(判)

〔御文庫拾六番箱九卷中〕

覺

一 歸朝御悅之事、付渡海無恙様可被入念之事、

一 御勢揃之事、付馬之事、

一 又八郎殿供之人衆、圖書頭・鎌田出雲守已上十騎か十五騎か召列、可有上洛候、右之人數者、遠近之沙汰不可在之事、

一 抱節・比志嶋紀伊守、殘番衆主取之事、付七百人之悉衆、遠近次第可被殘置之事、

一 在京ニ付而用所之儀者、銘々國元へ直[◎]可被仰遣事、

但從是も申下候事、

一 から嶋にて從公儀被召置候御上米并諸道具已下之始末、入念可被仰付事、

一 殘番衆乘船之事并兵糧米之事、付かたく嶋ニ在之高麗人之事、

一 又八郎殿着具足并馬面馬鎧、付鐵炮五十丁、鑓五十本可被持之事、但鳥之羽さや此内ニ可在之事、

一 伊集院小傳次歸朝之事、

以上

「年月日ナシ」

226 「御文庫拾六番箱九卷中」

明日十二又八様へ龍伯様・武庫様被成御振舞之由、尤以珍重奉存候、以參上御見廻可申候、恐々謹言、

正月十一日

友杖齋

如雲 (花押 262)

首庵

□ (花押 322)

(伊勢貞昌)
弥九郎殿

圓鱗

227 「御文庫拾六番箱九卷中」

以上

任 上意出水へ罷越、無吳儀御城請執、目出度令存候、度々罷越候つれ共、さのミ心をも不付候キ、此度方々行廻候、存たるよりも見事之在所ニて候、御城も一段よき

つまりにて候、扱と御名利難申盡候、 武庫様可有御移

由、相定候哉、然時者即所もおさまり可申候、勿論な

ら尤之御談合無申事候、何篇延くと候ハぬやうニ、御分

別可目出候、猶追而可申承候、恐惶謹言、

三月十一日

比志嶋紀伊守(因貞)
〔判〕(花押)

伊勢弥九郎殿

参人々御中

(本文書ハ、「旧記雜録後編」三六七八号文書ト同文ナリ)

「御文庫拾六番箱九卷中」

以上

急度申上候、

一我々事、二月廿七日ニ出水へ大坂出船仕、日數十六日

ニ下着仕候、翌日ニ鹿兒嶋へ申通候之條、北郷作左衛

門尉・比志嶋紀伊守罷越請取申、吉日にて候之間、今

月十日ニ御城祝在之事ニ候、於様子者兩人被申上候事、

一出水郡肥後堺目、昔方の様ニはうじ見究申候間、可御

心安事、

一入江殿・橋本殿無吳儀いつミへ被相越、萬御精入在と、

御仕置被仰渡候條、有様申上候事、

一瀬さき野御牧三十疋余在之由ニ候、前々方御馬見廻申

者申付、猶以改申候事、

一帖佐方二階堂傳右衛門尉・野添善兵衛尉兩人召寄、様

子見セ申候事、并在とへ瀬崎野之はう駄など之之分、

いつれも念を入尋求申候、先代物を百姓ニくれ申候て、

後ニ馬を請取申候、爰許此通ニ仕候事、

一いつミ野・阿久瀬野・網津野・長嶋野牧之内、いまに

少と在之所も御座候由申候、急度相改可申上候、手ひ

ろく御座候條、馬數所と見究申(候)事、急ニ難成候條、

追と可申上事、

一出水之御城一段結構之御城之由、各功者衆申候之間、

目出奉存候、於様子者、急度繪圖を仕、細と可申上候、

市來治右衛門(尉)へ繪圖者申付候事、

一いつミの本城方あぐね邊之分、先と大方之見様にて御

座候へとも、能さうニ御座有と、おとなしき者共申候條、先以申上候、次第ニ善惡之通委可申上候事、

一高城・水引・京泊邊之事者、未見申候、追々様子可申上事、

一在々侍并中間・百姓・諸細工人之かず、人數付申付候間、近日目錄を以御注進可申上事、

一寺澤志摩守殿下代高島新三殿、今迄之仕置不可然ニ付而、百姓申分入江殿・橋本殿〔江〕我々申入、治少様如

御書申達候、就中先年 大閣様以御朱印、出水郡之者他國ニうり置申分、人返し被仰付、其通ニ候、然處ニ

左様なるかへり者之内、少々代官銘々ニ本主ニハくれ不申中ニ在之ニ付而、百姓めいわくの由申候、就夫、

入江殿・橋本殿前々、高島殿手前被相濟候へと被仰理候へとも、其段不聞届、夜中ニ船にて逃被申候之條、

不及力候、此間者水保ニ高島殿逗留被申候、左候て出水とかけての出入ニ御座候ツ、にげ被申候ニ付而、高

島方入江殿・橋本殿へ進入之書狀之寫、懸御目可申上

め上せ申候、巨細者御兩人御上洛之時可被仰上事、

一出水郡在々御知行之帳、是者一々請取申候間、申上候事、

一ミなまたの事、小西攝津守殿内小西作右衛門尉殿請取被申候、彼方方も使いつゞミへ越被申候間、此方方も追

付各談合仕、使を以申談候事、

一いつゞミ郡之惣様之事、方々見廻申候て、追々御注進可申上候事、

一羽柴對馬侍從殿内下代、何たる出入も無之上國候事、一御狩かくら一段よく御座候、就中御城方皆々候之間、

申上候、猪鹿も大略在之由申候事、此等之趣宜預御披露候、恐惶謹言、

三月十四日

上井神五郎◎〔花押〕
里兼〔判〕
桂太郎兵衛尉◎〔花押〕
忠詮〔判〕

川上四郎兵衛尉殿

圖書頭殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」六九〇号文書ト同文ナリ〕

229

〔御文庫拾六番箱十卷中〕

猶と豊後之者、今月廿八日・九日之間ニ、爰元へ揃られへく由相定候、是又其御校量專要候、主取ハ兩人迄ハ不入儀かと存候、然と成仁一人にて可閉かと存候、但御分別にハ過問しく候、以上、

如仰、先日ハ御越種と申承、本望此事候、兼又出銀、先刻御越之節者、一石ニ付三分可爲由候つれ共、御談合相替、此度壹度ニ來月廿日ヲ限ニ、五分宛爰元へ御揃有へ候由、相定候、其御校量肝要候、將又人別之日記、慥ニ相請取候、次者豊後捕人送主取之事、幸門其爰許へ越にて候之間、申達候、何れ共子細之段者、清水幡摩守殿越着之間、可申談候、恐と謹言、

二月廿四日

竹内兵部少輔◎〔花押〕
實位〔判〕

桑波田越後守殿

御報

230

〔御文庫拾六番箱十卷中〕

尙以度と申□一石ニ付二升反米、先以少と成ともかこしまへもたせあるへく候、御上洛ニ付御急用たるへく候、

豊後之捕人、男女ともに、來廿五日を限ニ歸國たるへく候、其分別肝要候、右之日限一日も相遅之所□、御爲可惡□可被遣、前以爰元之京衆、一と可被見候、爲御心得候、恐と謹言、

三月九日

抱節◎〔花押〕

越後守殿

〔桑波田カ〕

231

〔御文庫拾六番箱十一卷中〕

猶と貴邊何も御無事之由、尤以珍重奉存候、

其以來久不申入、背本意存候、抑今度者少將様被成御上洛候處、從 公方様被仰留、御延引御面目之至、御外聞實儀珍重存候、御満足推量申候、仍於大峯大護摩儀被仰

上候、則被仰付、只今御守御札被成御下候、定 少將様之御祈念、國家御安全之御祈禱與被思召、其通被仰候、小護摩一座者 維新様爲御祈禱、從御門跡様被仰付、御守御札被參候、可被成御頂戴候、定來春者早々 少將様可有御上洛候、涯分似相申、御奉公不可存油斷候、此等之趣可然様可被申入候、恐々謹言、

十月十二日

友枕齋

如雲◎花押
判

伊勢平左衛門尉殿

「義弘公御譜中卷末年間不知中ニ在リ」

232

「御文庫拾六番箱十一卷中」

猶々御用之儀御座候間、我等可致祇候由候、國府へ參上申候て、それより其元へ可參候間、可然之様御取成所仰候、

從 惟新様被成下御書、謹拜見、奉得其意候、仍北郷賀州口事篇之儀、去初秋之比於國府可有御沙汰候間、紹益

老我等可致祇候由候處、當所御祭禮付而、無餘儀隙入候故致延引、從其又紹益老御煩、其後 奥州様御下向以來、京都之儀專ニ被仰付、殊我等も腫物出來候て、漸頃罷出躰候、重々蒙仰候處、右之仕合ニ付而遲參、誠慮外候、紹益老も今程御在宿之儀候、早々可有御參由、此中度々從 奥州様被仰遣候間、定近日可被成候、參上候條申談、參上可仕候、只今被成下候御書をも、紹益老へ爲拜見持進候、此旨宜預御披露候、恐々謹言、

十月十七日

比志嶋紀伊守◎花押
國貞判

本田源右衛門尉殿

233

「御文庫拾六番箱十二卷中」

以普賢院被成下候 御書、又今度本田伊豆守罷上刻之御書、槌頂戴、誠々忝奉存候、

一奥州様御無事被成御上着候、目出度奉存候、於伏見下々用意共少々被仰付、追付駿府可被成御下向之由候間、

無程御隙明申候而、可被成御下國候、

本田源右衛門尉殿

一右馬頭殿御跡之儀、從本多上州、依御内儀、堯秀坊駿
府へ被成參上候間、定佐土原之儀者、彼可爲御安堵候、
先く他國へ不參候間、奥州様も御祝着ニ思召候、

一先日鹿兒嶋へ御光儀之刻、如早晚愚宅へ被成御宿候由、
外聞彼是別而忝奉存候、若御留守中被成御越候共、(貞豐)弥
九郎罷居候間、何時も被懸御腰可忝候、

一八木民部左衛門尉罷上刻、我等者共たばこのミ申候由、
其沙汰候間、弥九郎へ申下、無緩やうにとの 御詫候、
誠く世上之沙汰被 聞召付儘、早く被仰聞候儀、恐悅
無極候、則弥九郎へ申遣候間、糺付稠可申付候、不寄
此儀、世上之取沙汰其外 思召寄、不被指置、可蒙仰
儀所仰候、

一上方何も靜謐候、就中駿府江戸御無事之由候、尾州・
丹州御普請、皆く御辛勞不大方候、此等之旨、可然之
様可預御披露候、恐く謹言、

六月廿一日

伊勢兵部少輔◎(花押)
貞昌判

義弘公 年間不詳

附 録 舊 記 雜 録 卷 十 六

中々有ましく候、めて度思ひ候へく候、このよし
申候、又八郎へも申度候、お□へも久しく申度候、
くかしく、

た、今、江戸よりはやうち參候、くしもと殿、いかほと
も、我らしたひにとりやう候て、やうしやう可有よし、
又と仰きたされ候、一たんの事にて候、たひく御ねん

參候て、かやうのしあハせ、

廿八日

方

かちきにて

まいる

いゑ久

猶と貴所事節とかこしまへ被差越、苦勞之至ニ候、
次者兎山之儀、爰元も明候など、下と申散様ニ候へ
共、不實正候、若替儀共候ハ、後便ニ可申越候、
將又東郷長左衛門殿へ書狀遣申候間、可被相届候、
以上、

木上筑兵衛殿便之狀相届、令被閱候、先以其地靜謐之由
候、此地無替儀候、殿様御首尾能御暇ニて被遊御下國、
目出度存候、然者又八郎殿、弓稽古ニ付、師匠之儀、東
郷長左衛門尉殿へ頼ニ而候哉、一段仕合ニ存候、次者、
兵法稽古之儀、川上因幡殿極老ニ付、難申成之由候條、
東郷肥前殿へ、貴殿前方頼被申候而、稽古被仕候様ニ可
有相談候、此方方も、肥前殿へ以狀申断候、其心得尤ニ

候、乍不申、萬事無油斷被人精候様ニ、細く可被申達候、

猶期後音候、恐く謹言、

五月七日

(島津忠明)

忠平(花押307)

新納仲左衛門殿

236 態申候、其許へ被相詰、別而苦勞之至ニ候、仍一儀何程

相濟候哉、承度候、無心元存候ニ付、一筆如斯候、恐く

謹言、

五月十八日

(島津忠明)

兵庫

忠平(花押307)

新納仲左衛門殿

まいる

237 道具之者差下候而用一書候、其地別條有間敷與存候、私

も海陸無爲ニ、今月十六日江戸へ致參着候、此御地、弥

御靜謐ニ候、猶期後喜之時不具候、恐く謹言、

三月十九日

嶋又八郎

久薰(花押311)

新納忠右衛門殿

238

爲歲末之御祝儀 御書被成下候、謹而以目出令頂戴

候、千喜萬悅幸甚く、猶更不可有盡期候、明春者益

自他之御満足等、最前可申上候、此等之趣、可然候様

可預御取合候、恐く謹言、

十二月廿一日

(島津義弘)

忠平(花押320)

伊地知伯耆守殿

239

其後者不申通候、無音心外之至候、仍此中彌九郎殿

親子此元江逗留にて候へとも、爲何馳走も不申入、殘

多存事候、兼又、さし矢・的矢・籠望ましく存候間、

於其許被人念御伐せ被成候て、可給候事、頼存候、此

方へも有之候へ共、無然候て、用立不申候間、如此

候、萬事頼存候、恐く謹言、

八月廿一日

兵庫頭

忠平(花押307)

山田土佐守殿

人々御中

240

尙々日比者打續散々之天氣とも候へとも、相晴候ハ、少御越御儀被可成候、

芳書辱令存候、拙者氣色茂最早すきく、與得快氣候、節々被掛御心、御見廻過分ニ令存候、我等も近日可罷出候間、面上ニ細々可申入候、恐惶謹言、

十月十日

忠平(花押307)

「御宛書無之」

241

尙々連々御懇ニ申入候之間、態人を進覽候、巨細返札可承候、

其境和融之談合事成之由、其聞得候、口惜存事候、定而同前候哉、察存候、貴所身上如何分別共候哉、氣遣千萬候、薩隅之様ニ、越山候者、可目出度候、將又福嶋之様躰如何候哉、隨而者使配衆中之身上、是又無心元存候、乍重言、爰元之時儀、口惜子細難盡筆紙

候、恐々謹言、

六月九日

忠平

日置周防介殿

242

尙々先日藏人頭殿方飼羈給候、殊外有付祝着之由、心得頼入候、同彈正左衛門尉殿へも、心得頼存候、

其後無音非本意候、仍今程其境無替儀候哉、様躰承度候、兼又從伊東家、於當院着陣之砌、白鷺權現江立願之能候、然者來月可致成就存候、七夕之比より可相催歎之由存候事、能組事大藏周防介殿、高砂^{周防介殿}落葉・經正周防介殿・小から半擲・夕顔^{三輪}・是害、以上七番、如此轍を貴所へ可頼入候由、先々當概候、其用意ニて越山可喜候、將又其內的可仕覺悟候、是又不可有油斷候哉、恐々謹言、

六月七日

忠平

日置周防介殿

進之候

『飯野満足寺文書』

上洛之後者、依遼遠、書音不輒之條、乍存無音之處、俊覺房下向、御勇健之由承候、大慶候、然者彼方再住之際、用腐毫候、必遂住山、下國之刻委曲可申達候、佳事、恐々謹言、

九月六日

忠平御判

満足寺

吟窓下

(本文書ハ、「旧記雜錄後編一」一四四二号文書ト同文ナリ)

「本田氏藏」

尙々 龍伯様致御供下國候由、先條ニ申候へ共、此度之御沙汰、各在京候之條、先我等壹人可罷下由、石治少右承候、斟酌深重ニ候得共、任公儀罷下候、以上、其表永々在陣辛勞之至、不及是非候、併別成事も無之由候、尤珍重候、京都無吳儀候、其地御番御普請等之儀、弥不可有油斷候、就中國元人衆之事、所替之儀、從 大

閣様被仰出候間、應其旨 龍伯様致御供令下國事ニ候、

尙様子者此使可申候、謹言、

七月十三日

義弘御判

本田六右衛門尉殿

「本田氏藏」

屋形作之儀、并先年已來借物返辨、就中又一郎夫婦在京之始末、於今度者可相調様無之候、然者於國本、各談合肝要候砌ニ候之條、鎌田出雲守差下候、種々口上ニ相合候間、遂熟談、老中へも切々相達、御自分之肝要(御取)も不見側之様候、才覺頼入計候、御前之取合不及申候哉、なを出雲守可申候也、謹言、

二月十六日

義弘(花押 316)

税所越前守殿(篤和)

本田因幡守殿(正親)

比志嶋紀伊守殿(因貞)

(本文書ハ、「旧記雜錄後編二」五八〇号文書ト同文ナリ)

長く在京辛勞之段、不及申候、仍拙者も近く可罷登當概候、然者此元之様子、諸篇難成事可有推量候、殊老中一人も供有間敷由候、其上調一圓不事成候條、乗船之子等迄雇候て、到分別候、後日可相閉儀者不存候、誠此方不如意之躰無是非候、たそ御家景反錢屋別等之儀、雖被申付候、是も今日迄ハ一紙半錢未見來候、自是急ニ申ても、更不被驚笑止迄候、中々從其元可被存測間にても無之候、迷惑千万に候、拙者事ハ、又一郎兄弟在京故、御自身之分者、悉致拂底候間、無用意にて罷登候てハ、結局公儀も雖不可然候、急速ニ不致上洛候ハ、御家之爲ニ罷成間敷由、追々被仰下候條遲參候てハ返而可爲笑止かと存、今月廿六日致日取可打立由、老中衆へも雖申渡候、今日迄ハ反錢間別未相調候、漸二三ヶ所之分閉候、此分迄ニてハ餘々笑止之條、當者廿六至首途必早く可打立候、從此元者京都之借銀を相頼可罷登候、弥其元故實頼入候、乍重言老中調不入精候事、是程迄とハ不存候、先船下よ

り可見苦躰、外口迷惑不過之候、雖然不及力候之條、蒐角差急候、次之時者可然様、此旨於御前取合所仰候、兼又貴所兩人事者、大守様雖御下向候、一兩月も御跡ニ居留候へ、彼是可致熟談候、誠長旅之儀候へ共、連々懇切之條其分別頼存候、此旨太守様へも令言上候、乍不申近日可罷登候之條、其元仕合等之儀、何篇入魂所希候、恐々謹言、

卯月廿一日

義弘(花押³²⁰)

比志嶋紀伊守殿

本田因幡守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四四三号文書ト同文ナリ)

247

尙以右之三ヶ條之事、能様以談合可被閉目段、專用たるへく候、乍重言此等之趣於相調者、後日者可御心安候、偏才覺頼入候、

國元之儀、依不調儀、石田殿殊之外惡心ニ而候つれ共、別而相頼候之條、從其被成御入魂、安三兵既被差下候之

『高城勅諭院藏』

○ 以上

『其表無吳儀候哉、さてく、永く在陣苦勞之式無申事候、仍忠恒勇健之由其聞候、偏御祈念之故と令満足候、

間、各入念替米并御進上米等之儀、相調候之様頼入候、

隨而大守様此地へ御上着候、遅く不可然之由候之條、近

く可被差急事專一ニ候、兼又御祈仁御上洛之儀、無御油

斷様ニ急可被申上候、此三ヶ條さへ於相調者、御家も可

爲御安泰かと存候、自然右之内一ツも不相調候てハ、啖

止迄たるへく候、各肝煎此時候、恐く謹言、

卯月一日

義弘(花押316)

伊集院下野入道殿

吉田美作守殿

比志嶋紀伊守殿

稅所越前守殿

(本文書ハ、「旧記雜錄後編二」八四七号文書ト同文ナリ)

就中於忠恒上洛者、及瑜事者直可爲供奉之由候、肝要

ニ存候、まち存計候、鎌入・慶吞以別紙可申候得共、辛

勞之通相心得可預傳達候、猶期後音之時候、恐く謹言、

八月十二日

(義弘)(花押318)

光明院

「敬」
「スレテシレズ」

(本文書ハ、「旧記雜錄後編三」一〇〇号文書ト同文ナリ)

249 態用一行候、仍其元へ長く被相詰辛勞之至無申計候、然

共御奉公之儀ニ候之條、少も無退屈諸事可被相勤事肝要

候、將又其方替之儀も鹿兒島へ申越候ニ付、又く瑞仙可

被差上せ之由候間、其中之儀無油斷、涯分奉公專一ニ存

候、恐く謹言、

二月十三日

惟新御判

道甫

「帖佐願成寺文書」

爲御見廻態く御使僧こと更兩樽一折到來、誠以及遠方懇

情之段不淺儀共ニ候、今程御立柄之儀、如何諸事可爲御不如意と痛入計候、いかやうニも被成御勤忍、愚老現當二世之御祈念可爲本望候、勤々下國之刻可申承候、恐々謹言、

後三月廿一日

兵判

運譽上人玉机下

義弘公江運譽花入を獻し候處、則御詠歌被成下候、于今本誓寺へ格護、昨日ハ花いれ送り給候ま、一首運與老へ、

月雪のあかなき色も忘れしの

こゝろの花をかさしてや見む

家人公本誓寺江御光儀、運譽法談御聞被遊、御詠歌被成

下、依是院號靈鷲院と申候、

身にしめる法の教のあはれてふ

さなから鷲の三山成けり

なをく、此中御内存ともうけ給候ハ、此方ニてあひと、のへ申へきものと、のこりおほく存はかりに候、

かさねての御ふみ、くハしく見と、け申候、しかれハ御

世つきの事、(入来院重高)弥一郎殿を御のそミにおほしめし候由、せ

んとおほせをかれ候や、其由うけ給らす候て、とかく御

返事申さす候、まことにこれハ、よきにあひの儀とそん

し候事に候、此ころ藤二郎とのいもうとに、ゑんちう申

あわせへき由、少將殿よりうけ給候て、あひさたまる分

に候、さりなからひら松へは我らいまた申さす候、弥一

郎殿へハ、少將殿方おほせわたさるへき由候つる、又六(入来院重時)

殿世つきにハよきにあひの儀と存候間、少將殿舟もとに、

いまたしゆつ船なく、御送りう候ハ、まつ御内儀を申

上られ候て、しかるへく候、さ候ハ、我らへ内儀を申

候へハ、少將殿御分へつに參候ハ、よき仕合の儀に候、

此ころ藤二郎とのいもうとにゑんちうあひ定候へとも、

ひら松へハいまた申さす候あひた、はやく少將とのへ

252

其以來餘御無言ニ罷過候條、道甫差上申ニ付而、捧愚札

「惟新公御案文写」

御内儀を得られ「本マ」とへきよし、我ら返事申たる由御申あるへ候、さやうに候て、御ないぎしだいこう儀へひろうあへき儀は、かさねての事たるへきと存候、めてたくく、かしこ、

卯月一日

ゆの尾

まいる(返)

御事

より

「惟新」
惟しん

「〆」ノ位置ハ〇ニヨル

「入來院又六重時、文祿四年入來ヲ去テ湯ノ尾ニ移ル、翌年忠恒公本領安堵ノ證書ヲ賜フ、慶長十八年湯ノ尾ヲ轉シテ入來院ヲ賜フ、養子重高ノ時ナリ、重高ハ義虎ノ五男婿養子ニ入ル、幼名弥一郎ナリ、此書中參考スヘシ、弥一郎ノ母ハ義久公ノ長女御平君ナレハ、重時ノ領邑ニ入ラセラレシ時カ」

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」一八一号文書ト同文ナリ〕

253

「願成寺文書」

候處ニ、御懇報殊水指被懸御意候、此水指之事、内と承及御道具ニ候、定而可被成御秘藏之處、被下候儀、老後之思出是ニテ數寄仕慰可申與、表悅不少候、僞く御事候、見苦敷ふるひたる手前ニ而、一服進上申候ハ、と存計候、猶道甫口上ニ可申上候通申遣候、不能詳候、恐惶謹言、

八月廿八日

有樂様

參人ノ御中

切と以書狀成共可申候之處、手前取紛乍存罷過候、聊非心底候、上方今程者御無事ニ候、仍唐團送給候、時分柄之御芳情畏悦不少候、幾度申候而も國元御堪忍、さりとてハ奇特存候、萬々下向時分可申承候、恐々謹言、

「慶長三年己未六月十一日
ならん可考」

惟新判

運譽上人

玉床下

254

「願成寺由緒書」

一願成寺開山運譽、是頃天正十八年庚寅、惟新様栗野江御居城之時、栗野之内原田ニ寺地一所拜領仕、初而結庵室候、同十九年辛卯、義弘公栗野の高麗江御發足之時、右新地之寺號、正覺寺、願成寺と書記、五代右京を以同尊意候處ニ、願成寺可然通被仰出候、其後文祿二年癸巳、栗野願成寺を運譽上洛仕、出世之綸旨頂戴仕候、同四年乙未、義弘公栗野を帖佐へ御移候節、運譽事御供仕、右願成寺帖佐江御引移御建立候而、住職仕居候處、筑後國井上□□善導寺ハ栖林九州之本寺□□、然處運譽へ彼住職紫衣可仕と雖蒙□□雖辭退仕候處、惟新公より、爲御國外聞候條、善導寺へ可參候旨御意ニ付、願成寺を善導寺江罷移、三四年住職仕、願成寺後住ハ弟子相譽ニ被仰付候由、運譽隱居之儀者、善導寺を直ニ加治木本誓寺へ隱居仕、寛永三年丙寅正月十五日、遷化也、筑後江移候年月并隱居年月不知、

「帖佐願成寺文書」

、任幸使用一輪候、遊遙久敷不能面談候、遠境之故、無音所存之外候、仍今程御在京之由、其聞候、苦勞之到察存候、然者我等事、當國^御殘^必番之儀被仰付、駭堪忍候、何様爰元御番相閉目、來春ハ如歸朝可申候條、其節貴僧茂可有御下向候、萬於栗野可申承候、恐々謹言、

九月廿三日

義弘御判

に候處、幸使者下向候間、存分之通申入調料以下申付、於此方、田中主水佐方へ相渡候、就夫、少將事無恙當家令連續、愚老儀共一世災難惡名をのかれ候様ニ、貴所以入魂、右願念無矣儀成就之御祈念、頼存候、尙巨細之儀者、伊勢平左衛門可申述候、謹言、

十月廿三日

羽柴兵庫入道
惟新御判

太神宮

御炊太夫殿

御宿所

雲譽長老

侍者禪師

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二二八号文書ト同文ナリ)

257

△[㊦]以上

其表替儀無之候哉、切々爲見廻使者をも可申付候へ共、
取紛候條不能其儀、無音之至候、堺目之儀者不及申、御
普請被下[㊦]儀共、無油斷被申付肝要候、出水堺之儀無別
條候、水俣迄者黒田如水・加藤主計[㊦]人衆を指出在之
事候、然[㊦]共出水之儀堅固ニ申付候間可心安候、あまり
可承候、恐々謹言、

十一月十五日

惟新(花押319)

榎山權左衛門[㊦]殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二二八号文書ト同文ナリ)

258

今度申越候羽越州へ使者[㊦]五三日中ニ罷立候様[㊦]御談
合尤候、然[㊦]此度京都へ被仰上一儀共、大方不致首尾、

切可申事治定ニ存候、然時[㊦]早越州へ被仰通候而、後

日御無事調達之儀、可頼存事可有之候、從富隈使者可被
仰付之由候へ共、從是之意趣を申達、又彼方[㊦]之儀をも

可承來儀候條、川東善左衛門[㊦]を被仰付候へかしと存候、
恐惶謹言、

正月八日

惟新御判

少將殿

まいる

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一四四号文書ト同文ナリ)

259

其後其堺替儀も無之候哉、承度候、城普請之儀弥無懈
怠申付肝要候、就中移衆普請懈怠仕候由、曲事深重候、
能く申付、毎日を付記置候て、此方へ可指越候、立花
左近殿方使者與竹、令同心、夜前此元ニ來着候、弥城番
丈夫ニ申付、先くあつかい不事濟間者、其堺方仕役など
可申付儀無用ニ候、つゝき衆之儀、かこ島・富隈へ御談
合申候間、急度可指越候、可心安候、少篇之儀も、此方
へ可申越事、不可有油斷候、恐々謹言、

〔慶六カ〕

二月十六日

惟新御判

本田六右衛門尉殿

260 好便之條申候、此比者定可爲下着と存候、いつミ表堺日

之儀候條、弥無緩申付、其元番衆相應ニ普請等無油斷申

付肝要候、就中帖佐ニ伊勢平左衛門尉可有之候間、遂熟

談、少篇も無隔心候様、いつミ・帖佐之儀、念尤入可申

付候間、追々可申候、かしく、

〔慶六カ〕

三月廿五日

惟新御判

本田六右衛門尉殿

261 猶々かたつき所望之由、平左衛門方まで被示越通承

届候、今度も上せ遣度候得共、山口殿方 公方様可有

御一覽儀も候する間、其以前ニハ惣而いつかたニも

出ましき由候之間、不及是非候、併貴所へハ下向之

刻、談合可申候、將又其許へいつれも相詰候人衆へ、

普請ニ別而辛勞之段、相心得頼申候、以上、

新春之慶賀珍重々、前ニも書狀を以如申、長々之在京大

儀之至不及是非候、乍不⑩及中無退屈被相調、奥州ため可然

様所希候、仍到山口殿書狀を以申⑩候間、誰ニても貴所見

計を以、可然人ニ我等書狀・太刀被相添、可致持參事頼

入候、猶巨細伊勢平左衛門尉可申候、恐々謹言、

〔慶長十年款〕

正月十日

惟新〔花押319〕

椀山權左衛門尉殿

〔本文書ハ「日記雜錄後編四」六号文書ト同文ナリ〕

262 其後者不申通候、仍牛黄圓今一具所望ニ候、於所持者可

願候、又貴所手前ニ無之候者、御前ニハ定御たしなミた

るへく候間、壹具被下候様ニ、被申上候て可給候、恐々

謹言、

三月廿五日

惟新〔花押319〕

〔年間未考〕

抱節老

263 この比者世上之物沙汰打絶たる躰、當時比紀・鎌雲など

〔國貞〕「敬近」

も無出仕候、其方あさことの出仕候へく候へ共、うちあひ候、承ハ談合とも無之候、とかくく、無油斷やうニ簡要候、かしく、

抱節

忠恒

264 其以來不申通候間、呈一翰候、其邊無爲ニ御入候哉、此方相替儀無之候、度々如申候、一寺建立致首尾、大悅幾度申候ても難盡候、就其長々以逗留始終被相調候、御禮書中ニ不申得候、餘々辛勞之儀候間、先々被成下向尤候、檢校様へも此旨申入候間、早々歸國待存候、次堀小左衛門罷下刻、うちは一本休息送給候、懇情之至畏存候、仍雖輕塵候、段子貳端進入之候、誠書信之驗迄候、猶葛西茂右衛門可申候、恐々謹言、

十月廿九日

惟新御判

成正院

机下

265

猶々乍輕微襦子一端進之候、誠書音之驗計候、

芳書之趣細々令披見候、仍長々之逗留別而御辛勞之段可申様無之候、然者蓮金院之事、青巖寺へ被得尊意、所望之儀相濟、當家之院家ニ被定置之由、我等満足不遇之候、就中由緒有之地之由候條、誠大師明神之御内證ニ純熟申候歟と寄持之仕合、感悅之至無申計候、早竟貴所御肝煎之故、如此早々相調候事、別而珍重此事候、とても事ニ愛染堂地此院家之内ニ罷成候様ニ才覺肝要存候、然ハ其元入魂在之方へ書狀銘々ニ進入申候、可然様可有演說候、彌彼院家向後無恙連續申候様、能々分別專一候、隨而來春者、可爲琉球入之由、相定候、誠遠路波濤と申、更我々不及合點事候、一太閤様高麗入爲被成外、他邦ニ弓箭を被取候事、前代未聞之儀と申事候、早竟御神慮ならてハ難調儀候條、能々大師明神ニ珠數をすらせられ可有、誠精事此時候、其外爰元珎數儀無之候、猶堀小左衛門可相達候條、不能詳候、恐々謹言、

十月二日

惟新御判

成正院
廻報

266

猶々輕薄之儀ニ候へ共、沈香壹斤進入申候、誠ニ御
音信之驗計ニ候、

雖未申通候令啓候、仍於高野院家建立之企ニ付、成正院
差上候處、當家之院家ニ相定之由候、就夫、各被添御心
之由、我等満足不少候、彼院家永々連續申候様、彌御入
魂所希候、猶期後音不能詳候、恐惶謹言、

十月二日

羽兵庫入道

惟新判

善集院

御同宿中

267 態爲御見廻企使札候、

院家造替付而、長々其地へ逗留候處、無沙汰ニ罷過背本
意存候、殊更舊冬乃奥院へ參籠之由、寒天與申別而御辛
勞之段、申も中々疎ニ候、此比者蓮金院作事何程ニ出來
申候哉、承度存候、

當國之事無相替儀候、頃者琉球江人衆近日可被差渡催最

中ニ候、前代稀成儀候間、心遣存事候、今度無吳儀勝利
ニ罷成候様ニ、大師明神江可有誠精事頼存候、

白鳥山之同宿此比下着候、其方之言傳慥承届候、然者法
花三萬九千部供養之儀、銀子五百目にてハ木卒都婆、七
百目にてハ石之可爲卒都婆之由候間、銀子七百目差上申
候、此通にて其元外聞能候者、何と様ニも供養之調達頼
存候、自然彼銀子之分にて、公界不可然様ニ候ハ、先
々可有捨候、何共其方之儀、以見合可然様ニ頼存候、
將又被成仕舞次第、早々下向待入存候、猶庵齊可申達候
條、不能詳候、恐々謹言、

二月廿六日

惟新御判

成正院

机下

268

猶々同心之兩人へ茂、辛勞之通別紙を以可申候へ共、
從其御心得候而可預頼存候、將又鹿兒嶋諏訪之御祭
禮、乍早晚仕合能相調候、殊當年者 龍伯様被成御
越、御見物にて御座候、此等之通、定被聞召度候ハ

人間、申越候、

幸便之條令啓達候、其後者遠方故、節々不申通、無音之
至候、其許御辛勞之段、無申事候、殊貴所事十穀を被成
御斷候由、誠ニ大儀之至、申も疎ニ候、然者、其許何様
ニ相調申候哉、様子承度存事候、彌可被入精事、頼存候、
先日源秀坊差上候、定而可相届與存事候、何共便宜之折
節者、其元之様子細々可被仰下事、待入候、尙期後音候、
恐々謹言、

八月十七日

惟新御判

成正院

床下

269

猶々國元之儀一段無事ニ御座候、可御心安候、將又
同心之衆へ茂、從其辛勞之通心得頼存候、

御上洛以後者御左右不承候、定而無吳儀可有上着與存事
候、其許御辛勞之段、難盡筆舌候、涯分可被精入事、頼
存候外無他候、然者其元何程之仕合候哉、先以様子爲可
承使僧指上せ候、巨細彼使僧ニ可被仰聞事所仰候、尙期

後音候、恐々謹言、

六月十四日

惟新御判

成正院

床下

270

近比く不謂由はれくも達而申候へ共、不及覺悟
候由申、剩過言以下ヲ申、無理ニ取申候、
天道く日本國大小神祇、

一疋なから新造かたへ取申、われらへハくれ不申候、
近比く無興此事候、餘之憑ミ申事にて候へ共、今
一疋拙者へ被懸御意候ハ、可爲本望候、拙者息女
共ニテ懇望申候へ共、其段までも不立入候、まつ拙
者手前ニ一疋所望ニ存候、
可申候、努々人に可遣と申事にては無之候、一咲
候、息女共ニハ、壹ヶ年龍伯より二三疋參候迄、當
分つかはし候キ、其猫共も堅固ニ在之も候、又死申
候も候、乍去其段者かまひ不申、拙者手前ニ一疋大
望候、われらへハ三疋之御約束候へとも、今一疋ニ

て堪忍可申候間、可被懸御意候、然ハ比者ニ籠に入

武庫

龍山

て可有之、待入存候、返く憑之申事、無是非候へと

も、存分ありのま、申候、一咲く、

271 年甫之嘉慶、弥被任芳意、可爲國家安全候、仍雖輕少之

一昨夕者參候處ニ、御懇之儀不始、于今令祝着候、申て

至候、扇十本進之候、誠祝儀迄候、恐々謹言、

もく、今度早舟以下被仰付、様々御精ヲ被入、御肝煎

「龍山公」
御花押

入之躰難盡筆紙次第、御たのもしく存候、さては内々如

維新齋

申、御隙之透、必光臨待入候、一兩日も以前ニ御左右可

承候、拙者隙など入、萬一指合候へハ、迷惑無曲候間、

272 熱氣候ハぬ故、心持之むすほ、れも、如此物かき事

御理申候、預御左右候ハ、縦隙入事候共、此方之儀者

候、少しく成り立候食事、漸々ニ不成候付、無了簡

相延可得其意候、跡々猫相屈申候處、本望之至、年來待

候ニ而 少給候ハ、吉左右可申越候、

入候ニ、殊更うつくしく、見事ニ候之由、一段之満足不

、春例爲御見廻被差上候、八月廿日之芳札、九月十七

大形候、可然様從拙者相心得可申由候、然而拙者へ給候

日來着候、厚情之程歡悅候、病氣及七ヶ月事候、本復

猫をも無理ニ取申候、不能分別次第、不及覺悟候由申候

難成存付候、御殘多迄候、かしく、

へ共、二疋可被下候由ニ御約束ニ付、何と申候共、令申

九月十七日

信尹

取申事候、かしく、

惟新老

273 『、芳札并沈香、二木平左衛門尉隨身候而、相届候、

一かたつきの事、御理之様躰承届候、向後於不苦者、御のほセ候而可給候、

福昌寺

参衣鉢閣下

一今通之領分さへ可爲不如意候處、ことく陸奥守江

275 「平嶋氏藏」

被渡、猶々被求深隠候由、漢土之古賢之内ニ茂難有、

猶々乍輕薄銀子拾兩令進之候、寔補空書計候、以上、

可爲進退候、弥武運長久、家繁昌之祈禱と珍重候、

「尔來無音非本意候、仍愚息又八郎上洛之砌、御宿所

一祐直下國之時以一札申候、届候哉、龍伯ハ被得驗氣候

へ被食置、殊庖瘡煩ニ付、貴所御夫婦種々被添御心之

由大慶此事候、

由候、誠ニ畏入存候、切々以書狀成共可申候之處、手

一鳥二進之候、猶期後音候、かしく、

前何かと取紛乍存候、歸朝之儀候、追付可致上洛候間、

七月十三日

信尹

旁以御面可申承候、恐々謹言、

惟新

十一月廿一日

羽兵

義弘(花押317)

274

『福昌寺文書』

堺之津

麟やさま

床下

「先度者爲御音信、五色絲半斤、唐目送給候、御懇切之難申盡候、兼又 義久様近く可有御上洛之由候、誠

276

(本文書ハ二九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

以御大儀千萬候、併於京儀者、弥無吳儀候間、可御心安候、猶やかて罷下可得貴意候、恐惶謹言、

七月十六日

義弘(花押317)

277

「此表立柄之事、兩使差渡候條、口上之通承届可得其

意候、先刻安宅三郎兵衛尉殿在國之刻、別而肝煎之由候、珍重候、然者軍役之首尾無之ニ付て、及迷惑候之條、國之人衆不殘可罷在之旨、只今申越候、無猥候様各令馳走入魂可爲祝着候、謹言、

九月一日

義弘御判

鎌田出雲守殿

278

猶源秀坊事用所候て此方へ令抑留候、爲心得候、

、此元爲見廻、御使僧ことに御祈禱候御札并銀子壹枚・兩樽送給候、至遠路芳情之段、誠以爲悅不少候、此表今程無吳儀候、御祈念之儀逐日無御懈怠之由珍重候、弥可被抽丹精儀此節候、萬々頼存候、恐々謹言、

五月九日

義弘御判

談儀所

御同宿中

279

『在吉松般若寺』

、着陣已後、切可申候處、何かと取紛無音非本意候、

仍此表御働之儀ハ、今月下旬・來月上旬之間たるへき由、きこへ候、然者、八月ハ又八郎爲凶月にて候之間、御祈念之儀萬々頼存候、可被入念候、此等之旨、霧嶋江も以別紙可申候へ共、急便之條、無其儀候、貴邊前方、念比ニ可有傳達候、尙期來信之時候、恐々謹言、

七月朔日

義弘公御判

般若寺別當

御同宿中

280

、去年以來在京之由、辛勞之至候、仍先度祈禱之札到來候、至遠境懇志喜悅此事候、御祈念之儀入魂頼入候、殊當年者、愚老星なとたるのよし申候、又八郎も延年之由候間、別而可被抽丹精候、内々無油斷心懸候由、一段令祝着候、兼又、先年立願候伊作大汝八幡へ毎月代參之儀、無懈怠由、是又簡要候、猶追而可申候、恐々謹言、

三月廿四日

義弘御判

成正院

御下

281

『眞本伊集院氏藏』

「上書」

伊集院下野入道殿

義弘

爰元之仕合④無被替儀候、義久様御下向之儀、可爲近

之由候之條、目出候、仍其元辛勞之躰「本ノママ」、押計笑止存

候、併其方於進退之儀者、我々ニまかせ候へく候、雖

爲少所、居所等悉皆可相存候間、被得其意肝要候、好

便之條、先染筆候、猶追而可申候、恐と謹言、

八月十九日

義弘御判

伊集院下野入道殿「久治」

（本文書ハ「旧記雜錄後編二」五〇六号文書ト同文ナリ）

282

龍伯様へ申入度事共候間、得内談度候、誠當時ハ事

繁候而、透有間敷儀候、令推量候へとも、喜入大炊助

同道ニ而、明日、明後日之間、其元隙次第來儀あるへ

く候、猶期其節候ま、不能一二候、恐と謹言、

「年聞不考」

九月十四日

惟新御判

抱節

283

（本文書ハ二五二号文書ト同文ニツキ省略ス）

284 其後者不申通心外之至候、先以其元娘并ニ孫殿勇健之由、

満足不少候、扱と長と之在江戸、御辛勞之儀、申茂中と

疎候、度と如申盡、江戸之御事者、日本國之大名衆御着

合候而、諸事善ニ付而茂惡ニ付而茂、御沙汰可有之候間、

別而被入念、にくまれをも不被顧、他國之批判無之様、

何茂相嗜、御奉公疎意有ましき由、上下共ニ堅可被申聞

事、頼申候、猶重而可申上せ候間、不詳候、恐と謹言、

七月廿五日

「惟新公御狀也」

「御名無之」

町田少兵衛殿

285

尙と道甫罷下時分、奈良漬桶二ツ、被送越候、慥ニ

相届「焼」

其後者不申通候、仍去春者道甫差上候付而、有樂様江餘

御不沙汰仕候條、書狀申入候處、貴所道甫同心を以、様

子被申入候由、別而令祝着候、誠ニ有樂様より名物之水

指送給候、誠ニ我等秘藏此事候、則辱通、今度書狀ニテ

申上候、近比乍大儀貴所持參候而懇ニ御禮可被申上事願

存候、尙巨細此道甫可申候間書中不具、恐々謹言、

九月三日

〔惟新公御狀也〕

田邊屋道與

御宿所

286

〔惟新公御案文〕

態申越候、仍國分之御かミ様、餘々御淋敷御入候由、承

候間、卒度當所江申受、御慰メ申度存、國府江其通申上

候得者、御返事ニ、惣別此跡ニ相替候而、可被召列女房

衆なとも少ク、可被成御越躰ニ茂無之由候、然者御徒然

無極窮屈御座候由聞候條、我等國分江罷越、かるくくと

御食ヲ上申度候、如何可有御座候哉、紀州江ちと内證談

合候而、様子細々返札ニ可承候、恐々謹言、

九月四日

使

萩原萬吉

伊勢兵部少輔殿

287

猶々大風已後、御屋敷之普請何程ニ相調候哉、承度

候、弥油斷有ましく候、

其後者御左右不承候、定而其元彌可爲御靜謐と、目出度

存候、仍此比駿河與大阪之〔御〕間不和之由、爰許風聞申

候、如何無心許存候、然者世上爲何出入雖有之、陸奥守

殿事、東國之御奉公一篇ニ可被成之地盤ニ而候、就其無

別心早々江戸駿河〔江〕爲可有御申、鎌田左京亮・猿渡新

介爲御使被差上候條、〔此〕元何〔茂〕爲心得候、遠方之儀

候條、縱此元之儀〔ニ〕付何〔敷〕と雜說申候共、正儀ニ被

仕間敷候、諸事被任御書面、御供江其分別可爲肝要候、

巨細口上ニ申合候間、不具、恐々、

十月十三日

〔惟新(花押)御狀也〕

町田勝兵衛殿

288

猶々就中國表ニ立入候中間小者共ニ、右之旨能々可

被申聞、聊以氣任せ不仕様、可被申付事專一候、

七月廿五日

「惟新公御狀也
御名無之」

此比者御無音ニ相過候條企一行候、先以娘孫衆御無事ニ御座候由、尤目出度存候、殊ニ御供之女房衆ヲはしめ、

江田藤右衛門入道殿
曾木五兵衛殿

其外何茂御奉公無聊示之由、満足不少候、弥以江戸之御

事、日本國之大名衆御着合候而、諸事心遣之儀候間、各

289 先日、抱節より其方を以、寸白藥之儀所望之由、被申候

其心得を以乍辛勞他國之批判無之様、中間・小者已下ニ

條、調合候て差越候、抱節所へ可被相届候、用様ハ朝一

至迄、相嗜御奉公仕候得與、堅可被申付候、勿論於御爲

度、ねさまニ一度、一日ニ二度ツツ、少あつきゆにて、

不成儀者、朋輩知音之上たり共、聊無最負、曲事之段可

一七日可被用之由、可被申渡候、きん物ハ、あぶらけの

被申上候、隨而五兵衛事者、氣相之由承、自是心遣ニ存

物迄にて候、其外の物ハ不苦候、將又少將殿大坂□り抱

事候、先以爲替、大窪備前守可差上由、御料人迄申進候、

節所へ被差下候書狀、龍伯様へ未被懸御目候ハ、我等

於御招引者、御暇可被給候、左候而下向候ハ、中途之

申ニよつて承付候と被申上、此度少將殿其元御滞留中

養生能く入念候ハてハの事ニ候、此方ニ而之養生者、如

上覽候様ニ談合尤存候、爲心得候、談合尤存候、爲心得

何様ニも可添心候、然者、五兵衛於下向者、何篇宗圓一

候、恐く謹言、

人之可爲辛勞候得共、無余儀頼申事候間、猶以無用捨各

五月七日 惟新(花押 319)

江吳見可被申事肝要ニ存候、將亦兩人之宿元一段靜ニ在

伊勢平左衛門尉殿

之事候條、可心安候、尙跡より可申上せ候間、不具、恐

と謹言、

290 「惟新公御案文」

尙と、いつも預御狀、先所書にて候、今よりハ直ニ可

給候、爲御心得候、將又御守之儀、靜ニ御祈念可被

成儀候間、御使今晚ハ其元へ被召置、明朝御守可有

御持せ候、次ニ此かたつき、此比焼せ申候條、不斷

爲御茶入進覽申候、

態與啓入候、仍來廿五日、女房衆兩人、江戸江差越申候、

中途御遣之儀候間、御守給度候、次ニ犬貳疋上せ申候、

是も御守かけさせ申度候條、何も御調候而可預事候、頼

存候、然ハ塔之繪之模様、壹岐清左衛門より書付候而、

差越申候、先以手間可入様子ニ而、一段能有御座候與

存候、國分繪書之事も申遣候、御奉公可仕由申候、扱

何比其元へ可參由可申候哉、御返事次第可得其意候、恐

惶謹言、

七月廿三日

霧島山

座主御房

御同宿中

291 「正文在加治木會木新助」

在京御辛勞之至申茂疎ニ候、仍琉球大嶋渡海之御談合、

於鹿兒嶋御座候〔付〕、我等事も可參由承候〔處〕、龍伯様

致御供罷出候、於様子者、桂太郎兵衛尉可申上由申候

〔ニ付〕、定而可遂言上候、然者諸〔役〕出物之儀、日限於

無相違ハ、知行を可被召上旨、御書出ヲ以被仰〔遣〕候、

然處今度御上洛并石船作之出物、五十人程未進衆有之事

ニ候、誠一腰を賣、知行を〔永代ニ〕うりはなし、御奉公

を專ニ存、出物閉目申候人數も同前ニ御座候得者、御書

出茂徒ニ罷成、後日之御爲ニ罷成間敷通出合候、右之仕

合、奥州様被聞召候哉與尋申候得者、申上候者、忽ニ人

をくつし申事ニ而、用捨致不申上通、出物受取衆被申候、

かけ〔々〕ニおゐてハ、如此可申候、無御存事ニ人之嘲を受

候事、笑止之儀〔ニ存〕候、ケ様成様子、貴所江可申人有

間敷候間、内々爲御心得令啓候、將又不申入事候得ハ今

度大嶋渡之御談合三日〔被〕下候ハ、其内龍伯様一日ハ

談義所江御振廻、一日ハ南林寺江御振廻ニ而〔談合〕候

衆之内、慰敗・伊集院宮内少輔・川上式部〔少輔〕^{◎太夫}・村田刑部少輔此四人御供ニ而候、談義所^{◎ハハ}、我等も參候、川上尉睦・喜入攝津守・新納武、入道^{◎殿}・抱節、此四人も御供ニ而、終日之御振廻ニ而候、彼四人〔ハ〕如此候故、御談合ニ茂兩日者不被罷出^{◎候}、其外之人數も八ツ時分ニ被罷出候而、日不入前ニ御暇被申候^{◎付}、御談合茂はかゆきかね候、笑止成躰ニ候つる、然者談義所御振廻も御書出ニ令相違候つる、金銀をちりはめたる躰ニ候、龍伯様調ニ一と感を御付被成候、ケ様ニ候得者、何之御書出も徒ニ罷成候、是又爲御存候、猶追と可申候、恐と謹言、

卯月二日

惟新

陸奥守殿

まいる

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」一八四号文書ト同文ナリ〕

「雜抄」

態令啓入候、

度と如申候、御當家之事、貴所迄及廿代雖御家候、漸末

ニ罷成歟と存候、其謂ハ、今年ニ限り大事之儀迄つとひ候間、

夜を日ニつき肝を被煎候共、生得國からにて何事もはかゆかす候、題目、石漕船も大方出來たるも有之由候へ共、未出船之由候、京泊〔ハ〕帖佐方之船少と廻りたる由候、〔是〕^{◎先}今度之百五拾艘之儀も、貴所迄爲聞召ニ相替、急〔候〕^{◎出船}ハ、可難成様ニ、我等ハ承得候、左様ニ候而、たとへ江戸へ着船候共、時分〔以〕^{◎ナシ}後ニ候〔間〕、御用ニ不立など候^{◎と而}、世之可爲風聞候歟、左も候而終候ハ何と可成行候哉、諸事御油斷有間敷候、一御乗船も未廻着^{◎貴所}、出船さへ無之様ニ候間、兼日參上可有通、御約束被申上候ニ付、可被仰合儀共有之旨、被成上意^{◎由}、候へ共、御待退屈被成、候御上洛候者、是もすり違可申候、縦年内國元を打立候〔ハ、〕^{◎とも}遠國と言海上ハ不任心候條、躰ニより中途ニ延引可被成儀も可有之候、左様ニ候而時宜不可然時ハ、誰カ曲事、誰カ後など、候とも家之たすかりにハ不相成候、被失面目事

候條、能く御油斷有間敷候、

一有説[◎]承付候、去年上洛之時、於御城御能之刻、御前

ニ而貴所御能キ心をうつし、居ながら仕廻などをまねられ候もやうを側より見させられ候、大名衆殊之外之

能數寄ニ而候物哉、立而不被廻迄ニ而候つる由、以後

物沙汰共候通承笑止ニ存候、夫くに心をうつし候へ

者、何事ニよらず左様ニ有之物ニて候へ者、日來能ニ

すかれ候儘治定油斷ニて御取亂も可被成と存候、是又

御嗜之爲候、

一毎年上下之御辛勞有之事候條、諸事之儀を奉行ニ被仰

置、貴所事ニ遊覽のミにさせられへき由申候つれ共、

誰も精く被入人も無之候條、入庵入細何邊直ニ可被仰

付候事專一ニ候、

一御所様ハ御酒御きらひ之由候間、酒過候ハぬ様ニ御嗜

肝要ニ候、就中御前ニ御酒可有斟酌事專一ニ候、并公

家方へ細く御寄合候ハぬ様ニ御分別尤ニ候、

一於御城、各出仕之躰を見申候ニ、惣別田舎士之上法を

まねられ候事、見苦敷事ニ而候、只田舎士ハ田舎人一

筋ニ候而、能候由見得申候、旁爲御分別ニ候、

一諸大名付合之時者、上下之人よりおくらくこハもの

「[◎]」見[◎]され候而、御爲可然候半と存候、亭主ふり[◎]も

客ふり[◎]も御取亂たる様躰ハ、物淺見得申候、一人惡

敷由申候ハ、皆夫ニ成事ニ候間、相構不可有失念候、

一江戸之御隙明ニ而、上洛候而何歟と候而、京伏見ニ一

日も徒ニ無滞留、追付下向可有之候、

一人により役儀を望、知行を望存、心なき眞實たてを致

者も世上有習ニて候、殊我手前之ため、能様ニ[◎]「[◎]」[◎]粹

心中、御前を繕事も御座候條、眞實之人迄ニてハ有之

ましく候、於拙者ハ、右兩道ハ絶はて申候、唯貴所御

爲可然様ニと存事迄候條、老躰極り、不期明日躰ニ候

へ共、貴所事能上ニ而も能様ニと存候而、くり事なか

ら平生存念之通申事候、念比御披見肝要ニ候、恐く謹

言、

二月十一日

惟新

(島津家人)
陸奥守殿

陸奥守殿へ進之候、案文ニ而候、細披見有度候、

比志嶋紀伊守殿

伊勢兵部少輔殿

(本文書ハ、旧記雜録後編四「二六七号文書ト同文ナリ」)

293 猶く彼返狀紹益(島津忠長)ニも持せ有へく候、

紹益・伊平左衛門之書狀慥ニ令披見候、抑 龍伯様御煩、

火急ニ御座候ニ付、かミ様御事、 龍伯様御息女と申、

殊ニ國家之御主ニならせられ、剩近邊ニ御座有なから御

親之御一大事之きハニ、御あひなき事ハ、天道ニもちか

ひ、諸人之取沙汰もちかひはつる事に候ハん哉、殊孝之

道ハ、往古方申來儀候條、御越候て可然候ハんと存申越

たる儀までニ候、然處、陸奥守殿上洛之砌被仰置候ハ、

到國分、爲何御出合共雖有之、かミ様事ハ御越有ましき

通、被仰置候哉、彼儀我等ハ初而承候、就夫、かミ様御

越之儀、我等前方可申分之由、承候へ共、從 龍伯様呼

御申被成儀たるも無之候條、誰ニ可申分方無御座候、又

陸奥守殿如此被仰置たるとも、勿論密々之事ニ而、難申

儀ニ候、さてハ作病之儀ハ、かこしまと國府ハ噂とをり

たる儀候條、是も難成候、餘之事ニ月のさハリニて候由

被仰、無御越候而可然候ハん哉、左候ハ、女房衆など

も必定、月のさハリと存候様ニ御分別肝要候、さてく

右之通ニ奥州被仰置候事を不承候事、殘多事迄ニ候、右

之一儀、愚拙事別條ニハ不存出候條、何と様ニも、紹益、

其方被遂熟談、少成共公儀補候様ニ、御延引專一候、恐

く謹言、

六月六日

惟新御判

伊勢平左衛門殿

294 (本文書ハ二六二号文書ト同文ニツキ省略ス)

295 龍伯様へ申上度事共候間、得内談度候、誠當時者事繁候

而透有間敷儀、令推量候へとも、喜入大炊助同道ニ而、

明日、明後日之間、其元隙次第、來儀あるへく候、猶期其節候ま、不能一二候、恐く謹言、

極月十四日

惟新(花押319)

抱節

296 態用壹封候、仍可有上洛候由候條、此節者先と被相留、

京都御用等、以使節可被申上候事肝要候由、先日申越候、然者、當國立柄、諸事御遣迄候、鹿之老名衆よりも、頻申留候へと被申越候、案中候、云裕云恰此節之上洛、是非以可有停止候、於無相違者、向後可爲祝肴候、恐く謹言、

三月六日

義弘(花押321)

伊集院下野入道殿

「此御書久治之譜中ニ在リ」

297

(本文書ハ二七五号文書ト同文ニツキ省略ス)

298 そののち日數になり候へハ、子共いつれもくめつらし

くこそ候へ、くにもと「罷」出候みきりより、こんどのち

んたち、よいいと、のをりかたく存候つれ「とも」^{④共}、つもの

りの舟共いまにのほり候ましきとハ夢にてもおほ「へ」^{④え}す

候、名護屋より壹岐へも、ちんふねにて供衆五六人めし

つれまかりわたり候、それよりハいつれの「浦とにも舟」^{④うらくも船}

と、めのよし候て、貢舟などの儀もなりかね候て、しき

ね藤左衛門「ふね」^{④尉}にて久保門海せしめ、我等ハくによ

りかへ「舟」^{④米}こき候加治木よりの五まいほにてつしまへわ

たり候、中くとも衆などめしつれ候事ならず候、「く」^{④聞くに}

く」の大「名」^{④ミヤウ}・小「名」^{④ミヤウ}舟數をかきり、われもくくと

打わたられ「候」^{④ナシ}に、かり「舟」^{④松}の事にて時分「お」^{④を}くれ、諸

くん衆の跡になり候間、こ、かしことまり「とまり」^{④く}しの

ひわつらひ、あ「わ」^{④は}れをと、めたる事にて候、ことさら

つしまよりかうら「ひ」^{④い}「ふさんかいと申候ところ」に、きの

ふまかりつき候、と中より風あらく、うミのおもてくら

やミになりて、ふね「とも」^{④共}こなたかなたはしりちり、わ

れも人もゑ(ひ)候事筆にも及かたく候、又(八)郎殿(舟)にもやうくけさこそたつねあひ(候)、

名護(屋)と壹岐(者)十里(程)も有へく候、壹岐と對馬(者)三十里、對馬(灘)のり三十五里程と申候、それより

かうらいふさんかいと申込みなど(わ)四十八里といひ、かのわたりく(ふね)心ち、とかく可申様(無之)候、

ふさんかいと申候在所(は)、八(百軒)と聞(及)候つる、見え候ふんハ家數百程あるへきと見え候、弓(箭)なれ候

はん、はたらきなどの事ハ、手にも(う)ち候ハ(ン)よし候、かうらいの事ハなによりもたやすく、今月中にあ(ひ)すむへきとき(へ)候、追付今日四日國中のやうにまかり出候間、(追)くたよりをもとめ申こし候へく候、就

中又八郎長満むすめ心得あるへく候(間)、外山ふうふ、大しん・とう(こ)うおは・おちさんこ・女子(と)、其外細所(衆)・かうしんふうふ、(そのほか)めしつか(ひ)候

上中下、りうしなきやうにほうくう候へと申へく候、又きねんの人衆いつれへも、從其心得(たのみ)入候、よろ

つ申度事ハ(天)雨山はかり候へ共、打出候みきり(二)候へハ、海き(わ)のすなの(うへ)にて、火をともしかき候間、まつく筆をさしおき候、よろつめてたき由、さ(ま)くより可申候、かしく、

五月四日
宰相殿
よし弘

「右御書加治木衆城權左衛門経秀所持候由也、」
〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」八八二号文書ト同文ナリ〕

〔本文書ハ三三三号文書ト同文ニツキ省略ス〕
「島津内膳文書中」

とかくおほせられす候ハ、此方へ大かたにうけ給候ても、さらにやミの夜にむかい候て、ものを申やうに候ても、き、申ましき事と存候、あまりくおもてよわく御座候て、せはきいへにめしつかい候するもの共に、おきめをおほせつけられさる事、な

300
299

にともくしうしにぞんし候、さりながら御たのミ
 のことに候あひた、なにくの事を申候へと、うけ
 給候へ、かいぶん申つけまいらせ候、又いつミより
 のきやくの事うけ給候、これ又こゝろへ申候、

御ふミのおもむき、さいく見まいらせ候、しかれハそ
 こもおきめのことは、めのまへの事にて候間、おりく
 におほせつけられ候ハ、せうるん申ささるものあるま
 しく候、たゝし、そのうへにてもりうしつかまつるもの
 候ハ、申つけへき事、なによりたやすき御事に候、た
 ゝゑんりよにて、なにとる儀とうけ給らさる事、しうし
 に候、りうしつかまつり候ハんときハ、てうさへ申候す
 ると、しかく御とゝけ候ハ、さやうにハあるましき
 事とぞんし候、

卯月廿一日

より

ひらまつ

いしん

御返事

かへすくゝゑと右むすめも申くたし候、かけかわ

より、おりく御ねんころの御いんしんにて候よし、
 これ又へつしてかしまり入候、まことにほとちか
 き事候間、いよく御こゝろをそへられ候てたまハ
 るへき事、たのミ申候、

たよりにまかせ申のほせ候、此ころはそこほどの御さう、
 しかくうけたまハらす、御ゆかしく存候、まつもて御
 わかたち、日にまし御せいしんなされ候ハんこと、これ
 右めてたく存事候、しかれハ此うちハ、かわちのかミ殿
 御事も御さい京の御事候てにて、よろつ御心つかひたる
 へきところに、大きかはやくとあひすミ申、めてたく
 くハんきよの御ともにて、御きとく候まゝ、そこほどの
 御よろこひ、さそくとすいりやういたし候、かねてハ
 又いつもながら、此たひ、かわちの守殿・むつのかミ殿
 へ、一たん御ねんころにて候つるよし、むつのかミ殿も
 のかたり、くハしくうけたまハリ、まことにきとくなる
 御ゆかりゆへと、われにも一しほかたしけなく存候、い
 よく御ねんころのすち、あひかハらす御しゆこんなさ

れ候やうに、ついでるときハ、よくく御とりあはせたのミ申候、又とけいひなから、ちりめん一たん、あか地さや一たん、をくりしんし候、いさゝか御心さしをあらハすハかりに候、なをめてたくかしく、

八月十二日

より

かけ川三の丸

御つほね

人々申給へ

い新

尙く依樂見續之儀、此比やうく出船之由聞得候、飯米可爲拂底候、先く御物借下され候而、見續待付候やうニ、御取成偏ニ奉頼候、いまたかこしまのはまニ有船之事候之間、定六月末つかたこそ可致上着候歟、其御分別所仰候、兼又今程國本之仕合不及是非、依子細走上候處ニ、武庫様以御分別於中途討果候、御満足之由、自 龍伯様ハ御丁寧御札被仰下、外聞實忝候、此等之次第、御前様江御仕合可然折

節、御披露憑存候、次存松老江も申入度候、其外吉作州・休心老・白次左、いつれニもく在洛中御懇志之儀候、又依樂召置被懸御目候、然ハ御酒御振舞可爲相並之由、御心得所希候、△

就好便令啓達候、卯月廿二日細嶋着岸仕候而、入來院〔へ〕者ハ〔今月二日漸罷着候、御堅約之日州より濱市迄夫丸五人相閑候而越着仕候、悉皆貴老御力まてにて遂下向候、過分之至難申盡候、帖佐〔へ〕參上申上下無何事候、御在所〔へ〕急申候之間、使ハかりを進覽候、御息、御兄弟御さかしく候、可御心易候、愚老進退之儀、菟角不申上如入來之罷通、大方見廻申候、一切無心付候條、能く見合候而、濱市へ以祇候御侘可申上分別候、追而吉左右申へく候、恐惶謹言、

五月六日

〔あて人〕 參人々御中

〔名乗〕 判

〔本文書へ旧記雜録後編三二六三号文書ト同文ナリ〕

猶以御供衆中へ、各在京辛勞之段別紙を以可申〔合〕、
急便之間、可〔有中〕様、御心得頼入候、

幸便之條令啓候、仍其元御無事ニ御座候由、尤目出度、
然者、今度書狀并音信之物共、銘々到来、珍重之至候、
此堺之事、新儀無之候、此比者大明之到来も不承付候、
然者、可爲長陣と存計候、兼又、吉美作・喜大炊・平豊
前・大善坊・肥新左・五右入・福宮内・醫王院・松和泉
各々音信慥相届候、懇志祝着之至、別帝を以可申渡候へ
共、急便之間不能其儀之由、御心得憑存候、猶追而可申
通候、恐々謹言、

(文祿四年)

三月七日

義弘(花押)

本野入

(新納忠元)

新武入

(町田久倍)

町羽入

(本文書へ「旧記雜録後編」一四七三号文書ト同文ナリ)

△ 尚々今度出陣之調不成事ニ罷出候儀、且者 龍伯様
御身上之御爲、且者御國家之爲にと存立之儀、不淺

候、奉得其意度候、壹岐嶋之事、小嶋にて兵糧已下
求候事も不成由候、國よりの見つき及遅候者、や
△ かつてうへへのそミ候へき儀必定候、無御油斷被仰付

候て可被下候由、龍伯様江可被申上候、已上、
△

其後以書狀成共可申候之處、取紛無其儀候、

一渡唐之用意并替〔國たちのくへき及達〕米之事、首尾

難調之由、石治少被聞通、龍伯様へ可有御入魂之由

候て、安宅三郎兵衛尉殿被差下候、石治少存分ハ諸神

八幡も御照覽、何としても、御家御長久にましく候
△ (開字)

へとの存分不淺ときこえ候、安三兵衛被差下候儀共、

大方之事にてハ無御坐候、能く被成御熟談、いかやう

と首尾候様ニ可有御才覺候由、切く可被申上候、國之

儀不調ニ付てハ、何を申候而も御滅亡不可有程候、不

可有御油斷候事候、

一渡唐船壹艘も不廻候て、外聞實儀迷惑申候、九州衆な

ミの儀に候間、先とかり船にて我等父子令渡海、人衆ハ
殘置候、國よりの船上り次第可罷渡旨、申付躰に候、左
京亮ものこし置候へきとの儀も候つれ共、小者一人にて
なり共、側を立退ましきよし申候間、先食列候、やうく
五六端帆之船十そうほとにて渡海候、あはれをと、めた
る事にこそ候へ、中く申もいか、に候、恐と謹言、

卯月六日
義弘判花押

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜録後編二」八五〇号文書ノ一部ナリ)

305
昨日者御茶被成御差上殊隱岐守殿・志摩守殿御出候處、
首尾能各御機嫌宜珍と重と御満足、於拙者迄目出度存候、
從是早と祝詞可申入候之處、今朝者結句被成御出、過分
至極候、將又昨朝者、初雪ニ、
黃門様御詠歌御座候、書付進覽之候、
ふりかへてつもれる今朝の白雪ハ
た、有明の月ぞ残れる

萬木生花不耐看 半工教雪學春巒
豐瑞色盈天下 賞酒家と無殘所

殘候字を奉 如此候、尙期拜顔候、恐惶謹言、

十一月廿七日
伊勢兵部少輔
貞昌

(數根頼因)
敷三十様

人々御中

306

尙と次郎四郎事、頃治少被成見參候、暇之儀可申取
と存候へ共、治少伺機嫌候て延引候、少も無疎意候、
左京亮へも傳筆之通申度候、

奥州伊達上洛遲とニ付て、可被差向御人衆歟之由候之處、
去四日與風令上洛、京都弥御靜謐之躰候、然者屋形作之
儀亦并先年已來之借物返辨之事、就中 又一郎夫婦在京
之始末難調仕合候之條、鎌田出雲守差下存分之通口上ニ
相合候、念を入られ候て、遂熟談首尾候之様、別而頼入
候、栗野留守居之事も諸事可被添心候、猶鎌雲可申候也、
謹言、

二月十六日

義弘判 花押

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」七三五号文書ト同文ナリ)

307 態令啓入候、然者 公方様此中長之御不例被成御座候

處、一昨十九日重ク被^{ナシ}御成御發、昨^晩 關字 薨御被遊候、

寔^爲 羅然 絕言語儀ニ候、^{羅然} 無替儀、別而平安御座候、

可御心易候、堀田加賀守様・阿部對馬守様・内田信濃守

殿・三好能登殿・久永内記殿薨御被成候而、追付從御城

御下り候て、御供ニ候て、扱^在哀成仕合難盡筆紙存候、

就其雜說田舎々々と申儀も可^有之候間、萬事其心得被

成、御國中^疾之御仕置、此時御座^疾、恐惶謹言、

慶安四年

卯月廿一日

町田勘解由

久則 花押 353

新納右衛門

久詮 花押 342

嶋津筑後

久頼 花押 313

嶋津圖書

久通 花押 312

北郷佐渡殿

伊勢兵部殿

鎌田源左衛門殿 人御中

北郷佐渡殿

伊勢兵部殿 ○

鎌田源左衛門殿 参

久通

嶋津圖書

嶋津筑前

新納左衛門

町田勘解由

慶安四年卯月廿一日之狀、五月七日之朝飛脚持下候、

一公方様 薨御被遊之由候、

(本文書ハ「旧記雜錄追録一」三七七号文書ト同文ナリ)

308

猶と手柄之儀者、たれ人にもおとるましき事に候へ

ハ、無人之事者不及了簡、少身之人にもけをされ候事無念に候、左京事、いまは弥太右衛門尉になり候、いよく奉

公無懈怠候、可心安候、弥太右母へも、意得候てあつかり候へく候、以上、

好便之條令啓候、大閣様御前へ出頭候て、仕合可然之由相聞候、於身満足存候、此表之立柄無矣儀候、くれく

無人にて令迷惑候段、伊下野入・比紀迄申越候、書狀所望候て可被見候、兼又一首をくりたまはり候、則見參之

心ち他念なく候、返歌などいひ候事者不似合候、つゝき候はんもしらす候へとも、

たくへやる君かあたりの言葉を

あひみるハかりなかめこそすれ

一笑とく、なを來信御こし入候、恐と謹言、

六月八日

義弘(花押)(判)

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三二九号文書・一三三〇号文書ト同文ナリ)

309 先度用一書候、定可相届候、仍此一局恥入候へ共、無隔

心ま、遣之候、爰元にて談合申候人も無之、まことの自分候條、手の付所も候ましけれ共、相應に墨書付候て

給候者、連日之窮屈散度心底候、くれく見參之儀まぢかねたる計候、なを期後音候、恐と謹言、

六月十日

義弘判

新武入

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」七六三号文書・一三三二号文書ト同文ナリ)

310

猶と弥太右衛門尉事、無恙致奉公候、爰元も無人之

儀候へハ、別而晝夜辛勞仕事にて候こそ候へ、

其後者無音之至心外候、仍其表無何事候之哉、京都之儀

も弥以靜謐ニ御座候、然者源二郎事于今楯籠被居ニ付、

及御行、殊先度者山田之城被攻崩之由、珍重候、當時者

少將殿在國之儀候間、別而可被御奉公申事候肝要ニ候、

猶重而可申候、恐と謹言、

八月五日

惟新(花押)(判)

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」八三七号文書ト同文ナリ)

311

尙以長壽へも東寺まで被送出、祝着之由、以別紙可申候へ共、心得候て可預候、

其許打立之刻者、東寺まで被相送、別而懇志之段、外聞實儀祝着之至候、然者去十九日、大坂出船候て、海路無恙、同廿四日細島へ下着、其後京都何等之御事共候哉、承度存計候、次二郎兵衛尉事者、爲船作之奉行、河内ニ在之、弥太右衛門尉事者、不行步候之條、以使者我等下向之悦共申候、無吳儀堪忍候、可御心安候、無指儀候へ共、幸便之條用一輪候、猶追而可申通候、恐々謹言、

七月廿五日

義弘

新武入

新納武藏入道殿

義弘

312 國元罷立候刻者、三山迄送行、外聞實儀祝着候、其元動

番之儀、弥憑入之段、爲可申染筆候、仍普請之儀、老中迄具申置候之條、定兩院へ被觸渡候覽、別而入魂此節候、就中 義久様御暇之儀被仰出、近々可有御歸國之由、承定候、千秋萬歲候、自他満足之段、此事候、又一郎下向之儀共、未定候、伺時分御暇之佗可申敷と存候、隨而我等公家成之事、無餘儀被仰出候之條、任其旨候、然者、羽柴薩摩侍從たるへき由候、爲存知候、左京亮質人にハ不構、暫在京候て、可致奉公之由申候、可然申様ニ候へ共、令推量、先可相下候、可心安候、猶本田源右衛門尉^④申^⑤合候、恐々謹言、

八月七日

義弘^⑥判^⑦花押

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五〇〇号文書ト同文ナリ)

313

猶々左京母へも爰元無異儀候、左京堅固ニ奉公申候由、可有心得候、將又國元改之由相聞得候、後便ニ

以袖書可申越候、必待居候、以上、△

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二九五〇号文書ト同文ナリ)

當國江渡海已後、其地無到來候處、此三日前、大口其外諸所之無足衆少と參着候て、國元無吳儀之由申候間、先

314 其後爰許無替儀候、太守様御下向之儀候間、諸事大慶

以大慶候、爰元我等父子并供之者共無何事候、左京亮一段堅固ニ奉公候、不可有心遣候、然者薩摩衆事、無人無

誘ニ候て、諸家失外聞候事、中々難述筆舌候、併我等一身之不願恥辱、此地へ罷渡候故、今迄御家相抱歟と存知

迄ニ候、各満足之段令察候、飯野見舞之儀、切々可被添御心候、就中任天下御掟、諸所公役等之儀、條々可申付儀、可在之候、涯分肝入候て、可被勤^⑩返^⑩事肝要候、別

候、雖然、當時爰元ニ相詰候人數にて軍役可續事、曾以不可有之候、又是方直ニ大明國へ可被向 御馬之由候間、

而憑入之外無他事候、猶伊弥九へ相合候間閣筆候、恐々謹言、

九月十三日

義弘^⑨(花押)

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二五二三号文書ト同文ナリ)

如今之無人無誘にては、御家之時刻到來迄ニ候、今一際被人御精、人數等令渡海、軍役相閑候之様ニ有度候、今度之辛勞無ニ不罷成之様、各肝煎此時候、さても梅北惡行不及是非始末候、彼騒動ニ付、國元無心元候之處、梅

315 上方不慮之儀候而、與風罷下候、於様子者、眞如坊へ相

北内之者事、大口衆擲捕之由相聞候、御邊事ハ鹿兒嶋ニ被詰之由候へ共、留守之申付連々依無緩、如此候、我等

褒美候之由、仕手にも能々可被申聞候、恐々謹言、

含候間、不及書載候、然者其元^⑨、永々在番、誠辛勞共中と可申様無之候、肥後表御行之事、御談合最中候、我等事、其表之様追付可相越雖覺悟候、日向表へ御行^⑩候^⑩付

八月廿日

義弘^⑨(花押)

而、此元見合在之事ニ候、雖不始于今儀候、各可被入精事(ナシ)、此時候、萬々頼入之外無他事候、恐々謹言、

十月九日

惟新(花押)(判)

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一二〇四号文書ト同文ナリ)

316 態用一晝候、仍庄内御行之儀ニ付而、晝夜相詰在番之由、

寒中と申、極老之出陣、誠前代未聞共可申様無之候、不及申候へ共、いよ／＼賢慮此時候、兼又弥太右衛門尉奉公之儀、少も無油斷躰と見へ候、然共、切々痔病出合、乘馬などにての供以下不自由候、更以私曲とは見へす候間、不及是非候、畢竟此始末者貴所若衆數寄ニ付而、いか程の人に無心をいひかけ、しかけ、めいわくさせられたる其むくひ、忽弥太右衛門尉身上ニあたりたる歟と申す事にて候、ものゝむくひは、一代二代にも見えぬ物にて候由申候へ共、なにとしたる首尾に候哉、弥太右衛門尉へハ、はやく／＼むくひたる事にて候、貴所若輩時分之

仕立、定於于今者可爲後悔と存計候、尙期來信之時候、謹言、

極月四日

惟新(花押)(判)

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」九六八号文書ト同文ナリ)

317 猶々存分共候之間、於入魂者可爲祝着候、

今度者長々留守ニ勤番御辛勞之段、令祝着候、仍如存知、當院付諸縣壹郡之儀、又一郎案堵之(關字)上儀、重疊相濟候、依之彼郡内諸所城柳之躰見合、以用捨格護有度心底候、扱者數日於爰元、勤(番脇)其様與申、近比申惡き儀に候へ共、上井次郎左衛門尉以同心、彼郡諸城之躰被見償、無腹藏被遂熟談候者、可爲大慶候、内々愚存候儀共候之間、是非共頼入度候、乍去累日勤番之躰打續候て、辛勞如何と令遠慮候之條、遮而者難申候、然間、態以内狀申試候之間、いづれも／＼返札待居計候、恐々謹言、

十一月十日

義弘(花押)(判)

新納武藏入道殿

新納武藏入道殿

義弘

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」四〇〇号文書・五四三号文書ト同文ナリ)

318 義久様御歸國、日出珍重之至候、仍諸縣郡移衆配當之事、

於飯野可在之候、けふ篇如此之儀、雖爲辛勞急被差渡、

取沙汰別而憑入候、恐と謹言、

十一月十二日

義弘判(花押)

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」五二一号文書・五四五号文書ト同文ナリ)

319

猶と弥太右母へもよきやうニコ、ろえられへく候、

已上、

爾來絶書信、鬱と心外之至候、仍此表當分無異儀候、可

心安候、我等事于今存命不思議之事候、今一度以見參胸

霧を散し申候申へくと存計候、弥太右事、去秋已來相煩、

無然と候、爰元ニ在之醫者なども、養性之儀難成之由申

候條、先と一身之儀歸朝候、能と可加養生事、肝要候、快

氣候者、又可令參陣之旨申聞候、爲心得候、猶期後音之

時候、恐と謹言、

十一月廿八日

義弘判(花押)

新納武藏入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一四二五号文書ト同文ナリ)

320 石田殿へ□不被成見參候、此等之段笑止ニ存事候、如

何様治少様關東より歸路之砌、參會なされ候する歟と存

候、猶期後音之時候、謹言、

正月二日

義弘

新納武藏入道殿へ

新納武藏入道殿

義弘

321

猶と判行替候、爲存知候、次左京亮奉公之外無他事

候、弥可然儀ニ候、無何事勇健ニ候之由、母所へ相

心得候て專要候、兼又京都無異儀候、當春者 内裏

・大佛・院跡三ヶ所江御普請たるへき由候、爰元諸

大名衆片時①も不被得「隙候段、難盡筆②吉候、京都如

此③上〔候〕者、其元之跡も各御肝煎候て肝要候、於由斷

者御家之爲不可然候、乍重言諸事憑入候、以上、

好便④之〔候〕條令啓候、仍今春之御慶萬々不可有盡期候、

一△左京亮御暇之儀、種々様々雖申盡、不相濟候儀、無

是非次第候、我等無緩之段、左京亮可申下候儀、不能

重筆候、

一右馬頭下向之事、我等一圓得心不申候へ共、安宅三郎

兵衛尉馳走ニて御暇之儀、相濟候、其上直御朱印頂戴

之仁候之條迎茂、任公儀候、

一大口普請之儀、被入精、⑤大方致周備之由案中候、殊去夏

以來降照、衆中肝煎之由、先札被見、尤感入計候、必

下國之砌一札可申候、就中 龍伯様御在京中、普請之

儀申上候へハ、御得心之様ニも、不相聞、御下國之刻

被聞召合候而、可被仰付之由、御意候喜、

一刀借之儀并大佛材木之事、

遅々慮外候、⑥はや年内相調候處、國本より(止迄ニ)諸國より無到來事笑□候、各被入精

可有馳走候、

一飯野留守之儀、切々御見舞之由候、誠大慶此事候、弥

憑入候外不存他事候、又一郎御暇之儀も未相濟候、

なにとなり共候て、先々召下度内存可有推察候、猶左

京亮可申候間、不能詳候、恐々謹言、
⑦(花押) 義弘⑧判

正月廿日

新納武入道殿

(本文書ハ、「旧記雜錄後編二」五七三号文書ト同文ナリ)

322 「宮之原越右衛門藏」

其後無音非本意候、栗野へ御移之事如何候哉、連々如申

候、家内之儀者不及申候、今度之在京取分心遣候、其□

屋形作之周備等大儀之事共候、彼是可然候様被添御心、

御祈念可爲本望候、猶普門坊可被申候間、不能一二候、

恐惶謹言、

卯月十九日

義弘花押

常喜院

御同宿中

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」七五二号文書ト同文ナリ)

323

「同前」

(好) 任便之條染筆候、仍高麗國之儀、頓相濟誠以不慮之至候、

但 大閣様御威光無是非候、國元之儀如何無心元候、何様ニも可頼人之外無他事候、兼又、大明國へも可被成御渡之由、弥必定候由可爲來春候哉、末知候、何も

「奥切ル、」

324

「同前」

肥後表之人數、芦北表へ打渡候由、大口方其表へ申越ニ付、拙齋被罷歸、又本田六右衛門尉方も頼娃主水所迄、右之趣申越たる由、富隈方被仰聞候、萬□無心元存候、然者貴所爲御祈念、本田六右衛門尉へ矢入之祈念申付候、令成就御札久富木掃部助へ持せて、夜前此元へ相越候而、

芦北表之様子相尋候へハ、少も替儀無御座候、一昨日出水を打立申候までハ、何たる子細も不承付之由申候、如何在之事に候哉、又日州表之雜説も以之外之由其聞候、是又如何候哉、彼是爲可承用一行候、其元之様子細く御返事ニ可示給候、恐く謹言、

八月廿六日

惟新花押

少將殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一五四八号文書ト同文ナリ)

325

「時任慶右衛門藏」

猶丑刁之氣ハかふ氣と見申候、是又御座候哉、承度候、以上、

昨日入日前ニ亥子丑刁卯迄氣立申候、如何御覽候之哉、我等見申候分ハ、夏秋冬之死火と見申候、乍去夏ハ過申候間、秋冬たるへく候哉、巨細之儀者面談を以可申承候か、先書ニ申候やうニ、其方弟子衆之かぶきも承度候、何共兩日之氣之様子委敷御報可示給候、恐く謹言、

六月廿九日

羽兵入

維新花押

金藏坊

床下

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一六四六号文書ト同文ナリ)

326

「同前」

猶と弟子衆之かぶき承度存候、御返事待申候、

夜前七ツ時分ニ、巳之方なうし之方へ氣一筋立申候、此

氣ハまちひきなどにてハ御座候ハん哉、貴所御覽候ハ、

様子可承候、度と申候ことく、其方弟子衆之沙汰をも承

度候、委御報に可示給候、恐と謹言、

七月朔日

羽兵入

維新花押

金藏坊

床下

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一六四七号文書ト同文ナリ)

短冊

名月 萬代の月の光りハさやかにて

ともなひつゝもふかす夜の空 忠平

短冊

「長沼与五左衛門藏」

天地のわかれぬさきに先たちし

我こゝろには生死そなき 惟新

短冊

「松崎五郎左衛門藏」

いくとせもなかめハあかし植そえて

はるの梅さく花のさかりを 惟新

「濱田民部右衛門藏」 懐紙

詠花有喜色和歌 惟新

梓弓はるたちしより久かたの

ひかりのとけき花の色かな

「同前御筆トハミヘス」

人のうへ鏡にかけて見し科を

わか身のうえになぞ曇るらん

「惟新様御作歌也、如此書記有之、」

327

「白石庄兵衛藏」

328

「在山川浦人大迫某」

明年正月大唐川内江船を可指渡之旨、内府様江得御意
申付儀候、客衆以下あひす、め、可罷渡用意肝要候也、

八月廿七日

惟新御判

大迫新左衛門尉殿

(本文書ハ、「旧記雜錄後編三」一五五号文書ト同文ナリ)

329

「御文庫三番箱諸公子中」

二月十日之御書、去月十九日上着候、忝逢拜閱満足仕候、
殊 御兩殿様御勇健御座候之由、萬々目出候、此方御同
前ニ候、自國元も頃餘多上洛仕候、無異儀之由申候、祝
着之至候、巨細之段鹿右可申上候、可得貴意、恐惶謹言、

卯月十四日

久四郎

忠清(花押308)

(家人)
忠恆様

参

御報人ト御中

(本文書ハ、「旧記雜錄後編二」一四九九号文書ト同文ナリ)

330

以上

三月廿四日之御書、今月十五日從京都此地へ到來、忝令
感讀候、拙者事不圖御暇被下、今月十日國元へ下着、令
安堵候 殊 御本所様も被成御歸朝、直ニ御上洛之由承
及、從御旅之御苦勞奉察候、乍去先以吾朝へ御渡海之段
玆重候、忠恆様御事者与合御、^{「本マ、」}番之由承、可爲御心遣候、^{「在」}
然共此元へ巷説之趣、漢國與和國和睦之謹使被差出朝鮮
之由相聞候、於治定者可屬御勝利之條、無程御歸朝眼前
候、兼者拙子事、去年以來^{「氣合惡」}取合兼候處、龍伯様以御
意、御業其外種々到養性候故、過半快氣候、然處頃者在
國申候條、定臆而可令平愈候、此等之趣宜預披露候、恐
と謹言、

五月廿四日

久四郎

忠清(花押)全王

伊勢弥九郎殿

(本文書ハ、「旧記雜錄後編二」一五二四号文書ト同文ナリ)

以上

三月廿四日の御書、今月(拾五日)從京都此地へ到來、謹而感讀仕候、先以被成御歸朝、直ニ御上洛候由承(最)目出候、寔從御旅之御苦勞奉察候、乍去吾朝へ御渡海之段、珍重(御)候、然者拙者事も不圖御暇被下候而、今月十日國元へ下着、安堵之躰候、去年以來氣合惡候處、龍伯様御懇(以御)之(義)意、御藥其外種(兼)と(分)性申候故、過半快氣之(分)具(久)右衛門尉へ相含候之間、不能細筆候、可得實意候、然處頃者在國仕候之條、定懸(而可)令平愈候、巨細者具(久)右衛門尉へ相含候之間、不能細筆候、可得實意候、恐惶謹言、

五月廿四日

久四郎

忠清判「全上」

様(義弘)參(御)御報人と御中

(本文書へ「旧記雜錄後編二」一五三三号文書ト同文ナリ)

「御文庫三番箱諸公子中」

あつまくたりのみちすから、ふゆの山へをふみならし、

りよ宿のやとりおほしめしやられ、まめやかなの御ふミニのめならず、かたしけなくいくたひも　く　まき返しなかも入まいらせ候、誠うミ山川をへたて　く、つたなき女の身として、うちこへまいらせしかは、こゝろほそき御事御すもしもたえまいらせ候す、まして御よはるにひきわかれ、たえかたき御なこり、なに、たとへんかたなく、めいしよきうせきにても、折しも冬はもろきしくれひまなくはらいかねまいらせ候つゝも、御いゑの御ほうくうとねんしかへし、するくゝとこゝほどへつきまいらせ候、いまはひとかたにこゝろおちるまいらせ候なからも、うきたひのこゝろつかひそのかたの御事候、ゆかしさのたゆむまもなくおハしまし候へハ、はるのなかも物さひしくひとりこちまいらせ候、御身つからさまハまして身もしゆへ、御こゝろもなくさミかねさせ給候よし、御ふミにかきあらハしにて候、はいけん申ても、いと、御ゆかしさ、せんかたなくおほへまいらせ候、ことなけきのもりはしけ、れと、このまの月のかくれな

きとの御ことのは、ふるさとの月はあつまもかハラめや
と、なかめまいらせ候、御身つからさまも、さやうに御
なかめたまふへく候、よろつおもしろき御ふんていに、
こゝろをやハラけまいらせ候、御かへし、たくふはかり
の事の、もかきあつめたく申なから、むねにミち心にハ
あまりまいらせ候なから、筆におよはず、大かたの御返
し、くちおしく思ひまいらせ候、けに三川をすくる八は
しの、かきつはたうつの山へのうつゝにも、夢にもとを
くわかれんはおもほえず、はるくもきにけりとかへ
り見かちにて、するかのくにふしのたかねのゆきをなか
めまいらせ候ても、かやうのなにき、しめいしよきうせ
きをも、御とも候て見まいらせ候ハ、いかはかり御う
れしからましと、そんなしつ、けたるまでにて、うちこへ
まいらせ候つる、又ハ、お、い川のはやきせもこゝろほ
そくうちわたり、むくつけき事御すもしニもこへまいら
せ候す、なんきのところくをも上下するくとすき
ゆきまいらせ候つるも、◎(関字)そもしさま御しいしんのゆへ

と、てんたうをあふきまいらせ候、いよくさかへを御
ねかひ御ねんすのよし、かしこくおほえまいらせ候、若
くさもおひさきありけに見えまいらせ候、手ならひなど
申、御文をもまめやかに申上候へと、しなん申候へとも、
いまたこゝろゆかす候、たまさかの御ふミも、なをさり
にしん上申候、御らんしても、御なくさミのよし、うけ
たまハリまいらせ候、けにく、人のおやの心ハやミに
あらねとも、このことのは、これをやとおほえまいらせ
候、まつくよろつめてたく、かしく、

ゑとより

「スリキルミ」

いしんさま

まいる人々御中

「スリキレ腰カクシ」

くり返したひく申おこしまいらせ候、御ふミいち
くにと、きまいらせ候よし、御うれしく存まいら
せ候、きしうくたり、きやうおさかふしミにてのし
あわせとも、こまく御き、御しうちやくのよし、
もつともニ存まいらせ候、こゝほどのしあわせも、

くハしく申へきよし、御意ニて候、あハちくたりに
まめやかに申候まゝ、さためてこまゝと申され候
ハんと、存まいらせ候、その、ち、御ふこまゝ
あけまいらせ候、いまにかハるきなく候間、御こゝ
ろやすかるへく候、又りうくハんしやうしゆ申まい
らせ候、御こつくうしん上申候、御れいと仰られ、
御いんきんに存事候へく候、その外ことくき、しか
くならぬ御おくり物の御れい、御うれしく存まい
らせ候、たもしのときハ、めつらしき御ふみのミも
かなと存ながら、いたつらにすくしまいらせ候、つ
きに、なにわいはねわつらひゆへ、おさかよりくた
しまいらせ候、さてけんしもて、ふんへつにて、か
こしまのやうにつかハされ候や、いまにわつらひ何
ほどに候らんと存事候へく候、もししたて候ても、
なにわ事ハ御のほせ有ましく候、そのゆへハ、もと
のしう人しやうかへにたち候ものと、きこへまいら
せ候、せん中ニてもきやうらんのやうニ候つるまゝ、

さやうのものハいらさる事にて候、しかしながらそ
こほどニてもよく御たつね候てきこしめされへく
候、いわね事、まへくもくたりたかり候つると、
いまにはうけたまハリ候、をしさやうに候て、さほ
となきわつらひをもあつしく申なし候つらんまゝ、
そこほどニてよく御たゝさせ、さわくとした
て候ハ、そなたニてめしつかひ候て、女はうしゆ
などへも御たつね、やくにたちさうにきこしめし候
ハ、御のほせ有へく候、けにく上ろう・つほね
をはしめ、いづれもにうはうしゆへ、うつくしきお
ひ下され候、誠とおほしめしより、御こゝろつけ、
かすくかたしけなく存まいらせ候、女はうしゆま
へよりも、かたしけなきよし、ミつからまへよりも
くく申あけ候へと申ニて候、二郎さへもん・かま
ちそうゑん・五ひやう、みなくさかしく、ほうく
ういんきんにつとめ申され候、たよりの折ふしハ、
かやうに申上候よし、こゝもとへ仰こされへく候、

けにく御ふミのおもて、まめやかにあそはし給候、
見まいらせ候て、御ミつからのやうに、そてのうへ
ならてと、うちおきかたく、まき返し く ひけん
申まいらせ候、よめましきよし、ゑんりよあそはさ
れ候、ひとしほ御筆のなかれきよく見えまいらせ候、
なのめならず御うれしく存まいらせ候、御くらうに
こそ候すれとも、よすかのときハ、御しひつてこ
まくとかきなかさせ給候ハん、かたしけなく存ま
いらせ候、又あちやちや下され候御ふミに見えまい
らせ候こくりか事、きうりをはうせず、たちかへり
まいらせ候て、ゑせ中のかなしやうにもなかなをり
候て、いたしきの下にかくれみまいらせ候や、むか
しの歌人ならハ、月やあらぬともゑんし候ハんと、
あハれしく思ひまいらせ候、よるハ御ふすまの下ニ
御はこくミのよし、かたしけなく、ことにあふなき
よりあひを御やハラけやしなわせ給候、きとくなる
御事とかんしまいらせ候、又ミすてハよろこひちか

つきまいらせ候よし、御いなされ候、さためて此比
ハ、はんしやう申候ハん、よき子もち候ハ、必二
ツほど御のほせなされ候へ、たゝし、おいぬたるへ
く候、なかふミの事のは御らんわけかたくなから、
よもニもあまる御筆ニ候へハ、これをさへなをさり
と思ひまいらせ候、御ひまく御らんしあるへく候、
又こつほね大にあふち・おちやう・おいま・あちや
ちや、そのほかもとくよりのにうはうしゆ、いま
ゝてハよくほうくう申まいらせ候、つほね大にとし
ころの人しゆ、とうせんにやはくともにつめ候て、
ミやつかひ申され候、にしのはてよりひかしまての
たひのそら、何事ニもミつから心つかひ、筆のかき
りにあらず候、女はうしゆのうちよりも、人わるき
御事などいてあひ候ハぬやう、御はつとのちうく
をもちかへ候ハぬやうニ候へかしと、思ひまいらせ
候、いちくニ御ふミとも下され候、一たん御うれ
しく存まいらせ候、いつも く 仰られ候て下され

候へ、はんしたのミあけまいらせ候、いまほとハひ
やうふのせう、こゝほとへとうりう候て、よろつね
んもしにて候、くうきかたの事も、たんかう候てあ
ひとゝのへにて候間、たつきなきこゝろも、ちとき
おひまいらせ候、御すもしめてたくく、

〔表紙〕

久保公以降至
家久公
年間不詳

附
錄
舊
記
雜
錄
卷
十
七

333

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔國統新龜鑑中〕

流竿所へ之書狀披見喜悅候、昨日龍伯御出申承、令満足候、猶期後音之時候、恐々謹言、

十一月十一日 家康〔判〕
〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」五六二号文書ト同文ナリ〕

334

〔旧御番所御文書二番箱中〕

〔國統新龜鑑中〕

至于大坂上着之由尤候、頓而可上洛之間、期其節候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

十一月九日

〔家康〕
〔墨印〕
薩摩少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」一七四〇号文書ト同文ナリ〕

335

〔全上〕

以祐乘坊療治、病氣平喻之由、珍重候、隨而砂糖五百斤到來、喜悅候也、

十二月廿五日

〔家康〕
〔墨印〕
嶋津修理入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」一四四号文書ト同文ナリ〕

336

〔旧御番所御文書二番箱中〕

〔國統新龜鑑中〕

就火事、爲音信、砂糖二千斤到來、喜悅候也、

八月十日

〔家康〕
〔墨印〕

薩摩少將（家久）々

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」四八八号文書ト同文ナリ〕

337

〔旧御番所御文書二番箱中〕

〔國統新龜鑑中〕

從琉球至于大明、差遣使節候處、少々先船令歸朝、彼使者者相通北京、當夏之時分可爲着岸之旨、様子聞届候、

遠路入念申越之段、令祝着候、就中花砂糖百斤桶ニ、白

砂糖百斤桶ニ燒酒之壺ニ（正信）ツ（ケ）到來喜覺候、猶本多佐渡守

可申候也、

（慶長十五年）

（秀忠）
正月六日
（花押 337）

薩（家久）少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」一〇八〇号文書ト同文ナリ〕

338

〔全上〕

爲龍伯遺物、定家色紙・來國次刀・葉茶壺三種到來、得

其意候、念之入候段無是非候、猶本多佐渡守（正信）可申候、謹

言、

（慶長十六年）

十二月廿六日

（秀忠）
（花押 337）

薩摩少將（家久）殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」六五四号文書・八八五号文書ト同文ナリ〕

339

〔旧御番所御文書二番箱中〕

〔國統新龜鑑中〕

就今度昇進之儀、差越使者并太刀一腰・馬代黄金拾兩到來、悅思召候、猶本多佐渡守可申候也、

九月三日

（秀忠）
（花押 337）

薩（家久）少將殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編四」一〇〇〇号文書ト同文ナリ〕

340

〔全上〕

就自五和國至于領分黑船着岸、相副使者到來、得其意候、

就其、史記・漢書・通書各一部并風鈴、令悅喜候、一段見事之三部候、猶本多佐渡守可申候也、

七月八日 (秀忠) (花押337)

薩^(家久)少將殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」七〇八号文書ト同文ナリ)

341 「旧御番所御文書二番箱中」

「國統新龜鑑中」

就皇子降誕之儀、使者、殊太刀一腰・馬代黄金十兩到來、

悅入候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

(元和十年) 二月廿四日 秀忠 (花押337)

薩摩

中納言殿

342 「全上」

今度就不例、使者、殊如目錄到來候、遠路度々念之入候

段、欣悅候、猶土井大炊頭可申候也、謹言、

十月十二日 秀忠 (墨印)

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」四五四号文書ト同文ナリ)

薩摩 中納言殿

343 「全上」

今度 相國樣就御不例之儀、使者、殊品々如目錄被贈

之、寔恫意之段、歡然之至候、猶酒井雅樂頭可申候、謹

言、

十月十四日 家光 (花押)

薩摩

中納言殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」四五五号文書ト同文ナリ)

344 「全上」

所勞之由無心許候、就其久志本療治望之由候、則式部少

輔遣之候、能々養生肝要候、謹言、

(寛永十三年) 十月八日 家光 (花押)

薩摩 中納言殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」九四四号文書ト同文ナリ)

345 「全上」

所勞然與無之由、無心元候、長々之煩候之間、能々保養
肝要候、將又、爲見廻差越使者并伽羅十斤到來、念之入
候段、欣悅候、猶土井大炊頭可述候也、謹言、

(寛永十四年)
九月七日 家光〔判〕
〔花押〕

薩摩

中納言殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一〇八四号文書ト同文ナリ)

346 「全上」

長々所勞如何、無心許候、及寒氣候間、能々保養專一候、
依之爲見廻、新庄右近差遣之〔直稱〕〔ナシ〕候、并鷹之鶴相送候、猶
土井大炊頭可述候、謹言、

(寛永十四年)
十月廿九日 家光〔判〕
〔花押〕

薩摩

中納言殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一〇〇号文書ト同文ナリ)

347 「正文在文庫」

嶋津殿御息誕生之祈念、從 御家門様被仰出候、乍斟酌
令始行、札守下進入候、此由被得御意、可被仰下事專一
候、恐々謹言、

二月十二日 春盛〔花押 323〕
倉光主水助殿

348 「林甚五兵衛」

先度者中途迄被指出、令祝着候、就中被秘藏候馬、非道
ニ所望申候處、則被任存分、本望至極候、何様下向之刻、
具可申承候、恐々謹言、

又一郎

二月九日 久保花押

又八郎殿 進之候

349 「宮之原越右衛門」

猶々再會之望までにてこそ候へ、以上、
此表之儀、念比可書載候へ共、此使者可申明候間、無其

350

儀候、就中當國被屬御靜謐候〔者〕^{⑧ハ、}、追付大明國へも可被爲渡之由候間、直⑩ニ入唐之儀も可在之哉と存計候、不及申候へ共、留守居之事、なに篇不可有由斷候、謹言、

九月八日

久保〔花押15〕

白〔坂〕^{⑨濱}周防介殿

富山備中入道殿

伊東右衛門入道殿

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編二」九六四号文書ト同文ナリ〕

「眞本帖佐氏藏」

七夕 さしもけに秋の暮待七夕の

契るちきりやこよひなるらむ 家久

くれて行春の名残の一枝は

千本の花のかさし成けり 家久

さくらはな色もこすえにさきみちて

けふの詠めののとかなるそら 光久

つゆならぬ心を花にをきそめて

風吹ことに物思うへく

忠孝

又三郎忠行

351

「正文在文庫」

其表爲見廻、徳永式部卿法印、宮木長次〔豊盛〕兩人被指越候、

長く在番、辛勞之至候、仍道服袷被遣之候、猶奉行衆年

寄共かたより可申候也、

〔慶長三年〕

八月廿五日

〔秀吉〕

「御朱印」

嶋津〔家久〕又八郎〔久〕

〔本文書ハ、「旧記雜錄後編三」四五九号文書ト同文ナリ〕

352

「正文在文庫」

態被仰遣候、

一先年五里三里之間、日⑩ニ物見を遣、様子見計、其機

遣肝要候、今度蔚山へ取懸候刻も、敵之様子不知ニ付

而、のせ事之様ニ仕成由候條、毎事機遣不可有油斷候、

一來年又動之儀、可被仰付候、然者、半切之楯、數多令

用意尤候、敵半弓一儀と相聞候間、手毎ニ楯を持せ候て可然候、

一城々普請弥丈夫ニ申付、可致在番候、猶德善院、増田(安以)右衛門尉・長東大藏大輔可申候也、

正月廿七日

○(秀吉)「御朱印」

羽柴薩摩侍従

嶋津又八郎

(本文書ハ「旧記雜録後編三」三六九号文書ト同文ナリ)

「正文在文庫」

追而被仰遣候、大明之人數、自朝鮮五日路も、六日路も、此方へ罷出、於陣取者、懸留則對陣を取、急度可令注進候、此方御留守之儀者、秀頼ニ江戸内府(家康)・加賀大納言(利家)・越後中納言兩三人を被付置、其外之御人數者、自御跡追々可相越之旨、被仰付(原勝)、御自身廿騎三十騎にて被懸付、被成御渡海、即時可被討果候條、其中者聊余之動不可仕候、先年可被成御渡海と思召、既御馬迄釜山海へ雖被遣

候、各依相留無其儀、于今御無念思召候、此度之儀者、

注進次第、富士白山愛宕八幡も照覽候へ、可被成御渡海

候、然者、各船ハ有次第、爲御迎、右注進之御返事不相

待、至于名護屋可指越候、早速爲可被懸付、自大坂名護

屋迄之間、浦々泊々ニ、早船次舟次馬、早被立置候條、

海陸共ニ不移時日、可爲御着座之間、可得其意候也、

八月十日 ○(慶長二年)「御朱印」

羽柴薩摩侍従

嶋津又八郎

(本文書ハ「旧記雜録後編三」二八四号文書ト同文ナリ)

354 「正文在文庫」

朝鮮四ヶ所城ニ被籠置候兵糧之事、爲其城主、當米ニ入替被差渡、可有御成敗候間、其節諸勢御兵糧可被下候條、可成其意候、猶寺澤志摩守可申候也、

九月十日 ○(文祿四年)「御朱印」

嶋津又八郎

「正文在文庫」

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五二六号文書ト同文ナリ〕

大明勅使渡海候者、各事も人數殘置、可令歸朝之由、雖被仰遣候、先く重而御一左右迄、其城ニ可在之候也、

(文祿五年)

五月廿八日

(秀吉)

○「御朱印」

嶋津又八郎あ

「正文在文庫」

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」七号文書ト同文ナリ〕

其表長く在番、辛勞不被及是非候、仍小袖一被下候、猶毛利豐前守・平野新八郎可申候也、

(文祿五年)

正月十六日

(秀吉)

○「御朱印」

嶋津又八郎あ

(家久)

「正文在文庫」

〔本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五八五号文書ト同文ナリ〕

爲當番手相殘儀打續辛勞之至候、其許様子慥被聞召届候、委曲岡田勝五郎ニ被仰合候、今度之念劇、是又具可相達候、弥屬靜謐候、不可有氣遣候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔・山中山城守可申候也、

八月廿八日

(秀吉)

○「御朱印」

嶋津又八郎あ

先日以飛札申上候、相届候哉、福島殿同道仕、去十六日大坂へ罷着候、即山口勘兵衛尉殿も、從伏見被相越、無殘所儀候、福嶋殿・勘兵衛殿被成談合、關東へかろき仁差下、致上着候やうす、本多佐州迄申候て、可然之旨被仰候間、市來八左衛門尉申付、明日十九日差下申候、

(正則)

内府様來年者方惡候間、シハスニハ必可有御上京由、勘兵衛殿被仰候、不思議なる儀にて、内府様當家へハ御最員のよし、勘兵衛殿物語細く承候、弥安堵仕候、此上

(家惠)

○(關字)

御ぬきあるへき事をハ不存候、我等罷上たるうへハ、何事も無御疑心、御國之御置目迄を御談合尤候、若輩乍不似相、上方之儀共相調可申候間、御心易可思召候、昨日十七日にハ、福嶋殿被成御振舞、殊外御慇懃なる様子、不及言語候、勤兵衛殿も同心申候つる、秀頼様御側衆歴々御出候て御取持、外聞實儀不可過之候、福嶋殿御懇之段、こまかにハ難儀申候間、大方稅所次郎右衛門尉へ申聞候、我等宿も町屋にて、せはく御座候て、難儀候を御覽候て、福嶋殿兩所へ屋形一所を借給候、供衆なども、大略ハ屋形内ニ可罷居由申候、如此餘被入御念候間、以御使よくく御禮被仰尤候、我等罷上刻、國中之者共、皆く氣遣仕候間、此書面之趣、可被仰聞候、かこしまへも被仰越候て可被下候、猶次郎右衛門尉可申上候、誠惶敬白、

十月十八日

少將

忠恒 (花押 298)

進上

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一七二四号文書ト同文ナリ)

(義弘) 惟新様

(義弘) 龍伯様

359 「正文在文庫」

御案文

一 龍伯様 (義弘) 武庫様御事、聊分を不奉存、可抽忠孝儀、尤

不新雖順儀候、平生之存置も、我等就進退、御兩殿

様より、縱無理非道之雖蒙御噉候、不違孝儀、爲拙者

毛頭不可成鋒楯之企心底、當時世上無心許時節候間、

弥此憤甚重候、いかやうの忠節之仁たり共、於逆儀之

諫者、曾以不可致同心候事、

一 御家相續之儀、御兩殿以御分別被仰付候、寔一世な

らぬ面目、此等之御高恩、以何事可奉報候哉、内く對

御家惡逆之仁在之而、御兩殿別而御心遣之段、連く

ふかくと被 仰聞候、片時も無忘却候條、如何様以

時節令誅罰、御家安泰之可勵忠貞候、然者、彼輩へ入

魂之衆、向後糺輕重、銘々可處嚴科事、

一惣御家中定 御兩殿被召仕人數、又我等可召仕衆、當分ハ可相分候、因茲人々心持可入事候、拙者事者いづれをわかす、諸侍同前ニ可相守候、勿論奉公之淺深[◎]より其賞罰者可在之事、

右條々、各以同心士卒皆令歸腹、御家繁榮之調儀、可爲本望候、此旨於僞者、

「末ナシ、本マ、」

(本文書ハ、「旧記雜錄後編二」一二九三号文書ト同文ナリ)

360 「在文庫中」

龍伯様へ御進上之御書草案

今度我等上洛之儀、富隈衆中頻雖被相留候、當家[◎]之忠節 龍伯様御奉公、深々ニ存候故、不罷留候、重々以神職如申上候、奉背 龍伯様、身持を存事にて毛頭無御座候、此段ハ重而雖不及申上候、昨日誓紙之草案懸御目候刻、何事も不任御意罷上候事、忠孝相缺たる由蒙仰、驚

存歎息仕候、惣別我等罷上候儀、從最前無御所好とハ、

自然承得事も候つれ共、遮而者不被仰聞候故、其申わけも無之候つる、縦被仰聞候共、爲國家之候條、存寄儀者申上候ハて不叶儀候、心中之無誤儀者、任天命置候、以右之趣、背御意不申旨、可被聞召分事所希候、若其儀於無御座者、家之忠儀 龍伯様爲御奉公、罷上候事も徒ニ罷成候、殊我等心中不存別儀とハありなから、於被思召殘者、天道もいか、ニ候間、且身上の祈禱、且爲安堵候、偏御納得奉仰候、猶口狀ニ申合候間、令省略候、誠惶誠恐敬白、

八月十一日

(本文書ハ、「旧記雜錄後編三」一六八一号文書ト同文ナリ)

361 「正文在文庫」

去廿日駿府打立、同廿五日江戸へ下着仕候、則從^(秀忠)御使、加之翌日ニ者、八木千たハラ被下候、誠以忝儀ニ候、色々被付[◎](關字)御心候事、外聞實儀不可過之候、殊駿府

より江戸迄者、道橋など新被作續候、江戸へ參着之時者、町々辻々ニ奉行を被付置、むさと往來不仕様被仰付候、種々御念入たる事非大形候、然者、今日廿八日、致御目見得候、御仕合無殘所宜候、満足仕候、御城承及候より結構之様子ニ而候、惣別御下知よくしまりたるとみえ申候、隨而爰元逗留之儀、何共未知候、定近日中ニ者御暇可被下と存候、先右之仕合爲可申上、彼稅所木工允差上候、猶追々吉左右可申入候、恐惶敬白、

八月廿八日

陸奥守

家久(花押¹¹⁹)

進上 龍伯様

(本文書ハ「旧記雜録後編四」七三五号文書ト同文ナリ)

362 薩摩船九端帆

中乗九拾四人

加子拾壹人

朝鮮人廿四人

船頭

志摩助

合百三拾壹人

右之船令歸朝候、無異儀可有御通候、以上、

四月十六日

嶋津又八郎判

船手御奉行中

363 忠恒公

御袖判之御書付壹通

右市來神川之志广助子孫正兵衛致所持候、此節召出候付、御記録方へ吟味被仰付候儀者、先年一統之御判物改之節、御記録方へ差出、御用相濟被返下候、右判物、其許浦役兒玉市左衛門へ相渡遣候條、疎略ニ取捌不致、尊敬仕置候様、正兵衛へ可申渡置候、以上、

亥

四月朔日

御船奉行

日向喜兵衛

堀 孫太夫

364

「平嶋甚右衛門藏」

當春之慶事珍重候、仍其已來不能書信背本意候、去年中
之赤國懸御動手柄に取紛、好便之刻も傳言さへ不令申候
段、先年之芳志忘候哉、聊非心底ハ疎略候、遠境之故、
其邊之儀も不相聞、切々嗜迄助次無爲候哉、床敷候由申
度候、將又、乍輕微綾子一卷・銀子一枚進之候、寔音信
之驗迄候、於様跡者、本田源右衛門へ申合候間、不詳候、
恐々謹言、

正月十九日

忠恒御判

臨也

床下

365

〔平嶋甚右衛門藏〕

下國已後者、遠境之故不申通、疎遠之儀非本意候、舊冬
者夏已來之懇志ニ付無忘却候、先以無事ニ令渡海、祝着
此事候、此國之消息一日とても難栖在所難堪可有推量候、
定而其許者小歌などにて遊覽之想像計候、助五遙々被相
隔、床敷存候、便宜之刻者、其表之儀示給度候、責而書
狀ヲ以成共見て、住吉邊之事を思ひ出し、心を慰可申候、

追々在津中夫婦之入魂、無比類儀不斷申出計候、女房衆
たちへよく傳達頼入候、恐々謹言、

霜月廿四日

忠恒御判

臨也老

床下

366

頃春雪之珍らかなるを、龍伯様入御詠吟御歌被遊、隨
之各詠歌共從富限送給候、御返歌なくてハありかたく候
間、當所衆江茂少と申觸候、然者一兩詩相加候者、可爲
珍重◎候則 龍伯様之尊詠書付進候、必和韻待入候、不宣
武士の心ひかる、梓弓

春とはいわし今朝の白雪

仲春初六日

忠恒御判

廣濟寺

玉机下

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」二四六九号文書ト同文ナリ)

367

抱節

忠恒

この比者、世上之物沙汰打絶たる跡、當時「因貞」比紀、「政近」鎌雲な

とも無出仕候、其方あさことの出仕ニて候へ共、うちあ
ひ候ハねハ、談合とも無之候、とかくく無油斷やうニ
簡要候、かしく、

368 其在番之由、辛勞之到候、時分析之儀候間、無緩勤番

簡要候、此方へ可被相越儀、此節者無用候、用段於有之
者、從是可申越候、仍庄内之儀、先差越使者、下城之儀
申聞候、於無承引者、可及發向地盤候、猶追而可申候、
謹言、

五月八日

忠恒〔花押29〕

抱節

369

比志嶋宮内少輔御仕置被仰出候砌 慈眼公仰出

覺

▽一少年之時、從 太閤公家督之儀被 仰出、高麗江相渡、

萬事無案内之處、龍伯公 惟新公被仰談、伊集院下

野入道抱節・鎌田出雲守・比志嶋紀伊守を被相付、朝

夕側をはなれず、内外共可然様ニ精を入、就中伊集院
右衛門^{〔忠棟〕}太夫入道幸侃、誇威勢國を傾んといたし候を、
右三人見及、龍伯公 惟新公江奉得御内意、諸人幸
侃^{〔江〕}心を合せ候ハぬ様^{〔三〕}と回計策、高麗より歸朝以

來、國之仕置等念を入、別而石田治部少輔亂劇已後、
國家あやうく成行候時も抽忠節、道をた、しく相守候

故、國家無異儀安全、當家之中興誠^{〔三〕}其功不可勝計
也、因茲、比志嶋宮内少^{〔國隆〕}輔^{〔ナシ〕}事、前かた不相馴、心中

之邪正を雖不知、紀伊守跡を重んじ、家老役申付候處、

無^{〔智〕}無能にして、背舊政^{〔專〕}、新儀、我志之所之にまか

せ、蓄金銀愛酒女、且又内者殺害等を輕し、無道之驕

有之^{〔候〕}間、誰人^{〔見〕}せしめのため、種子嶋へ令流罪、

命を助置候^{〔得〕}共、生れ付不神妙之間、我惡を悔分別

を改、重而可抽奉公志者無之、還而催惡黨讎をいたす

へき志連く顯然候間、令行死罪候、自此方義理者不違

候處、右之惡心故天罰不遁候事、

▽一山田越前入道理安事、先年大友家催六ヶ國之軍兵、日

州表へ取懸候處、爲高城之主頭、連々城を可持覺悟有

之候故、始叔父中務少輔歴々令籠城、於彼地支留、

龍伯公 惟新公其外薩隅日三州之人衆不殘〔指〕合、安

否之合戰有之、而被得勝利、全并三州加之九州大形雖

屬幕下、太閤公天下之大軍を引卒し給ひ、日向、肥

後兩口より押入せられ候處、又於高城相支、彼地〔二〕而

和睦〔二〕成候、然處肥後表者、出水より早々使を出、義

虎 太閤公へ被申入、何之子細〔茂〕なく川内迄押入せ

られ、無正躰候故、龍伯公被成落髮、太閤公御陣

へ御參候而、當家相續候、それより以來理安事、龍

伯公御家老役被仰付、別而被召仕候事、

一三原遠江入道昌〔安〕事、抽奉公、依〔而〕義士、御家老

役を被仰付由、古來之衆物語委聞傳候、不幸にして子

孫斷絶之故、其跡を同名備中守〔二〕被相續候間、近

年家老役申付候事、

以上

十二月晦日

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一九八号文書参照〕

370 「雜抄」

一比志嶋宮内少輔殿へ、寛永五年正月 中納言様自江戸

御使、大野將監殿、高崎玄蕃頭殿兩人を以 御意惡敷由、

正月廿七日ニ被仰出候、則同廿九日ニ熊之タケ江入寺、

ヤカテ二月七日ニ使時同心ニテ谷山ヨリ遠島、

371 〔本文書ハ三五九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

372 「本田氏藏」

其許へ永々在京辛勞之儀、不及是非候、乍不申奥方之儀、

弥無油斷可入精事肝要候、將又庄内之儀、于今無相替儀

心遣之段、可被察候、併人數差出相働候間、近日中ニ落

居程有間敷候、從是追々可申越候、隨而ハ急度存松可差

上候間、相替可爲下向候、謹言、

九月十一日

忠恒御判

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」八七六号文書ト同文ナリ〕

本田六右衛門尉殿

373 「本田氏藏」

先度三原諸右衛門尉差遣候刻、細く申越候間、定可得其
意候、奥入弥治定之由候間、人數馬等之儀、早く渡海さ
せへきため、八木民部左衛門尉・關帖右衛門^{⑩尉}へ申含遣
候、若幸侃於上洛者、爲兩三人、兩人へ口柄聞届、折角
可入精候、少も於油斷者國家之滅亡ニ可相究、具ニ御狀
ニ達候間不書載候、謹言、

五月廿三日

忠恒御判

柱太郎^{⑩兵衛}〔左衛門尉〕殿

本田六右衛門^{⑩尉}・殿

相良新右衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」二二九号文書ト同文ナリ〕

374 「本田氏藏」

此表在陣之大名衆へ今度被成 御朱印、赤國御働之次第、
御人數備等被入御念被 仰下候、然者當手之軍役可爲壹
萬人由、被仰出候付而、人數立増候儀申遣候、就中鹿兒
嶋方格之儀、爲兩三人入精、七月中必參陣候様ニ可申^{⑩渡候}〔越〕

簡要候、別而乘馬衆於無人者、外聞不可然儀候間、其才
覺題目候旨、幸侃へ申遣候^{⑩間}、定濱^{⑩之}市方、帖佐方・鹿
兒嶋方銘ニ可被相觸候、其地方格之人數并馬早く渡海、
此時^{⑩二}候、縱人數等丈夫ニ雖申調候、於遲陣者不可有其
詮候間、早速出船候やうに可申付候、惣別其地之儀遠慮
而已ニ在之候而、何篇於事延者、三人由事ニ可相究候、
猶三原諸右衛門^{⑩ナシ}〔尉〕へ申含候間、熟談尤ニ候、謹言、

五月十一日

忠恒御判

柱太郎^{⑩忠防}〔兵衛尉殿〕

本田六右衛門尉殿^{⑩正親}

相良新右衛門尉殿^{⑩長辰}

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」二二七号文書ト同文ナリ〕

375 「本田氏藏」

猶と謙雲事内存共候て、談合所へハ罷出ましき由候、

然者何篇秘書内談候へと申事候、就中支配かた功者

之儀候而、別而談合専用候、兩人も可得其意事肝要

候、自然秘書手前繁多候て、大かたニ候者爲兩人、

謙雲へハこまゝ内談尤候、以上、

今度就奥入、支配之儀申候、圖書頭・謙田出雲守差越候

様子熟談候而、可然やうに可入精儀此時候、定秘書雖可

爲演説候、別而心遣之儀候間、令書載候、支配之儀連と

抽奉公之眞實候、衆人ハために成候やうに可入念候、爲

其配當衆使筆者いづれも以分別申付候、若公儀を蔑いた

す者共同前ニ候ハ、後日無面旨禰可申理候、此段秘書

へも堅申候間、爲兩人配當衆使銘と可申聞候、謙雲へこ

まかに内談候へと秘書へ慥申候間、得其意肝要候也、謹

言、

十一月廿四日

忠恒御判

本田六右衛門尉殿

(正親)

相良新右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一三八号文書ト同文ナリ)

376 其已來不申通候之處、此度栗野迄爲音信着物送預候、

令祝着候、殊我等爲祈念御神前至、別而參籠之段、御

大儀難申謝候、弥御祈念頼存候、就中 武庫様長と御

在陳、御留守之儀、栗野御見廻雖無申迄候、御入魂肝

要候、萬と重而可申候、拙者渡海之事致延引、何とも

心遣迄候、猶期後音時候、恐と謹言、

又八郎

九月廿日

忠恒判

神鏡院

御同宿中

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一三七号文書ト同文ナリ)

377 尊書拜見仕候、先以今度普請申付候處、各進候間快存候、

就其、弥分別共可入由被仰聞候、忝奉存候、仍具足ちり

取之儀申下候處、無異儀豪仰恐悅候、然者、日執月から

の儀、いかにも念を入相尋候て、彼是可申上候、誠惶敬

白、

八月廿七日

少將

忠恒(花押298)

「アテナシ」

378 『久不能書信多積候、扱々去年濃州敗軍之刻、家頼之

者共馳散候處、別而入魂候いつる由、委曲令承知感入候、世間之見合茂可有之にと、内々存忝事候、殊ニ御

家門様被成御哀憐、五六人被御拘置候者共、御暇不申達罷下候由申付而、不遂對顔候、此等之儀茂、其方入

魂之由候、先以為禮詞如此候、猶期後音候、謹言、

五月六日

薩摩少將

忠恒御在判

道正宗固

379 「真本在河上二郎左衛門家」

急度令啓入候、先日者龍伯上洛ニ相定候由申上候處、頃

弥相煩可罷上躰にも無之候間、先我等上洛仕事候、從舊冬龍伯上洛之用ニ付而、我等儀者緩々と候つる處、俄打立申故、諸事不辨さ可有御推量候、何も三月中ニハ可致上着と存候間、以面上可申承候、恐惶謹言、

「慶長七年ナルベシ」

二月十七日

羽陸奥守

忠恒

380 「真本在河上二郎左衛門」

此比從 御家門様度と被成下 御書候、其後從是依無便

宜候、御禮申後誠背本意存候、就中内々奉頼候薰之儀、

被入御精早と出來申忝候、雖勿論之御事候、無比類儀絕

言語候、折々燒申候て難旅之、忘窮屈申候、扱々毎度如

申上候、奇特なる御在國にて候處、其許不罷居候而、何

事も存之外候、此表之儀も開陣候様ニ申候而、近日致歸

國、彼是可申上と相合候處、其儀も相違候て、無何共在

旅之躰候、定御歸京も程有間敷と奉存候、尤御満足者雖

無是非候、其許被成御座候中ニ、罷歸度念望ニ候へ者、

382

(本文書ハ三四八号文書ト同文ニツキ省略ス)

新納武藏入道殿

正月三日

忠恒御在判

年首之吉慶珍重々々、永々在洛老躰と言辛勞之儀候、然者其許、當時 龍伯様御下向之由候間、何篇無緩様被入様在番之儀尤肝要候、此堺無事候之條、可易意候、恐々謹言、

381

以上

進藤大藏太輔殿

七月十七日

嶋津又八郎 忠恒(花押296)

御歸京もちと相延申候へかしと存候、御氣ニ入間敷書面、憚多候へ共、心底之通申顯候、急便候條、委不申入候、如態可申上候、此旨宜預御取成候、恐々謹言、

385

連々從是社無沙汰候處、此方爲見廻預使僧、申後背本意存候、抑此國之儀、當時新子細無之候、幾度も如

比紀

本六

急用ニ付而、三原舍人佐差遣候、於様躰者、含口上不能詳候、富隈御留主衆、帖佐御留主衆江令相談、不可有油斷候、謹言、
〔慶長六年比力〕
八月五日 忠恒御判

383

其以來無音候、仍其表之儀、惣別慥成儀不相聞何篇不審候處、度々入念書狀共到來、具得其意候、弥奉公之儀、無油斷以心懸、内意共可入儀者切々注進可爲喜悅候、向後進退之儀、別而可然可申付候間、可心安候、謹言、

五月五日

忠恒御花押

本田六右衛門尉殿

申候、平生之御懇祈故、手前着令在陳候、弥被成精誠
國家安榮之儀所希候、殊來年又可爲御勳旨、近日被成
御朱印候、就其ても別而信心之外無他候、猶期後音令
省略候、恐と謹言、

五月七日

忠恒判

大乘院

玉床下

386
、以上

留主中祈念等就在之、札守并勅作之燒物・筆到來、令
祝着候、各丹精之奇特を以、爰元無別儀候、彌祈念之
儀頼入候、尙追而可申候、恐と謹言、

五月九日

忠恒御判

成正院

以上

387
、其後者不申通候、仍此表當時無相替儀候、然者連と
依被成懇祈、數年之在陣無吳儀珍重候、遠路故切と不

能書信、背本意候、抑武庫様御煩ニ御祈禱之儀、申越
候、別而可被抽精誠事、頼存候外無他事候、恐と謹言、

七月廿八日

忠恒御判

大乘院

玉床下

388
、以上

就在陳、別而被逢祈念等、札守到來令祝着候、毎と精
誠之以功刀爰元無吳儀躰、満足此事候、弥無油斷可被
抽丹精事、尤肝要候、恐と謹言、

五月三日

忠恒(花押²⁹⁵)

諏訪座主

389
先日荻原寺□書狀具令披見候、然者連と此方祈念之

儀、無懈怠候哉、左様之功德を以、爰元除災安全之儀、
誠令満足候、弥以可被抽丹精事頼存候、將又我等爲祈念
候者、然との出家衆江七月行を頼申度候、其許先例ニ被
成入魂頼入候、隨而者此表いづれも無何事候條、可心易

候、猶期後喜候、恐と謹言、

二月廿五日

忠恒御判

大乘院

390 又申候、此比鎌雲かたへ 龍伯様・われもふる舞にて候

つるに、折ふし庭前へうくひす木すへをつたひ、つれな
くとをり候へハ 龍伯様、

軒ちかくこと問ひきてもうくひすの

なかくて過ゆくことをしそ⑩「おも」ふ

かよふにあそはし候へハ、驚もやかて啼いて候、きとく

なる事と申計ニ候、其外歌共御入候つれとも、又く、

二月十日

忠恒御判

比紀伊守

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一九〇九号文書ト同文ナリ)

391

「飯野満足寺文書」

家久公御若年之時の御狀

一段ミことなる切にて候、さらハ尺八之袋をぬハせ候て

可給候、則尺八もたせ「進」⑩候、猶この人申へく候、

十六日

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一一二五号文書ト同文ナリ)

392 『』雖無指事、題目的使之序令啓候、其許如何様之事候

哉、御息成長候哉、來春者紋爵被申尤候、禁中邊其外、

爰許無事候間、可御心易候、將亦、單物貳領、乍輕儀

相添書狀候事候、平左衛門尉可令演說候、かしく、

六月廿四日 信尹

鹿兒島少將殿

393

貴札畏致拜覽候、仍從

武庫様之御書、遮而贈給候、忝令頂戴候、高麗弥以御無

爲御入候段、令承知、御同前日出度奉存候、尙餘者期後

喜之時候、恐惶頓首、

久四郎

三月四日

忠清判

忠恒様
人々御中

394 (本文書ハ三六六号文書ト同文ニツキ省略ス)

395 (本文書ハ三六五号文書ト同文ニツキ省略ス)

396 (本文書ハ三六四号文書ト同文ニツキ省略ス)

397 漸可爲上着候間、其許之様子爲見廻、從 惟新様飛

脚被仰付候間、用一封候、如何様ニ可相調躰候哉、委

承度候、猶期後信候、恐々謹言、

六月十一日

家久御判

成正院

床下

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」四七五号文書ト同文ナリ)

398 『蓮金院并廻向院相調由、以堀小左衛門尉注進之旨玆

重候、弥被入精尤候、其許別而辛勞^⑩〔之〕由承届候、隙
明次第下向待入候、此邊相替儀無之候、委細小左衛門
尉可申候、恐々謹言、

九月廿四日

陸奥守

家久御判

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」五〇三号文書ト同文ナリ)

成正院

床下

399

將又帷子五進之候、書信之驗迄候、以上、

其地永々逗留、辛勞之至候、作事何分出來候哉、涯分被

入念肝要候、頃琉球へ人衆差遣候、順風吹續候間、漸可

爲着岸與存候、其外無相替儀候、其元障明次第、早々下

向待入候、恐々謹言、

三月廿二日

家久(花押¹¹⁹)

成正院

机下

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」五五六号文書ト同文ナリ)

400 今度聖家衆、以談合光明眞言溫座五壇之護摩被修之由、

爲悅之至候、如此被抽懇祈之故、一門皆々息災候、聖家

中へも、此等之由能々禮申度候、猶期後音之時候、恐々

謹言、

十一月十三日

中納言

家久(花押300)

大乘院

案下

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五七九号文書ト同文ナリ)

401 己上

其以來令無音候、仍爰許 公義仕合無殘所候間可御心安

候、留守中之儀も皆々息災候由令満足候、節々御祈禱之

札相達候、懇祈之故此地國元何も無爲、令祝着候、將又

諸白大樽一進入之候、書中之驗計候、恐々謹言、

極月十九日

「イニ廿九日トモ」

家久(花押299)

談儀所僧正

玉案下

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一七二号文書ト同文ナリ)

402 『水引執印文書』

昨日者此方迄預御尋候之處ニ、殊外致沈醉、即不遂參會

候之事、不及是非候、委之旨爲可申述如此候、恐々謹言、

「天正ノ比カ」

正月十二日

家久(花押301)

執印河内守殿

御宿所

403 己上

遠路爲見廻被差越使僧令祝着候、殊卷物三到來、懇勸之

至候、弥祈念之儀憑存候、猶期後音不能一二候、恐々謹

言、

九月廿日

家久御判

大乘院

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一七〇一号文書ト同文ナリ)

404 「正文伊地知權左衛門藏」

家久

たにふかき梅のこすゑも春を待

こゝろときあるさかり成けり

晴くもる雪けの空もさえくて

ことぶきや猶そふるさかつき

昨日、めいてひのあまりに一首をくり申候、かしく、

十二月六日

405

猶と女はう衆いづれもくこゝろへ申度候、かしく、

この比ひせん守やうくまいり候て、たうらいうけ給候、

ゆたんなくてならひこと御⑩行「ひ」き候へく候、らいねんハ

やかてくたり可申候ま、御まぢ⑩候へく「可給」候、此ことちつ

ゝミ、この方にてこしらへ候間、しかくなく、まつを

くり申候、やかて又この中のこと⑩ともゆわひなをし、こ

れよりわさと人して可申候、又とかしく、

七月廿七日

江戸より

菊もし

まいる

いゑ久

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五五五号文書ト同文ナリ)

406

猶くをちま衆二人にて候するくかしく、

けふハさしきもせハく候ま、ね、いまこ・おちか・

あや、つまこもしめしつれ候て然へく候、やかて參候す

るま、まいらせ候、又とかしく、

八日

いゑ久

▽
菊もし
△

菊もし

まいる
申給へ

407 態用飛札候、仍肥後之儀可相替様風説共候、其表何分取

沙汰共候哉、實儀難計候へ共、先く爲心得如斯候、縦如

何様之出合⑩候共、境目之儀、諸事無緩可被申付事肝心候、

不寄何時新儀共候者、早く此方へ被申越候へ、以其上致

分別、様子可申付候、不可有油断候、恐く謹言、

十一月廿四日

家久

樅山權左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜録後編四」五二〇号文書・八八〇号文書ト同文ナリ)

408 「正文在猪俣氏」

返く此方吉日にまちいりく、かしく、
久しく文にても不申候、吉日したいに此方へ、おや子と
もに御いてまいらせ候、さためてせいしんたるへく候、
其内にちと參候て、けんさん申まいらせ候、又かしく、

『ウラニ』
むもし

まいる

いゑ久

より

八日

409 「正文在猪俣氏」

返くやかて又申まいらせ候、かしく、
しけく御ひきまいらせ候、とかくしつかにひき申候、
よくくむすめもひかせ候て、新さうよくくことをし
らへ可申候、しらへかはり其心得候へく候、めてかしく、

410

「正文在猪俣氏」

返くむすこ、むすめともいつれもくとしつもり、
ひとしほさかしく御入候て、うれしくせんし候、御
すいまいらせ候、

『上書』
むもし

まいる

いゑ久

年のはしめの御よろこひ、いく久しくいつくよりもめ
てたくせんし候、さためて御わかやき候ハんとおしハか
り申候、このよしはやくしく申候ハんと、一おりにく
こん、御ゆるゐるのために送り申候、くわしくこのつかひ
申いりまいらせ候、めてたくく、かしく、

十二月廿四日

さつま守

いゑ久

『上書』

いもと

まいる
申給へ

411 「正文在猪俣氏」

返くやうしやうゆたん有ましきよし、申度候、かしく、

あら玉のしうけん、めて度申候、霜月八日の文、しんさうはつらひ然くなく候よし、たうらい無心元候、さんこの事にて候つる、くすりもきくかぬるらし候、やかてよく候はんと思ふ候、かい(滙分)ふんやうしやうゆたん有まし候、こゝ元も一たんとしつかなる春にて候、はやくたりもやかてたるへく候間、鶴丸事も、まつ此使いそき候て申候まゝ、又とかしく、

正月五日

中納言

「上音」
ひかし
むもし
まいる

いゑ久

412 雖未得尊意候、令啓候、仍先日御急用之儀御座候而、駿

府・江戸へ使者致進上候、彼者共其節依躰參上仕、様子

可申入之由申下候、其通ニ御座候哉、若又忙敷儀候而直ニ罷通候哉、無心許存候、大阪之儀不慮之出来不及是非候、御隣所之事候間、諸事御心遣奉察候、然者從關東之御行如何有之御事候哉、遠國故未承付候間、此元へ被仰知度候、當時之御様子爲御見廻如此候、恐惶謹言、

十月廿五日

嶋津陸奥守

家久御判

左衛門督様

參人々御中

413 日向國飯隈山之儀、往(音昔)古(音昔)以來先達役仕候由候處、近年

如何候哉、闕如之由候、從當年者如舊規相勤度由、被申候間、聖門様御前、可然様可預御取成候、恐く謹言、

五月廿八日

羽柴陸奥守

家久御判

雜務坊

(本文書ハ「旧記雜録後編四」三六〇号文書ト同文ナリ)

414 年首之吉兆多幸々々、不可有盡期候、此等之爲祝詞、太

刀一腰・馬一疋・小袖一重、懨懨之至候、此地萬事無相

替儀候、將亦爲何嗜之儀共候也、學文無油斷被相勤肝要

候、猶期來音候、恐々謹言、

正月十五日

家久御判

又八郎殿

415 爲端午之祝義、帷子單物數十被相贈之欣然候、猶酒井阿

波守可述候也、謹言、

五月三日

秀忠○

(墨印)

薩摩

宰相殿

416 爲重陽祝儀、小袖三被贈之、欣悅候、猶酒井備後守、青

山伯耆守可申候、恐々謹言、

九月六日

家光 (花押 335)

薩

宰相殿

417 新春之吉兆多幸々々、不可有盡期候、仍其許無事ニ候覽、

此方同前候、夏初ニ者、諸大名衆御暇可被出候由候間、

歸國之節萬々期面候、謹言、

正月五日

家久 (花押 300)

伊集院右衛門佐殿

(久國)

418

『親筆懷紙見玉四郎兵衛家藏』

家久

幾とせの秋はきぬめり七夕の

あかぬ契りの妻やとふらん

絲竹のふたつのしらへ逢ことの

たえぬやほしの手向成らん

あけゆかはうきものからの星合も

しはし旅ねの床のうへかな

今宵しも妻まちわふる彦星の

更ゆくそらの月やめつらん

久堅の空に八重立白雲の

なかれや天の河瀬成らぬ

名残あるかさしやすし織女の

手枕かはす袖のうつり香

銀河時は來にけり我もけふ

雲井の秋に まちえて

『親筆短冊全』

みな月の名残涼しきあかしかた

夕浪さそへ松の下風 家久

(本文書ハ四〇二号文書ト同文ニツキ省略ス)

『ウラニ』

廿一日

「御下さま也」

いもし

返事

より

いゑ久

先ほとハ御せうそ「消息」こ「承」うけ給候やうにおもひより御さ候ま

ゝ不申候へは、いか「陰」、かけ事のやうにくちをししく候間申

候、よきようにかつてん「合点」まいり候へかしと存候事候、下

野守殿事ハよきも御入候ハぬあひたの儀候間、ゆく末長

久に候やうにと存候事候、いつれもめん「面」にくハしく申候

へく候、又々、かしく、

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二四四号文書ト同文ナリ)

「ウラニ」寛永八年七月八月十六日カ

「公ノ御妹久元室御下様也」

いもし

まいる返事

いゑ久

夜ぜん御せうそこのとをり、くハしくうけ給候、下野守

殿、せいしのとをり、かやうに御文候ハてハにて候、江

戸にても兵部へ申候、内儀「儀」とも御入候する事をたんかう「談合」

可申候、誰とても人の心はこゝろくにて候間、心中

之事をうけ給候へばこそをちつき申候、いらいともに別

儀有ましく候、人くちいろく申候間、うけ給たる事候

ハ、いくたひも可申候、三人あひやく人の事にて候間、

こゝろくと見え申候、たんかうなりにて候すると、

恐るゝ世上とりきたさまなる事にて候、さて内儀をうけ給候ハ、ひせん守・ひた守までうけ給へく候、又こかしく、

「按ニ寛永六年七月吉日、喜入撰津守忠政・伊勢兵部少輔貞昌・下野守久元・三人誓紙有之、其趣者、御子様方大勢候得共、御惣領様を專可奉守無由儀ニ、御兄弟御中あしきやう申成候輩ニ致同心間敷など、の事共五ヶ条なり、此家久公より御妹お下様へ被進候御文も、其時之事ならん、右誓詞之年間ニ載せ置けり、尚考ヲ俟、」

422

「嶋津内膳久兵衛書中下同」

返くさそく心つかひたるへく候、これよりそん(存松)しやう申事候、くかしく、

はんしやうのよし候て、御せうそこ詠めいり候、一たんとそくさいの事にて候、さてくきやうふ、ほうそうあしく候て、これより心つかひ申候ところに、やうくこの比よく御さ候よし、めて度思ひまいらせ候、よろつ又くかしく、

六月七日

ゑと方

423

▽[○] 正文在島津内膳久兵

猶くくこんゆわひのしるしはかりにて候、く(帖佐)ちうき 御返事 いゑ久

あらたまる春の御ゆわひとして、一ふてとりむかひ候、此方一たんそくさいの事にて候間、御心やすかるへく候、さためにかちきへ御いて候て、まりはこ御うち候ハんと存候、やかてくたり申候て、いつものやうになくさミ申度候、やかて下向申候て可申候、めてたくくかしく、

424

▽[○] 正文在島津内膳久兵

正月廿五日 / ゑとより
ちうさま まいる申給へ いゑ久
猶と菊の花さかりたるへく候ま、一首をくり申候、くかしく、

猶と上かたよりして申へく候、かしく、

ちうさ
まいる人々
申給へ

いゑ久

五日

より

こん日の大雪、その方いかと思ひやり候、まいり候て申候するを、明日の事にて候間、まづ申候、又とかしく、

猶と明日こそまいり申へく候、かしく、

正文在島津内膳久兵

ちうさ様
まいる申給へ

いゑ久

廿二日

より

思ひよらさるに、一首をくり給候、きとくなる御事ともと、一しほけふはさひしく御入候よし、御歌にてなくさミ申候、とりあへすく御返歌申候、いかおかしく候、やかて又此方に御こしのおりふし申へく候、又とかしく、

一筆とりむかい候、御文給候つる、たしかにと、き詠めいり候、まづきのふ五日御いとま給候、ことに世にもまねなる御こしの物、御うま二ひきはいりやう申候、まんそく申候事候、三日中、上かたのことくのほり申候へく候間、ほともちかく猶く申候へく候、さためて、かちきへも御見まい候らんと、そんなしやり候事候、又とかしく、

||

さ月六日

江戸より

ちうさにて

誰にても

いゑ久

ゆめのやうにこそおもひ申候事候、さためてちうさにては、やうしやうもめし候はん、おもひ候へきのたね、そんなしはかりにて候、やうくあとの御いと「本ママ」なミたるへく候、涙の雨そてをくたすはかりにて候、さて藤次郎殿、あたしよのありさま、まことしくもお

もひ不申候、このほどちと心あしきやうに申候間、いかゝとは思ひ候つれ共、かやうの事は中くやうくはたちにごそあまり候するに、ことさら世中の事も見候へて、いまに一しほのこりおほく候、さそくうらめしくおほし候らん、申ても申つくしかたく候、ふんこの守とのも此方に御入候て、しかくやうしやうも御座候ましく候、申事なく候、かしく、

7

五月十一日

ゑとより

ちうさにて

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」三〇七号文書ト同文ナリ)

428

返くはこを御うち候ハぬ事のミ思ひ事候く、かしく、

わさと御せうそこ詠めいり候、うちつゝき、てんきよく候て、これまで参候事候、山ふしどのも一たんそくさい

429

にて候、御心やすかるへく候、やかてまかりくたり候するまゝ、御めにかゝり申候へく候、かちきへも御見まひたるへく候、よろつ又々かしく、

廿七日

中納言

ちうさ

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」八〇九号文書ト同文ナリ)

返くやかてかちきへこし候するまゝ、御いて候ハゝ、被爲申候、かしく、

くたり申候てよりハ、御うとく敷候、かちきまでハマいり候へとも、御めにかゝらす候、この比ハ一しほしんてんの時分にて候、やかて秋のかせもたち候ハゝ、空もよく候するまゝ、まいり候て申へく候、此ひとへかたひらよくも候ハね共、くたし申候まゝ、しんし候、御酒ひとつ参候ハゝ、ほんもうたるへく候、よろつ又々かしく、

七月十三日

中納言

ちうさ

いゑ久

誰にても

まいる
申給へ

(本文書ハ「旧記雑録後編五」九三二号文書ト同文ナリ)

430

やかてくたりまいらせ候ま、くハしき事又とかし
く、

御せうそこのやうに、いせ丸なかくのはつらひにて候、
いろくやうしやうのよし候へとも、いまに然くとも
御さ候ハて、無心元候、其方御そくさいよし、めて度思
ひまいらせ候、こゝ元かハる事御入候ハぬま、御心や
すかるへく候、又とかしく、

七月十二日

京より

ちうさにて

まいる返事

いゑ久

(本文書ハ「旧記雑録後編五」七三三号文書ト同文ナリ)

431

返くかちきへも御こしのよしうけ給候、さいく
御こしまいらせ候、くかしく、

御しうそこのとをり、やうくこの比まいり御返事申候、

御こ、ちもよく御さ候よし、めて度候、刑部事、ゆく末
御たのみのよし、尤にて候、我らもやかてくたり申候ま
ゝ、参候てめて度申候へく候、御いとまもやかてのよし
申候、又とかしく、

三月十日

江戸より

ちうさ

まいる返事

いゑ久

432

▽[○] 正文在島津内膳久兵

御せうそこ詠めにいり候、うけ給候やうに、ゆくくは
かこしまにてこそよろしかるへく候間、さやうに尤候、
大もしたために、よきやうに御心はへおはしまいらせ候、
このたひハやかて下向申へく候ま、くハしき事、その
おりふし申候へく候、はるくとの御音つれ、うれしく
思ひ候へく候、又とかしく、

廿七日

あくねより

ちうさにて

御返事

いゑ久

433

しんし候、く、かしく、

此くき念佛、ほう州ふくろのためにとなへ、則心成佛のことハリ、阿弥陀佛のせいくわんあさからさるよし候まゝ、御申候て可然候、誰も別に無御座候、心しつかに御申候へく候、く、かしく、



いもし

まいる

いゑ久

434

一筆申まいらせ候、ま先つ、中將様も御きけんよく、爰元御立あそ遊ハシ、内匠とのも一所につれ御入候、かすく、残多さ、御す推もしまいらせ候、いよく大す隅ミさま

御道中御無事に候、

御機嫌能きけんよく、やかてく、そこ元もとへ御着つきあそハシ、

に賑きくしく御座候半さ候ハんと、を押しはかり斗まいらせ候、さ

つ道付まの守殿もおつ、け符こ、もとへ御通つきの事通にて候ハ

と、朝夕く符ま符ち入まいらせ候、こ、もとかハる事も御

座なく候間、もしも成人の事通にて候まゝ、御心やすく候

へく候、其後ハ文ともまいらせ候遠ハて、御物とをに打過

まいらせ候、なを、又く、かしく、

卯月十七日

嶋津

ふせん殿

こもしさま

まいる

下やしき

435

「嶋津内膳文書中」

詠梅交松芳和歌

龍伯

松かえにかハせるむめの匂ひこそ

千年のはるのかさしなりけれ

わかな

家久

としことに雪ま分來て天下

つむにたえせぬわかななるらん

賤か身のうきも忘れてわかなつむ

田面いろめく春ゆたか也

子曰

けふことに心も野邊にひかれ行

小松のかけや千代を見すらん

子のひして松の千年を吾か家の

ためしにひきてうへやをかまし

▽以上

去月八日の御札致拜見候、今度肥前國松倉長門守知行の百姓、きりしたん宗門蜂起之儀付而、重而預示候之通、得其意候、

一肥後〔國〕之内、寺澤兵庫頭知行天草^ニ候、右之黨類令蜂起付而、彼地者、御領分近〔候〕之間、堺目まで人數を被差越、御下知次第可有加勢之段、豊後御目付衆へ被相達〔候〕之由、承届候、然者彼表之儀、兵庫頭一分ニ而難〔討〕候ハ、細川越中守人數可致加勢之由、最前申越候、其上人も入候〔ハ、〕、從貴殿人數被差越、越中守家來と相談之上、加勢有之様と、先月廿^{〇六日}上使板倉内膳正・石谷十藏方迄、申遣候間、被得其意、右兩人被任差渡尤候、
一天草之儀、爲可被聞届、從其〔許〕使を^{〇元}差遣之處、右

之使其地^{〇江}いまた不罷歸付而、御注進延引之由、得其

意候、

一御分國中、〔切支丹〕^{〇きりしたん}宗旨之法度、堅被仰付、若〔亦〕^{〇又}、落來〔切支丹〕者、不遁之様、被申付之由、尤之儀候、被入念示給之趣、達 上聞候、恐く謹言、

十二月七日

堀田加賀守 正盛〔花押〕

阿部豊後守^{〇秋} 忠〔勝〕〔花押〕

酒井讚岐守 忠勝〔花押〕

土井大炊頭 利勝〔花押〕

薩摩 中納言殿 御報

土井大炊頭

酒井讚岐守

阿部豊後守

薩摩 中納言殿

堀田加賀守

封

カ

△

437

「児玉氏家藏」

尙く御前之大行を、此春より、當月之十五日迄能キ

次御座候而てんとうをおこなひ、大社へ大願を立進

上仕候、儲く御油斷被遊、御大事之星など、又ハ萬

ツの御たゝりニ而御座候を、うかくと被遊候而、

後六ツ敷成可申候間、御年寄衆ニ被仰付候萬ツの御

願、御ほとき肝要此事ニ御座候、今月廿三日ニ拙者

江戸へ御召罷下候由、御前へ御披露奉頼存候、

態一書申上候、隨而御前之御本卦、當卦并御一代之星、

當年之御運大きにたゝり候間、今度能次御座候而、熊

野三社法伊勢外宮・内宮、愛宕矢幡、さぬきのこんひら、

奈良ニ而春日、何も大社ニハ大行仕り、此御命の御符上

ケ申候間、書付とほり御服用可被遊候、此春より于今至

迄、大行を任上申候、何も右之大社へ大願を上置申候間、

御施キ肝要ニ御座候、彈正殿・下野殿まで、此春御前之

御願立仕候由、申下候つるか、御前御披露ハ無御座候哉、

拙者も俄ニ江戸へ召候而罷下り申候、若御用御座候ハ、

江戸ニ而可被仰付候、恐惶謹言、

「年紀未究」

八月十六日

藤

信直

松平中納言様

誰ニ而御申

438

「源綱貴書之印」



雪降ハ太山からすの羽かくして

鷺ぞ群居るまきの梢に

色かへぬえにしも久しくれ竹の

葉にふりつもる雪を見るかな



439

一筆致啓上候、

前攝政様弥御勇健被成御座、玆重奉存候、然者、同氏上

總介、賀之屏風相調候ニ付而、色紙形御清書之儀、從
左府様被仰上候處、今度之祝儀、格別被思召上、御染筆
被成下、頃日相届致拜見候、右御清書故實有之、不容易
御事之由候處、被盡御心候儀、誠以御懇之至、忝次第奉
存候、御禮爲可申上、如斯御座候、隨而目錄之通致進上
之候、此等宜預洩達候、恐々謹言、

八月四日

繼豐

中川石見守殿

440 芳牒披見、内々令約諾候賀之屏風、相調候、被伸謝蒙、

如目錄賜之、丁寧之至、怡悅之事情也、

近衛

五月八日

家久御判